富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

Shizuoka Prefecture

出前人権講座のご案内

静岡県人権啓発センターでは、企業や各種団体、市町、学校、自治会などが行う人権に関する研修会や学習会などに講師を派遣しています。講師料や交通費は不要です。お気軽にお問い合わせください。

人権ライブラリーのご案内

静岡県人権啓発センターでは、人権に関する研修会や学習会、授業などの教材として利用できるビデオ・ＤＶＤや図書等を無料で貸し出しています。ぜひご利用ください。センター内での視聴や閲覧もできます。

人権相談のご案内

静岡県人権啓発センターでは、相談員が人権に関する電話相談や面接相談に応じ、助言や情報提供を行っています。個室の相談室があり、安心して相談できます。

相談日：月～金（祝日、12／29～１／３を除く）

時　間：午前９時００分～午後４時３０分

電　話：０５４－２２１－３３３０

＊面接相談ご希望の方は、あらかじめご連絡をお願いします。

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（静岡県人権啓発センター）
〒420-0856　静岡市葵区駿府町１－70　静岡県総合社会福祉会館４階
電話：054-221-3330　FAX：054-221-1948
e-mail　jinken@pref.shizuoka.lg.jp

印刷用の紙にリサイクルできます。　この印刷物は1,400部作成し、１部あたりの印刷経費は187.7円です。

静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）
令和三年（二〇二一年）三月
静岡県

静岡県人権施策推進計画
（第３次改定版）

〔ふじのくに人権文化推進プラン〕



令和３年（2021年）３月

静　岡　県

しあわせ社会は認め合いから　ふじのくに人権宣言

静岡県人権施策推進計画（第３次改定版）
〔ふじのくに人権文化推進プラン〕

令和３年(2021年)３月

静岡県健康福祉部福祉長寿局
地域福祉課人権同和対策室

〒420-0856　静岡市葵区駿府町１-70
静岡県総合社会福祉会館４階
TEL　054-221-2303　FAX　054-221-1948
電子メール　jinken@pref.shizuoka.lg.jp

はじめに



我が国では、急速な少子高齢化の進行や情報通信技術の飛躍的な発達等に伴い、人々の生活様式やコミュニケーションの手法が変化していく中、人権問題も、より複雑・多様化しています。

静岡県では、平成28年３月に策定した「静岡県人権施策推進計画（第２次改定版）」に基づき、国、市町や関係機関と連携し、家庭、学校、地域社会、職場など、あらゆる場において、人権教育・人権啓発に取り組んでまいりました。その結果、県民の皆様の人権尊重の意識は、着実に高まってきております。

しかしながら、依然として児童虐待やＤＶなど身体・生命の安全に関わる事象や不当な差別が存在し、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染した御本人や御家族、医療従事者に対する誹謗中傷など新たな人権侵害も生じていることは、誠に残念なことです。

こうした人権をめぐる様々な問題に対応するため、現行計画を改定し、「静岡県人権施策推進計画（第３次改定版）〔ふじのくに人権文化推進プラン〕」を策定しました。

県といたしましては、本計画の推進により、人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる県となるよう、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく幸せに暮らしていくことができる社会の実現を目指してまいります。関係の皆様におかれましては、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言を賜りました静岡県人権会議の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様や関係の皆様に心から感謝申し上げます。

令和３年３月

静岡県知事　川勝　平太

静岡県人権施策推進計画（第３次改定版）

目　　次

・静岡県人権施策推進計画（第３次改定版）の概要

第１章　総論

１　計画改定の趣旨 …… 1
２　計画の性格 …… 2
３　計画改定の背景 …… 2

第２章　推進計画の基本理念

１　推進計画の基本理念 …… 7
　　ふじのくに人権宣言 …… 8
２　基本理念の理想とする目指すべき社会の姿 …… 9
３　基本的視点 …… 10
４　計画の期間 …… 11

第３章　人権教育・啓発の推進

１　人権教育・啓発総論 …… 12
２　家庭における人権教育 …… 13
３　学校における人権教育 …… 16
４　地域社会における人権教育 …… 22
５　企業における人権啓発 …… 24
６　人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等 …… 26
７　県民への人権啓発 …… 28

第４章　分野別施策の推進

１　女性をめぐる人権問題 …… 30
２　子どもをめぐる人権問題 …… 37
３　高齢者をめぐる人権問題 …… 49
４　障害のある人をめぐる人権問題 …… 55
５　同和問題 …… 62

6　外国人県民等をめぐる人権問題 …… 68
7　感染症患者等をめぐる人権問題 …… 72
8　犯罪被害者等をめぐる人権問題 …… 80
9　刑を終えて出所した人をめぐる人権問題 …… 84
10　性的指向・性自認をめぐる人権問題 …… 87
11　インターネットによる人権侵害 …… 92
12　災害に起因する人権問題 …… 96
13　その他の人権問題 …… 99

第５章　相談・支援体制等の充実

1　相談・支援体制等の充実 …… 102

第６章　計画の推進

1　県の取組 …… 104
2　市町との連携 …… 104
3　県民との協働 …… 105
4　人権問題に取り組む民間団体との連携 …… 105
5　企業等との連携 …… 105
6　進行管理 …… 105

人権施策推進計画（第３次改定版）施策体系 …… 106
指標一覧 …… 110
用語の解説 …… 114
参考資料 …… 126
1　世界人権宣言 …… 127
2　日本国憲法（抄） …… 133
3　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 …… 138
4　人権教育・人権啓発に関する基本計画の概要 …… 140
5　「人権擁護」に関する決議 …… 142
6　新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の根絶に関する決議 143
7　静岡県人権会議設置要綱 …… 144
8　静岡県人権施策推進本部設置要綱 …… 147

静岡県人権施策推進計画（第３次改定版）の概要

基本理念

人権尊重の美しい“ふじのくに”づくり
～県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた
思いやりあふれる静岡県の実現～



基本理念の理想とする目指すべき社会の姿

・県民一人ひとりに人権感覚が備わった社会
・自分らしさを生かすことができる社会
・生命を大切にし、多様性を認め合い、共生の心をもって共に創る社会
・ふじのくに人権宣言の趣旨が浸透した安心して暮らせる社会

基本的視点

自尊感情・社会性の育成	自律・自立心の育成	ユニバーサルデザインの推進
自己実現のための機会の保障	共生社会の実現	相談・支援体制等の充実

施策体系

人権教育・啓発の推進

・家庭における人権教育
・学校における人権教育
・地域社会における人権教育
・企業における人権啓発
・人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等
・県民への人権啓発

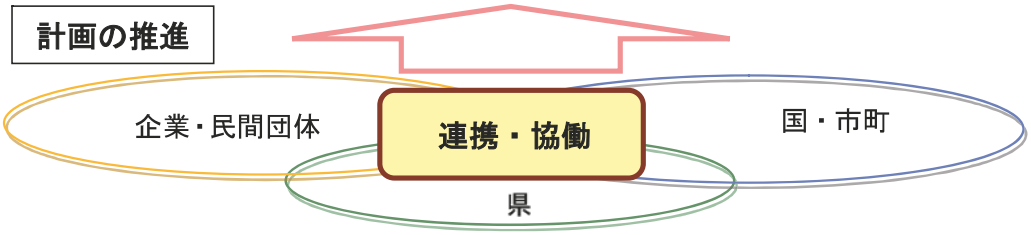
相談・支援体制等の充実

・相談・支援体制等の充実

分野別施策の推進

・女性をめぐる人権問題
・子どもをめぐる人権問題
・高齢者をめぐる人権問題
・障害のある人をめぐる人権問題
・同和問題
・外国人県民等をめぐる人権問題
・感染症患者等をめぐる人権問題
・犯罪被害者等をめぐる人権問題
・刑を終えて出所した人をめぐる人権問題
・性的指向・性自認をめぐる人権問題
・インターネットによる人権侵害
・災害に起因する人権問題
・その他の人権問題

計画の推進



第１章　総論

１　計画改定の趣旨

平成12年(2000年)に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）においては、国民が「人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう」(第３条)に、国は「人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない」(第７条)こと、また、国及び地方公共団体は、「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」(第４条、第５条)ことを定めています。

国においては、平成14年(2002年)３月に「人権教育・啓発推進法」に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、平成23年(2011年)４月に項目を追加する変更を加えながら、人権尊重社会の早期実現に向けて人権教育・啓発を推進してきています。

本県においては、平成11年(1999年)３月に「『人権教育のための国連10年』静岡県行動計画～ふじのくに人権文化創造プラン～」(計画期間:平成11～16年度)を策定し、様々な人権施策を展開してきましたが、さらに、平成17年(2005年)３月には「静岡県人権施策推進計画〔ふじのくに人権文化創造プラン21〕」（計画期間：平成17～22年度）を、平成23年(2011年)３月には「静岡県人権施策推進計画（改定版）〔ふじのくに人権文化推進プラン〕」（計画期間：平成23～27年度)、そして、平成28年(2016年)３月には「静岡県人権施策推進計画（第２次改定版）〔ふじのくに人権文化推進プラン〕」（計画期間：平成28～令和２年度）を策定し、人権尊重の意識が生活の中に定着し、誰もが幸せに暮らせる静岡県の実現を目指して、人権教育･啓発の推進に取り組んできています。

その結果、本県において５年ごとに実施している「人権問題に関する県民意識調査」において、「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県」になっていると回答した人が、平成11年度調査では20.5%だったものが、平成16年度26.5%、平成21年度30.5%、平成26年度41.8%、令和元年度38.1%となり、近年は県政世論調査においても、平成29年度37.1%、平成30年度45.3%、令和２年度48.2%となるなど、およそ４割の人がそのように回答しており、県民の間に人権尊重の意識は着実に広まりつつあると見ることができます。

しかしながら、現実には、令和２年(2020年)以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という状況の中、インターネット上で、感染者や医療従事者、又

はその家族等に対する誹謗中傷や個人情報の特定の書き込みといった人権侵害が本県でも生じています。

今回の改定は、新たに生じた課題や整備された法制度、計画等に対応するために、県民の人権問題への取組を呼びかけ、人権尊重の意識が社会に定着した人権文化の一層の推進を目指し、人権施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。

２　計画の性格

「人権教育・啓発推進法」に基づき策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や、これまでの静岡県人権施策推進計画の趣旨等を引き継ぐもので、今後の本県の人権施策の基本指針となる計画です。

また、「富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」を基本理念とする静岡県総合計画を踏まえるとともに、関連する本県の各計画との整合性を図ったものとなっています。

３　計画改定の背景

(1) 人権尊重の国際的な流れ

二度にわたる世界大戦の反省から、基本的人権の尊重と伸張が進められ、その動きが、昭和20年(1945年)10月24日に発足した国際連合(国連)の憲章の中にも取り入れられました。昭和23年(1948年)12月10日の第３回国連総会では、人権が守られるための、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、世界人権宣言が採択されました。その第１条において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と規定されています。

国連では、この世界人権宣言の精神を実現するため、「国際人権規約」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約)、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）など、様々な条約の採択や国際年の制定等、人権保障に向けた取組を行っており、近年では、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択されています。

こうした取組の一環として、国連では、「人権教育のための世界プログラム」

を平成17年(2005年)から開始することを採択し、その第１段階(2005年～2009年)においては、初等・中等教育制度に重点を置いた取組が行われ、第２段階(2010年～2014年)においては、高等教育並びに教育者、公務員等のための人権教育に焦点をあてた取組が決議されました。続いて、第３段階(2015年～2019年)では、メディアと報道関係者に焦点をあてるとともに、初等・中等・高等教育などにおける、これまでの人権教育の取組を一層強化する取組が行われてきました。そして、平成30年(2018年)９月の第39回人権理事会において、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包括的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力をあてることとした第４段階(2020年～2024年)が決議されました。

(2) 我が国における取組

日本国憲法(昭和22年(1947年)５月施行)では、基本的人権の尊重を、国民主権、平和主義と並んで基本原理の一つとしています。人権は、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない権利です。また、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」そして、基本的人権は、侵すことができない永久の権利(第11条、第97条)であると規定しています。第13条では、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」ことがうたわれています。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめ、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約など、人権に関する様々な条約を批准しており、近年では障害者権利条約を批准しています。

また、人権が保障されるよう、昭和44年(1969年)７月の「同和対策事業特別措置法」の施行などの特別措置法をはじめ、平成11年(1999年)６月の「男女共同参画社会基本法」の施行、平成12年(2000年)11月の「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)の施行、平成13年(2001年)10月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(配偶者暴力防止法)の施行、平成18年(2006年)４月の「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)、及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の施行、平成21年(2009年)４月の「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病

問題基本法）の施行など、各種法律の整備が図られてきました。

近年では、平成28年(2016年)４月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、同年６月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、同年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が相次いで施行されました。

平成12年(2000年)12月には、「人権教育・啓発推進法」が施行され、国、地方公共団体の人権教育・人権啓発の責務が定められるとともに、国民に対しては、人権尊重の精神の涵養とともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないことが規定されました。平成14年(2002年)３月には、同法に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました（平成23年(2011年)４月に、項目追加による計画変更)。

(3) 県の取組

平成11年(1999年)３月に、平成16年度までを計画期間とする「『人権教育のための国連10年』静岡県行動計画～ふじのくに人権文化創造プラン～」を策定し、平成14年(2002年)には、静岡県総合計画「魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン－富国有徳、しずおかの挑戦－」の基本計画の中に「人権尊重の意識が定着した人権文化の創造」を位置付けました。

平成16年(2004年)１月には、人権啓発活動の拠点として平成９年(1997年)４月に県庁西館に設置した「静岡県人権啓発センター」を、県民が気軽に訪れ、利用することができるよう、静岡県総合社会福祉会館（シズウェル）に移転し、県民の人権尊重の意識の高揚に取り組んでいます。

平成17年(2005年)３月には、平成22年度(2010年度)までを計画期間とする「静岡県人権施策推進計画」、平成23年(2011年)３月には、平成27年度(2015年度)までを計画期間とする同計画（改定版)、平成28年(2016年)３月には、令和２年度(2020年度)までを計画期間とする同計画（第２次改定版）を策定し、県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた温もりあふれる静岡県の実現を目標として、市町等とも連携しながら、様々な人権施策に取り組んできました。

その結果、先にも記したように、平成11年度には「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県」になっていると回答した人が20.5%だ

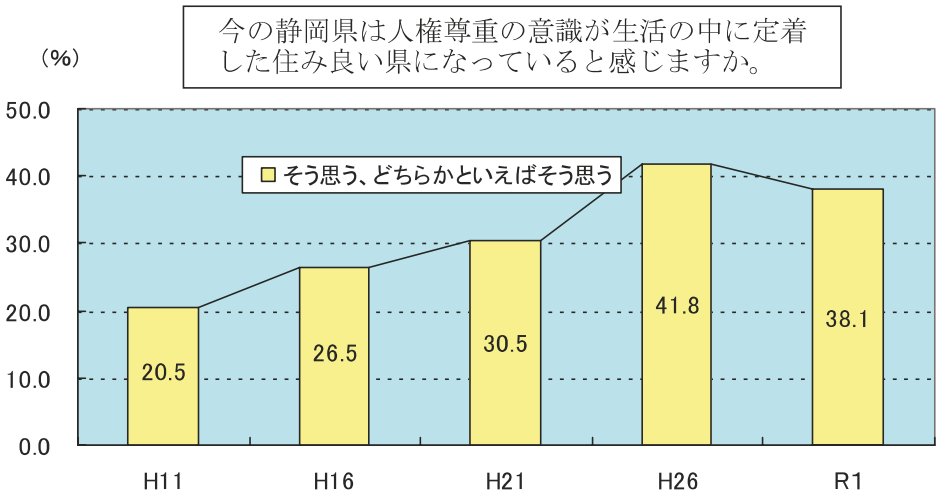
ったものが、近年は40％程度で推移している状況となっています。

一方で、令和元年度の「人権問題に関する県民意識調査」において、「この５年間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがある。」と回答した人は、平成26年度の調査と同じ16.2％ではありますが、その内容は、「職場でパワー・ハラスメントを受けたこと」や「あらぬ噂や他人からの悪口、陰口を受け、名誉や信用を傷つけられたこと」などの割合が高くなっているほか、個人情報やプライバシーの問題が高くなっていることから、依然として身近な場所で様々な人権問題が発生していることがうかがえます。

このため、こうした人権問題の解消が図られ、お互いの人権を尊重し合える社会が構築されるよう、引き続き、取組を進めていくことが求められます。

なお、静岡県議会においても、平成５年(1993年)12月定例県議会で、『「人権擁護」に関する決議』を議決しています。

さらに、令和２年(2020年)12月定例県議会では、コロナ禍での医療従事者等への差別や偏見、誹謗中傷の根絶に向けて、『新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷の根絶に関する決議』を議決しています。



人権問題に関する県民意識調査

総論

静岡県人権啓発センターでは、県民の人権尊重の意識の高揚を図るため、次の活動を行っています。

- **啓発・研修事業実施**
  - ・講演会の開催
  - ・テレビ、ラジオなどのマスメディアを利用した啓発
- **啓発指導者養成**
  - ・人権問題について自ら啓発活動をすることができる人材の養成
- **県民による自発的学習への支援**
  - ・団体、企業、市町等が行う研修への講師派遣（出前人権講座）
  - ・図書、ビデオ・ＤＶＤ等啓発映像の貸出し
- **啓発研修教材の作成**
  - ・わかりやすい教材（冊子など）の開発、発行
- **情報の収集及び発信**
  - ・啓発を進める上での資料となる情報の収集
  - ・ホームページ等による情報発信
  - ・センターだより「じんけん」の発行
- **人権問題に関する相談**

第２章　推進計画の基本理念

１　推進計画の基本理念

人権尊重の美しい“ふじのくに”づくり

～県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現～

人間は、生まれながらにして、独自の個性、感性、能力、生命力を持っており、個人としてかけがえのない存在です。この人間の尊厳が守られるためには、お互いの人権を尊重し合うことができ、自分らしい生き方ができることが求められます。

こうしたことから、「人権尊重の美しい“ふじのくに”づくり～県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現～」を基本理念に掲げ、県民一人ひとりが、それぞれがかけがえのない存在であることを認識し、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが人間らしく、幸せに暮らしていくことができる社会の実現を目指します。

なお、静岡県人権会議は、平成16年(2004年)12月15日に、「ふじのくに人権宣言」を発表し、差別意識の解消とお互いの人権を尊重し合う社会の構築に当たって必要となる日常生活の中での取組事項を示しました。

ふじのくに人権宣言は、毎年の人権フェスティバルにおいて、県民に向けて呼びかけられています。

指　　標	令和７年度
「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合	50%以上

（参考：前計画における指標）

「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合　･･･　令和２年度　48.2%

ふじのくに人権宣言

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

この世界人権宣言第１条は、人類社会の至高の理想と私たちがいかに生きていくべきかを示しています。

その実現に向けて、人権問題の多くに内在する差別意識を解消するとともに、お互いの人権を尊重し合う社会を築いていきます。

そのために、私たちは毎日の生活の中で、次のことを実践します。

１　自分の人権はもちろん、他人の人権をも敏感に感じる心を養います。

２　日ごろから人権問題に関心を持ち、自分自身の問題として考え、行動します。

３　家庭や地域社会、職場などで、人権問題について話し合う機会を作ります。

４　個性の多様性を受け入れ、異なる個性と共存していくという意識を持ちます。

平成16年12月15日

静岡県人権会議

２　基本理念の理想とする目指すべき社会の姿

「人権尊重の美しい“ふじのくに”づくり～県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現～」を図るには、人権を有する主体としての個人、一人ひとりが、人権尊重の意味を深く理解し、豊かな人権感覚を身につけるとともに、社会としても、一人ひとりの人権が尊重されていることが大切です。

このため、この計画の基本理念が実現された目指すべき社会の姿は、次のような社会といえます。

県民一人ひとりに人権感覚が備わった社会

県民一人ひとりが、人権尊重の意味を正しく理解し、お互いの人権を尊重し合うことができる、偏見や差別などがない社会

自分らしさを生かすことができる社会

性別や年齢、障害の有無、社会的身分、門地などによって、差別されず、その個性と能力を十分に発揮できる社会

生命を大切にし、多様性を認め合い、共生の心をもって共に創る社会

一人ひとりの個性や生き方は違っています。この違いを認め合い、自分のみならず、他人もかけがえのない存在であることを認識することにより、生命を大切にし、他人の人権にも十分に配慮することで、すべての人が、共に生き、共に創る社会

ふじのくに人権宣言の趣旨が浸透した安心して暮らせる社会

配偶者等からの暴力、児童虐待や高齢者虐待などの人権侵害から守られた、安心して暮らせる社会

３　基本的視点

人権施策については、次の６つの基本的視点をもとに施策を推進していきます。

自尊感情・社会性の育成

自分をかけがえのない一人の人間として価値を認め、自分を大切に思う感情を高め、自分に誇りを持つことが、他者をかけがえのない存在として尊重する社会性につながります。

自律・自立心の育成

自己を肯定する感情を持ち、生まれながらにして持っている個性、感性、能力、生命力を活かし、自ら考え、選択することができれば、自分らしい生き方ができ、自律・自立した生活を送ることができます。

この際、利己的な行動を取るのではなく、他者との関係において、お互いを尊重し合うことを前提に、主張すべきことは主張し、その結果としての責任を負うことが求められます。

ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインの考え方による建物や道路等の整備を行うとともに、県民一人ひとりが、障害のある人や高齢者などの様々な特性や考え方の違いを認め合い、相手の立場に立って思いやりある行動ができるよう「心身のユニバーサルデザイン」の醸成と実践が必要です。

自己実現のための機会の保障

各個人が個性を発揮し、自己実現を図っていくには、自分の能力を最大限に発揮できる機会が保障されていることが大切です。

共生社会の実現

社会を構成するかけがえのない存在である一人ひとりが豊かに暮らしていくには、お互いに理解し、認め合い、尊重し合うことが大切です。そして、多様性を認め合い、他者と協働し、共生していくことが豊かな社会を創ることにつながります。

相談・支援体制等の充実

人権侵害に対応するためには、適切な助言などによる相談・支援を行うとともに、早期発見、早期対応等ができるよう救済体制を充実することが大切です。

４　計画の期間

令和３年度(2021年度)から令和７年度(2025年度)までの５年間を計画期間とします。ただし、社会的状況や法制度の整備等の国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第３章　人権教育・啓発の推進

１　人権教育・啓発総論

人権教育は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）の第２条において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とされており、人権啓発は、同条において、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」とされています。また、それらの基本理念として、同法第３条において、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることが求められています。

本県では、平成30年(2018年)３月に策定した静岡県教育振興基本計画～“ふじのくに”に根ざした教育の推進～において、「共生社会を支える人権文化の推進」を図ることとしており、生涯のあらゆる場において人権教育を推進しています。

また、県民の幅広い世代に人権尊重の理念を普及させるため、静岡県人権啓発センターを中心に、啓発冊子の発行や講師の派遣、広報活動、講演会の開催等、様々な人権啓発を実施し、人権尊重の意識の高揚を図っています。

こうした取組をより効果的に推進していくには、あらゆる場において、人権に関する情報に触れる機会や人権問題の解決に向けた実践的な行動力を育成するための学習機会を提供する等、その充実を図るとともに、県民一人ひとりが、人権問題における当事者として、人権尊重の精神の涵養に努めていく必要があります。

２　家庭における人権教育

(1) これまでの取組と現状・課題

家庭における教育は、すべての教育の出発点であり、幼児期から人権を尊重し、命の大切さや善悪の判断等、基本的な社会性を身に付ける重要なものです。

しかし、家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化に伴い子育て家庭が孤立する中で、日々の子育てに対する助言や支援等を受けることが困難な状況にあり、家庭の教育力の低下が指摘されています。そこで、子どもが基本的な生活習慣、モラル等を身に付け、豊かな心と健やかな体を育むことができるよう、社会全体で家庭教育支援を行う必要があります。

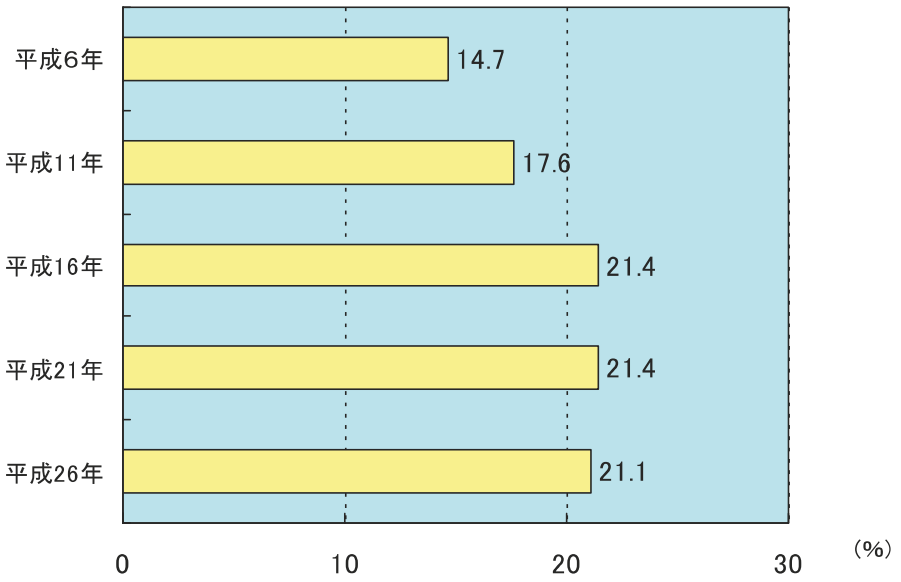
本県では、平成30年(2018年)３月に策定した静岡県教育振興基本計画～“ふじのくに”に根ざした教育の推進～において、社会総がかりで取り組む教育の実現として、家庭における教育力の向上を掲げており、働く保護者への家庭教育支援の推進や、人づくり推進員による家庭における子育てや人づくりへの助言等に取り組んでいます。

また、同年同月に策定した「夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プラン－第３期静岡県子ども・若者計画－」では、子育て・家庭教育への支援として、子育てを応援する気運の醸成を図るため、様々な機会を活用し、啓発活動を推進するなど、子どもを育てやすい環境整備に努めるとしています。

こうした取組により、今後も家庭教育における学習機会の充実や子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の充実など、家庭教育への支援に努めていく必要があります。

家庭における人権教育

「家庭養育上の問題」として「しつけや子育てに自信がない※」と答えた世帯の割合



全国家庭児童調査（厚生労働省）

※平成16、21、26年は、「子育てについての不安や悩み」として「子どもの育て方について自信が持てないこと」と答えた保護者の割合

(2)　施策の方向

○人権への芽生えを育む家庭教育の重要性を考慮して、子どもと大人がともに人権感覚の育成が図られるよう、保護者の多様な学びの場づくりを進めます。

○保護者が自信を持って健やかに子どもを育てることができるよう、子育ての悩みや不安感を軽減するための交流の場の整備、相談・支援体制の充実を図ります。

(3)　主要施策

ア　学習機会等の充実

（取組内容）

○子育て世代を支援するため、老人クラブと連携して、「ものづくり」「奉仕活動」「食育」などを通じた、高齢者と子ども・保護者との共通体験活動に取り組み、高齢者が人生の中で培った豊かな知識や経験、知恵を地域における子育てに活用します。（健康福祉部長寿政策課）

○父親が子育てに主体的に取り組むこと等の意識啓発を進めます。（健康福祉部こども未来課）

○「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる」保護者の資質を育てるため、学校と連携して学習機会の充実を図ります。（教育委員会教育政策課）

○家庭教育における学習機会の充実のため、家庭教育支援員を養成し、学校等の保護者の身近な場で、家庭教育ワークシート「つながるシート」を活用した家庭教育講座を実施します。（教育委員会社会教育課）

イ　相談体制の充実

（取組内容）

○静岡県男女共同参画センター「あざれあ」の相談機能の充実を図り、家族や夫婦などの悩みについて、女性相談及び男性相談の専用窓口を設け、対応していきます。（くらし・環境部男女共同参画課）

○地域子育て支援拠点や児童館等の質の向上を図るとともに、保護者・子どもの抱える多様な悩みに対応できる職員を育成します。（健康福祉部こども未来課）

○家庭教育支援員が身近な相談相手となり、保護者の悩みや不安の軽減に努め、深刻化を防ぎます。特に困難な相談内容は、各専門機関につなぐことで対応できる体制を引き続き整えます。（教育委員会社会教育課）

３　学校における人権教育

(1) これまでの取組と現状・課題

本県では、平成30年(2018年)３月に策定した静岡県教育振興基本計画～“ふじのくに”に根ざした教育の推進～において、「共生社会を支える人権文化の推進」のため、人権教育に関する研修や人権教育の手引きの活用等を通じて、自他の人権を大切にする態度や行動力の育成を図っています。

すべての人々が互いに理解・尊重し、共に社会を創る共生社会の実現に向けて、県民一人ひとりの人権尊重の意識の向上と人権に対する正しい理解や人権感覚を高める人権教育の充実が求められています。

学校においては、幼稚園等の就学前段階から、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等に至るまで、発達段階に応じて、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育の充実を図っています。

教育活動全体を通じて、人権教育が推進されていますが、知的理解だけでなく、人権感覚が十分身に付くような指導方法を実施できるよう、工夫していく必要があるほか、併せて教職員の人権尊重理念についての理解を深めるための研修の充実を図る必要があります。

(2)　施策の方向

○学校教育においては、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成」を目指し、次の点を重点として充実を図ります。
・暴力行為やいじめを絶対に許さない学校体制を整え、教育活動全体を通じて人権感覚の育成を図るとともに、子ども一人ひとりが自他の大切さを実感できる学校環境づくりを進めます。
・各校の人権教育の課題を明確にし、一人ひとりの良さが生きる授業を意図的、計画的、系統的に展開します。
・多様な体験活動や様々な人たちとの交流の場の設定、参加体験型学習など、主体的に学ぶ指導法を工夫します。
○幼稚園、認定こども園や保育所においては、幼児の自尊感情や自立心を育成し、公正で豊かな人間性の芽生えを育む幼児教育を充実させます。
○開かれた学校づくりを進め、学校と家庭、地域や関係機関との連携により、児童生徒への人権教育の充実を図ります。
○教職員の人権感覚を高め、人権教育の指導に係る資質の向上のため、教職員研修の充実を図ります。

(3)　主要施策

ア　推進体制の充実

（取組内容）

○各学校における人権教育推進体制の充実を図るため、人権教育を推進する校内組織の整備、全体計画・年間指導計画に基づいた推進環境の整備、人権教育に関する校内研修の実施を推進します。（教育委員会教育政策課）

イ　発達段階に応じた人権教育の推進

（取組内容）

（ア）幼稚園、保育所等における人権教育

○幼児・児童が基本的な生活習慣を身に付け、偏見や差別を持たない公正で豊かな人間性の芽生えを育むための実践的な職員研修を行うよう

幼稚園、認定こども園、保育所、児童館等に対し働きかけます。（スポーツ・文化観光部私学振興課、健康福祉部こども未来課）

○認定こども園や保育所においては、健康や安全などの生活に必要な基本的な態度や習慣を養うとともに、人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にする心を育てるための保育が行われるよう働きかけます。（健康福祉部こども未来課）

○幼稚園においては、基本的な生活習慣の育成とともに、一人ひとりの特性に応じて、自立心を育て、人やものとかかわる力、思いやりの心など、偏見や差別を持たない公正で豊かな人間性の芽生えを育む教育活動を展開します。特に、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の連携を促進し、就学前の子どもに対する人権教育の充実に努めます。（教育委員会義務教育課）

（イ）小学校における人権教育

○小学校の教育活動全体を通して多彩な資質や能力を引き出す教育を進め、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる子ども」の育成に努めます。（教育委員会教育政策課）

（ウ）中学校における人権教育

○中学校の教育活動全体を通して主体性と創造性を伸ばす教育を進め、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる子ども」の育成に努めます。（教育委員会教育政策課）

（エ）高等学校における人権教育

○高校生を対象としたデートＤＶ防止の出前セミナーを通じて、性や子どもを産むことにかかわるすべてにおいて、本人の意思が尊重されることの理解を進めます。（くらし・環境部男女共同参画課）

○多様な体験活動や様々な人との交流活動への積極的な参加を促し、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心を持つ等の豊かな人間性を育みます。（教育委員会高校教育課）

（オ）特別支援学校における人権教育

○個に応じた多様な教育内容・方法を用意し、個別の指導計画の下、社会参加･社会自立を目指します。（教育委員会特別支援教育課）

○地域活動への参加を含めた様々な形態の交流及び共同学習を推進し、豊かな人間性と社会性を育成するとともに、障害のある人に対する県民の理解を深めます。（教育委員会特別支援教育課）

ウ　指導方法の充実等

（取組内容）

○学習者が主体的に学習を進められる活動（参加体験型学習等）を積極的に取り入れる等、より効果的な指導方法の開発と研究に努めます。（教育委員会教育政策課）

エ　家庭・地域等との連携

（取組内容）

○多様な主体による地域福祉活動を推進するため、学校、家庭、地域社会に対する福祉教育、啓発活動を積極的に実施します。（健康福祉部地域福祉課）

○地域において人権教育・啓発の指導的立場にある家庭教育関係指導者、社会教育関係指導者、保護者、ＰＴＡ役員等を対象とした研修会を開催します。（教育委員会教育政策課）

○教育活動を開かれたものとし、外部人材の活用を図ります。（教育委員会義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

○児童生徒が、自分以外の人々の価値観の存在を知り、その理解に努めるとともに、自己肯定感や自己有用感を持つことができるよう、多くの仲間や異世代の人と触れ合う社会奉仕体験活動等の多様な体験活動や高齢者、障害のある人等との交流機会を充実させます。（教育委員会義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

○多様化、複雑化する児童生徒の心理的課題に対応するため、専門機関との連携体制を整備します。（教育委員会高校教育課、特別支援教育課）

○地域の人々の参画を得て、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を提供することにより、子どもが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。（教育委員会社会教育課）

○家庭や地域において青少年が孤立感を味わうことがないようにするため、地域の青少年声掛け運動を推進し、地域における大人と子どもの豊かな人間関係を構築するとともに、犯罪非行の未然防止を図ります。（教育委員会社会教育課）

オ　私立の小・中・高等学校における人権教育・啓発への支援

（取組内容）

○県内の私立の小・中・高等学校に対しても人権教育・啓発が行われるよう働きかけます。（スポーツ・文化観光部私学振興課、健康福祉部人権同和対策室）

○県教育委員会が作成する人権教育指導資料の提供や人権に関する各種研修会への参加呼びかけ等を通じ、私立の小・中・高等学校が行う人権教育・啓発を支援します。（教育委員会教育政策課）

カ　大学等における人権教育・啓発の推進

（取組内容）

○大学生などを対象としたデートＤＶ防止の出前セミナーを通じて、性や子どもを産むことにかかわるすべてにおいて、本人の意思が尊重されることの理解を進めます。（くらし・環境部男女共同参画課）

○静岡県立大学及び静岡文化芸術大学に対し、人権に関する講座等の継続と充実を働きかけます。（スポーツ・文化観光部大学課）

○県内の大学、短期大学や専修学校・各種学校に対しても、人権教育を行うよう働きかけます。（健康福祉部人権同和対策室）

キ　教職員に対する研修

（取組内容）

○私立学校に対しては、教員の人権意識を高め、人権教育の指導に係る資質の向上を図るよう、教員研修の充実を働きかけます。（スポーツ・文化観光部私学振興課、健康福祉部人権同和対策室）

○各学校における人権教育を推進するため、管理職や人権教育担当者等に対する研修内容の充実を図るとともに、研修の成果が普及するよう支援します。（教育委員会教育政策課）

○幼少期の人権教育を推進するため、幼児教育指導者に対する研修機会の充実を図ります。（教育委員会教育政策課）

ク　相談体制の充実

（取組内容）

学校における人権教育

○小・中学校においては、中学校区毎にスクールカウンセラー等を配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言等を行い、教育相談体制の整備・充実を図ります。（教育委員会義務教育課）

○小・中学校においては、スクールソーシャルワーカーの配置を推進し、関係機関等と連携した課題解決への対応を図ります。（教育委員会義務教育課）

○高等学校においては、スクールカウンセラーや学校支援心理アドバイザーの配置を拡大するとともに、教職員による適切な指導、学校・家庭・地域の連携強化や相談体制の充実を図ります。（教育委員会高校教育課）

○特別支援学校においては、スクールカウンセラーを配置し、教職員による適切な指導、学校・家庭・地域の連携強化や相談体制の充実を図ります。（教育委員会特別支援教育課）

４　地域社会における人権教育

(1) これまでの取組と現状・課題

地域社会には、家庭や学校とともに、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心を育む役割があります。しかし、家族形態の多様化や高度情報化社会の進展は、地縁的なつながりの希薄化をもたらし、様々な人権問題が身近なところで起きています。

本県では、平成30年(2018年)３月に策定した静岡県教育振興基本計画～“ふじのくに”に根ざした教育の推進～において、社会総がかりで取り組む教育の実現として、家庭、学校、地域等のあらゆる場において、人権に対する正しい理解や人権感覚を高める人権教育の充実を図ることとしています。

また、同年同月に策定した「夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プランー第３期静岡県子ども・若者計画ー」では、地域全体で子どもを育む環境の整備として、「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、子どもが基本的な生活習慣、モラル等を身に付け、豊かな心と健やかな体を育むことができるよう、地域で子育てや家庭教育を支える取組を推進するとしています。

人権が尊重される社会を築いていくためには、家庭と学校、地域社会が連携して、人権に関して学ぶ機会を充実し、住民一人ひとりの人権尊重の理念を深めるようにしていく必要があります。

(2) 施策の方向

○地域において質の高い人権教育が進められるよう、人権教育を推進するための指導者の養成を図ります。特に、研修内容に参加体験型による学習手法を活用するなど研修会の運営方法を工夫して、学習プログラムを企画する能力の育成に努めます。

○地域の指導的立場にある人たちが自らの研修成果を地域における学習活動に活かしていけるよう支援していくほか、公民館、自治会、老人クラブや青少年団体などの地域における活動を支援するとともに、これらの組織や団体との連携を進め、人権に関する学習機会の充実を図ります。

(3)　主要施策

ア　指導者の養成

（取組内容）

○女性の審議会等委員への登用を進めるとともに、女性防災リーダー等、地域で活躍できる人材を養成します。（くらし・環境部男女共同参画課）

○地域社会の中で活動する家庭教育指導者、学校の教職員、社会教育関係職員などの組織の指導者層を対象とした講座を開催します。また、民生委員・児童委員、人権擁護委員等を対象として、人権啓発指導者養成講座を実施し、人権尊重の理念の普及高揚を図るための啓発ができる人材を養成していきます。（健康福祉部人権同和対策室、教育委員会教育政策課）

イ　学習機会等の充実

（取組内容）

○市町、市町の男女共同参画センター等との協働により、県内各地域の状況や特色を踏まえ、男女共同参画の学習機会を提供します。（くらし・環境部男女共同参画課）

○人権尊重の意識の高揚を図るため、市町が実施する人権に関する教育・啓発活動を支援します。（健康福祉部人権同和対策室、教育委員会教育政策課）

○社会教育関係職員を対象とする研修会の中で、人権教育に関する講話や協議を実施し、人権尊重の意識の高揚を図ります。（教育委員会教育政策課）

○地域における大人と子どもの豊かな人間関係を築き、犯罪や非行を未然に防止できる地域社会の実現を目指し、大人が青少年に積極的にかかわっていく社会風潮をつくるため、地域の青少年声掛け運動を推進します。（教育委員会社会教育課）

○地域の人々の参画を得て、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を提供することにより、子どもが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。（教育委員会社会教育課・再掲）

５　企業における人権啓発

(1) これまでの取組と現状・課題

企業においては、公平な採用、男女間の昇進や賃金格差の問題、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等への対応が求められています。

こうした状況の中、国は、労働施策総合推進法・男女雇用機会均等法等を改正し、令和２年(2020年)６月から、職場におけるハラスメント対策を強化しました。

企業も社会の構成員であるという考えが定着し、その社会的責任（ＣＳＲ）が一層重要視され、自社の従業員だけでなく、消費者や地域社会等への配慮も求められるようになっています。

また、平成31年(2019年)４月には、改正「出入国管理法及び難民認定法」が施行され、外国人材の受入れが拡大する中で、外国人労働者にとっても、働きやすい社会としていくことが大切です。

企業は社会への大きな影響力を持つことから、県として、今後も引き続き、企業に対する人権啓発を実施していく必要があります。

(2) 施策の方向

○国や関係機関等と連携して、企業のハラスメントの防止を含めた人権教育・啓発への取組を一層働きかけるとともに、講師派遣、啓発教材の提供等を通じて企業内啓発活動を支援していきます。

○各種団体における人権教育・啓発に関する自主的な取組への支援を通して、企業内における人権教育・啓発への取組を促進していきます。

(3) 主要施策

ア　企業における人権啓発の支援

（取組内容）

○静岡県人権啓発センターにおいて、ハラスメントを含む人権問題に関する研修などの企業内啓発活動を働きかけるとともに、その取組に対し、講師の派遣、図書やビデオ・ＤＶＤの貸出し等を通じて積極的に支援します。（健康福祉部人権同和対策室）

企業における人権啓発

○就職の機会均等が確保されるための公正な採用選考システムの確立が図られるよう、国と連携して、公正採用選考人権啓発推進員等に対する研修を実施します。（健康福祉部人権同和対策室）

○外国人労働者が、日本人と比べて不利な条件で雇用されるなどの問題が生じないよう、労働局や法務局等の関係機関と連携して、セミナーや出前人権講座を通じ、企業に対する周知啓発を行います。（健康福祉部人権同和対策室）

○経済団体等の協力を得て、企業内啓発活動への取組を一層働きかけます。（健康福祉部人権同和対策室）

○パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等が行われることがないよう、国の指針等資料を県ホームページなどを通じて提供し、企業が行う自主的な取組について支援します。（経済産業部労働雇用政策課）

６　人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、以下に掲げる人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等の取組により人権尊重の意識の高揚を図る必要があることから、今後も積極的に推進していきます。

(1) 教職員等

（取組内容）

○私立学校に対しては、教員の人権尊重の意識を高め、人権教育の指導に係る資質の向上を図るよう、教員研修の充実を働きかけます。（スポーツ・文化観光部私学振興課）

○学校等において指導的立場にある人たちの研修会を充実させ、人権感覚の育成を図るとともに、学校運営の基盤としての人権教育という認識の浸透を図ります。（教育委員会教育政策課）

○社会教育関係職員を対象とする研修会の中で、人権尊重の意識の向上を図ります。（教育委員会社会教育課）

(2) 医療関係者

（取組内容）

○看護専門職の養成に当たり、人権尊重の理念に基づく教育を一層推進するよう、静岡県立大学に対し働きかけます。（スポーツ・文化観光部大学課）

○精神科病院の長期入院者の地域移行・地域定着を推進するため、精神科病院、相談支援事業所の職員等に対する研修を実施します。（健康福祉部障害福祉課）

○医療関係者に対して、患者の同意を得た治療、患者への診療情報の提供等患者本位の医療の提供について働きかけます。（健康福祉部医療政策課）

○県立看護専門学校においては、医療が高度化・専門化する中で、すべての患者の人権に配慮した高い看護技術の提供ができる看護職員を養成します。（健康福祉部地域医療課）

(3) 福祉関係者

（取組内容）

○社会福祉施設職員、民生委員・児童委員、福祉ボランティア等の福祉に携わる人に対する人権教育を、静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会等と

連携して行います。（健康福祉部地域福祉課）

○福祉サービスを提供する事業者に対して、人権の尊重、人権侵害の防止に関する研修を実施します。（健康福祉部健康増進課、介護保険課）

○介護支援専門員を養成する実務研修や専門研修において、利用者の尊厳と人権を守る視点をテーマとした研修を実施します。（健康福祉部介護保険課）

○日々の保育を通じた人とのかかわりの中で、人に対する愛情や信頼感、人権を大切にする心を育てるために、保育士等の資質向上を図るよう働きかけます。（健康福祉部こども未来課）

(4) 消防職員

（取組内容）

○静岡県消防学校における研修体系に人権教育を位置付け、初めて消防職員に採用された職員を対象とする初任教育において人権教育を実施します。（危機管理部消防保安課）

(5) 警察職員

（取組内容）

○警察職員として必要な人権に関する意識の涵養を図るため、職場及び警察学校における「教養」を実施します。（警察本部教養課）

(6) 公務員（行政職員）

（取組内容）

○県職員が、人権についての十分な認識を持ち、人権が尊重される社会の実現に向けた行動ができるよう、人権に関する研修を実施します。（経営管理部人事課）

○市町職員に対する人権研修の実施を市町へ働きかけるとともに、研修を実施する市町への講師派遣等の支援を行います。（健康福祉部人権同和対策室）

(7) マスメディア関係者

（取組内容）

○テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアは、人権尊重の社会を築いていくうえで、大きな役割を果たすものと期待されます。報道機関においては、公共的使命及び人権尊重の視点に立った取材行動や報道が求められることから、マスメディア関係者に対し、人権教育のための自主的な取組が行われるよう働きかけます。（健康福祉部人権同和対策室）

7　県民への人権啓発

(1) これまでの取組と現状・課題

本県では、静岡県人権啓発センターを人権啓発の拠点として、出前人権講座の実施等の様々な啓発活動を通じて、県民の人権尊重の意識の高揚に努めています。また、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人など、様々な人権問題について啓発に努めています。

しかしながら、依然として、偏見や差別、身体への暴力や生命にかかわるような重大な人権侵害も発生しています。

令和元年度の「人権問題に関する県民意識調査」では、「この５年間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがある」と回答した人は、平成26年度調査と同じ16.2％となっています。また、同調査において、「権利のみを主張して他人の迷惑を考えない人が増えた」と回答した人は76.5％で、こちらは前回調査（73.7％）を上回り、依然高い数値となっています。

こうしたことから、人権を自分にかかわる問題として捉え、人権についての正しい理解の習得につながる啓発や、自分だけでなく、他人もかけがえのない存在であり、お互いの人権を尊重することが大切であること等を内容とする啓発をはじめ、より効果的で多様な人権啓発活動を推進していく必要があります。

(2) 施策の方向

○県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動を取ることができるよう、県民に対する効果的な人権啓発活動に努めます。

○様々な人権問題について、県民の理解促進を図るとともに、国や市町といった関係機関等と連携して、人権啓発活動に努めます。

(3)　主要施策

ア　県民への人権啓発の推進

（取組内容）

○人権尊重の意識の高揚を図るため、人権週間（12月４～10日）を中心に、講演会等の開催やマスメディアを効果的に活用した啓発活動等を行います。また、人権啓発冊子の発行、団体、企業、市町等が実施する人権講座等への講師の派遣、インターネットによる情報発信等、効果的な人権啓発に努めます。（健康福祉部人権同和対策室）

○人権啓発に当たっては、「ふじのくに人権宣言」を活用し、人権が尊重される社会の実現に向けた取組を促進するとともに、人権についての基本的な知識の習得や、自他の生命の尊さ、他人との共生・共感の大切さを真に実感することができるよう、発達段階に応じた啓発、具体的な事例を用いた啓発、参加型の啓発等に努めます。（健康福祉部人権同和対策室）

○静岡県人権啓発センターにおいては、各相談機関等と連携して、県民の理解の促進が図られるよう、様々な人権問題に応じた啓発活動を推進するための啓発資料を作成します。（健康福祉部人権同和対策室）

○静岡地方法務局等の国の機関や市町、関係団体と連携して人権啓発活動を推進します。（健康福祉部人権同和対策室）

○関係部局は、それぞれの人権にかかわる分野について、県民の理解の促進を図る等、人権啓発に努めます。（関係各部局）

第４章　分野別施策の推進

１　女性をめぐる人権問題

(1) これまでの取組と現状・課題

ア　これまでの取組

国連では、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」とし、翌昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)を「国連婦人の10年」とし、世界的な取組が始まりました。また、昭和54年(1979年)の国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約」(女子差別撤廃条約)が、平成５年(1993年)の同総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。平成７年(1995年)に北京で開催された第４回世界女性会議では、「女性の権利は人権である」として「北京宣言及び行動綱領」を採択し、国際社会における女性の人権保障の取組の指針が示されました。また、北京会議から10年目の平成17年（2005年)、第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京＋10」）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた宣言が採択される等、こうした取組は、国際社会における女性の人権確立に寄与してきました。

我が国では、平成11年(1999年)６月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されるとともに、平成12年(2000年)12月、同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、令和２年(2020年) 12月には第５次基本計画が閣議決定されました。

雇用の分野では、昭和61年(1986年)４月に、女性が性別により差別されることなく男性と均等な機会と待遇が得られることを目指し、それまでの「勤労婦人福祉法」を抜本的に改正した「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)が施行され、平成19年(2007年)の改正では、名称が「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」となり、性別による差別の禁止を徹底し、男女の均等を一層推進することとしました。

また、女性が希望に応じた働き方を実現できる法的枠組みとして「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が、平成27年(2015年)９月に施行されました。

平成12年(2000年)11月には、ストーカー行為の被害から、身体、自由、名

誉、生活の安全及び平穏を守るために、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）が施行されました。

平成13年(2001年)10月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が一部施行（翌年４月完全実施）され、平成25年(2013年)の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用範囲となりました。

本県では、平成13年(2001年)７月に「静岡県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の一層の推進を図っています。条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくために、「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”」（計画期間：平成15～22年度）、「第２次静岡県男女共同参画基本計画」（計画期間：平成23～令和２年度）を策定し、男女共同参画に向けた取組を推進してきました。さらに、令和３年(2021年)２月には「第３次静岡県男女共同参画基本計画」（計画期間：令和３～７年度）を策定し、本県の取組を推進しています。

また、平成30年(2018年)３月には、「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画（第４次静岡県ＤＶ防止基本計画）」（計画期間：平成30年度～令和３年度）を策定し、ＤＶを許さない、見逃さない地域づくりの推進や相談体制の整備、被害者の保護や自立支援のための様々な施策を推進しています。

イ　現状と課題

令和元年度「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、本県の、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合は63.3％であり、前回調査の平成29年度(61.7％)より上昇しています。男女別に見ると、男性59.1％（前回55.4％）、女性67.5％（前回66.2％）と、女性のほうが高くなっています。

一方、性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる機会が確保されていると思う県民の割合は30.1％（令和元年度同調査）であり、前回(32.5％)より減少しています。男女別に見ると、男性35.3％（前回38.9％）、女性25.7％（前回27.8％）と、女性のほうが10ポイント近く低くなっています。

過去１年間にＤＶを受けたことがあるという人の割合は、4.0％（令和元年度同調査）であり、前回(2.9％)より増加しています。特に女性の割合は、6.4％（前回4.3％）で、前回調査より、2.1ポイント増加しています。

また、近年、妊娠や出産、育休等を理由として、解雇や雇い止め、降格等の不利益な取扱いをするいわゆるマタニティ・ハラスメントも問題になっています。

令和元年度に静岡労働局に寄せられた「男女雇用機会均等法」に関する相談424件のうち、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」に関するものが147件(34.7%)と最多となり、次いで、「セクシュアル・ハラスメント」に関する相談が114件（26.9%）となっています。

これらのハラスメントは、女性の活躍を推進する上で大きな妨げになるものです。

このように、男女共同参画社会を実現するには、県民の意識改革や、男女の人権の尊重、男女平等の推進に関する教育・学習の充実、政策・方針決定過程への女性の参画、仕事と家庭の両立支援やＤＶやセクシュアル・ハラスメント等の根絶など、取り組まなければならない多くの課題があります。

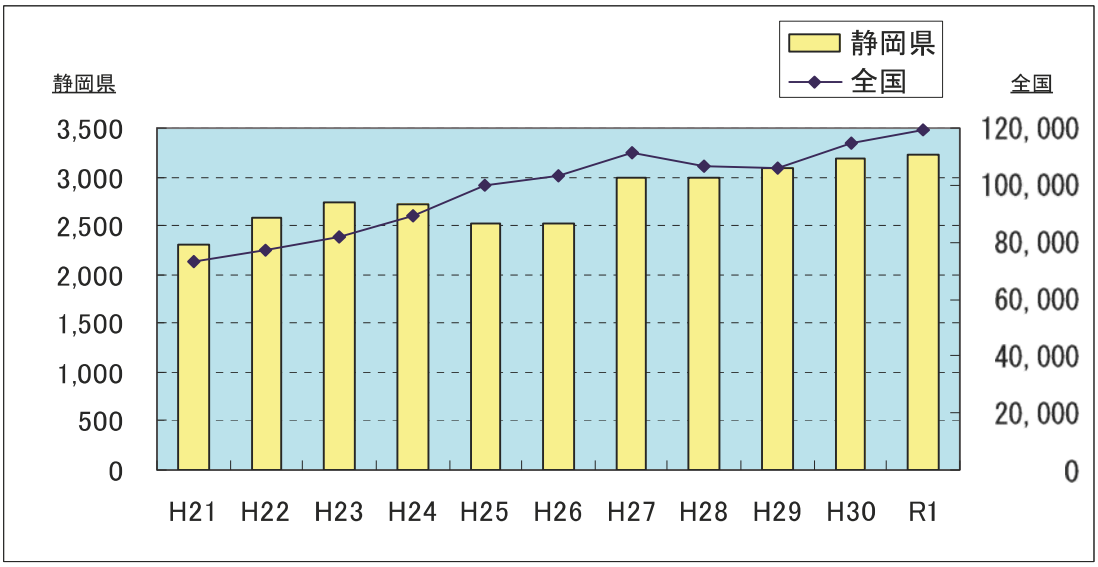
ＤＶの定義（配偶者暴力防止法）

暴力の相手方：配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、元配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手

暴力の内容：身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

※保護命令、警察からの援助に関しては、身体に対する暴力のみが対象

DVを受けた者の相談件数（出典：内閣府、静岡県女性相談センター）



（単位：件）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
県内	2,317	2,589	2,744	2,713	2,524	2,520	2,996	2,938	3,081	3,193	3,232
全国	72,792	77,334	82,099	89,490	99,961	102,963	111,172	106,367	106,110	114,481	119,276

(2)　施策の方向

○家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる場で男女の人権の尊重、男女平等の推進に関する教育・啓発の充実に努めます。
○ＤＶやセクシュアル・ハラスメント等、男女共同参画の推進を阻害する問題の根絶のための取組を進めるほか、男女がともに、職業生活と家庭や地域での生活の両立ができるよう、就業環境の整備を進めます。

(3)　主要施策

ア　男女共同参画社会に向けた教育・啓発の推進

（取組内容）

○人々がお互いを理解し認め合い、誰もが自由で快適に活動できる、思いやりあふれる共生社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践の促進を図ります。（くらし・環境部県民生活課）

○「男女共同参画の日」記念事業により男女共同参画への関心と理解の促進を図ります。（くらし･環境部男女共同参画課）

○性別による固定的な役割分担意識の是正と男女共同参画推進の意識高揚を図るため、各種講座を開催します。また、市町や団体が企画し運営する事業に対して支援します。（くらし･環境部男女共同参画課）

○平成15年(2003年)に設立された民間団体のネットワーク組織「しずおか男女共同参画推進会議」の構成団体の自主的な取組を支援します。（くらし･環境部男女共同参画課）

○男女共同参画の推進拠点となる静岡県男女共同参画センター「あざれあ」の交流機能や情報発信機能の一層の充実・強化を図り、地域活動にかかわる個人や団体とのネットワークを構築し、連携を進め、効果的な情報発信に努めます。（くらし･環境部男女共同参画課）

○男女共同参画社会づくりを推進する事業所・団体がその取組について宣言し、実践を通じて、男女共同参画社会の実現を目指すよう支援します。（くらし･環境部男女共同参画課）

○学校教育において人権教育に関する研修等を通じて、自他の人権を大切に

する態度や行動力の育成を図ります。（教育委員会教育政策課）

イ　政策方針決定過程への女性の参画の拡大

（取組内容）

○県の審議会等委員や県職員の管理職への女性の登用を推進するとともに、市町や公共的な団体、企業、地域組織等に対しても女性の登用を働きかけます。（くらし･環境部男女共同参画課）

○雇用の場における女性の意欲や能力の向上を図り、役職者への積極的登用を促すため、女性役職者育成セミナーを開催します。（経済産業部労働雇用政策課）

ウ　社会のあらゆる場における男女共同参画社会に向けた環境づくり

（取組内容）

○仕事と家庭が両立できる環境づくりのため、地域における子育てや介護の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置、病児・病後児預かりの拡充等の運営を支援します。（健康福祉部こども未来課）

○子育てを社会全体で支援するため、利用しやすい多様な保育サービスの充実を図ります。（健康福祉部こども未来課）

○父親の子育て参加等の啓発のため、父親参加型の交流イベントを実施します。（健康福祉部こども未来課）

○誰もが働きやすい職場環境の整備を促進するため、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性の周知啓発を行うとともに、専門家の派遣等により働き方や企業風土の改善を支援します。（経済産業部労働雇用政策課）

○農業での起業・就業を目指す女性層の拡大や、経営への積極的な参画を推進するため、女性農業者の活動状況の情報発信や女性が働きやすい環境づくりの支援､女性農業者リーダーを育成するための研修会等を開催します。（経済産業部農業ビジネス課）

エ　ＤＶやセクシュアル･ハラスメント等の根絶及び相談体制の充実

（取組内容）

○「静岡県性暴力被害者支援センターＳＯＲＡ（そら）」において、関係機関と連携してワンストップで性暴力被害者の心身の健康の回復を図ります。（くらし・環境部くらし交通安全課）

○ＤＶやセクシュアル・ハラスメント等をなくすため、セミナー・研修会の

開催や、出前講座による啓発活動を積極的に実施していきます。（くらし・環境部男女共同参画課）

○静岡県男女共同参画センター「あざれあ」における相談体制の充実のほか市町相談員等への研修を実施し、職務関係者の資質向上を図ります。（くらし・環境部男女共同参画課）

○静岡県配偶者暴力相談支援センター（静岡県女性相談センター）を核として、市町や警察等の関係機関と連携して、ＤＶの早期発見、早期対応に努めるとともに、被害者の相談から保護、自立までの総合的支援の充実を図ります。（健康福祉部こども家庭課）

○平成19年(2007年)の「配偶者暴力防止法」の改正により、市町のＤＶ防止基本計画の策定が努力義務とされたことから、全市町における基本計画の策定を働きかけます。（健康福祉部こども家庭課）

○ＤＶ被害者の安全を確保するとともに、早期の自立に向けた支援を行うため、一時保護所や婦人保護施設において、就業や住居確保の支援のほか、心理的ケアに取り組みます。また、民間シェルターを設置又は設置しようとする民間団体の活動を支援します。（健康福祉部こども家庭課）

○警察の「ひまわり窓口」等の女性犯罪被害者のための相談機能を充実・支援するとともに、女性被害者の人権に配慮した体制の充実を図っていきます。（警察本部警察相談課）

２　子どもをめぐる人権問題

(1)　これまでの取組と現状・課題

ア　これまでの取組

国連では、昭和54年(1979年)を「国際児童年」とし、平成元年(1989年)に子どもの人権を尊重し、保護と援助を促進することを目的とした、「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約、我が国は平成６年(1994年)に批准)を採択しました。

我が国では、昭和23年(1948年)１月に、児童の心身の健全育成を目的とした「児童福祉法」が施行されました。また、昭和26年(1951年)５月には、「児童は、人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。」ことをうたった「児童憲章」が制定されました。

児童虐待への対応については、平成12年(2000年)11月に、児童虐待の定義及びその禁止、児童虐待防止に関する国・地方公共団体の責務、被虐待児童保護のための措置等を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)が施行されました。平成16年(2004年)10月の改正では、虐待の定義や関係機関の役割等の見直しが行われたほか、児童虐待は著しい人権侵害であることが明記されました。平成20年(2008年)４月の改正では、法律の目的に児童の権利、利益の擁護が明記されるとともに、国及び地方公共団体の責務に児童虐待事例の分析・検証が追加されました。さらに、平成28年(2016年)５月の児童福祉法等の一部を改正する法律において、子どもが権利の主体であることや、子どもの家庭養育優先の原則が明確化されました。そして、令和元年(2019年)６月の改正では、児童虐待防止対策の強化が図られました。

児童買春・児童ポルノの根絶については、平成11年(1999年)11月に、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」(児童ポルノ法)が施行されましたが、児童買春や児童ポルノ事件が後を絶たない現状や、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る犯罪の法定刑の引き上げとその範囲の拡大を目的として、平成16年(2004年)７月にその一部が改正されました。平成27年(2015年)７月の改正では、児童ポルノの単純所持が禁止されました。

いじめへの対応については、中学生の自殺事件が発覚したことなどが契機となり、平成25年(2013年)９月にいじめへの対応と防止について、学校や行政等の責務を規定した「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

子どもをめぐる人権問題

子どもの貧困については、令和元年(2019年)６月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策推進法）が改正され、また、同年11月には、「子供の貧困対策に関する大綱～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」が閣議決定されました。

平成15年(2003年)７月には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。また、子ども、若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻であることを踏まえ、平成22年(2010年)４月に、子ども・若者の育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備を目的とした、「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

本県では、令和２年(2020年)３月に、「静岡県次世代育成支援対策行動計画（しずおか次世代育成プラン）」や「静岡県子どもの貧困対策計画」等を包括した「第２期ふじさんっこ応援プラン」を策定し、すべての子どもが大切にされる社会の実現に取り組んでいます。

児童虐待防止については、「児童虐待防止法」に基づき、児童虐待防止に必要な体制整備、関係機関との連携強化、児童相談所等の人材確保、資質向上等に必要な措置、広報・啓発活動等に取り組んでいます。

学校教育においても、平成30年(2018年)３月に「静岡県教育振興基本計画～“ふじのくに”に根ざした教育の推進～」を策定し、あらゆる場における人権教育を推進するほか、「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成26年(2014年)３月（平成30年３月改定）に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、各学校におけるいじめの防止対策の充実等を図ることとしました。

また、平成30年(2018年)３月に「夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プラン－第３期静岡県子ども・若者計画－」を策定し、学校教育を含む様々な教育の機会をとおして、社会の新たな変化に対応した子ども・若者の健全育成を推進しています。

イ　現状と課題

未婚化・晩婚化等による少子化の進行、子どもの地域社会における交流機会の減少や親の過保護等により、子どもの自主性・社会性が育まれにくくなるなど、子どもを取り巻く環境は変化しており、子どもをめぐる人権問題は

深刻化しています。

児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、全国で令和元年度193,780件（平成30年度159,838件）であり、本県の令和元年度における件数は3,461件（平成30年度2,911件）と、いずれも過去最高となっています。児童虐待による死亡事例等、生命・身体に影響を与える事件も発生しています。

令和元年度の不登校児童生徒数は、全国で231,372人（平成30年度217,251人）、本県で7,766人（平成30年度7,389人）と、いずれも前年度より増加しています。また、令和元年度のいじめの認知件数は、全国で612,496件（平成30年度543,933件）、本県で14,345件（平成30年度16,847件）となっており、本県では減少したものの、全国的には増加をしています。

子どもの貧困率は、1990年代半ばからおおむね上昇傾向にありましたが、平成30年（2018年）には13.5％となり、前回の平成28年（2016年）調査（13.9％）に比べ、0.4ポイント減少しました。なお、子どもがいる現役世代の相対的貧困率は12.6％であり、そのうちひとり親世帯は48.1％と、ふたり親世帯に比べ非常に高い水準となっています。

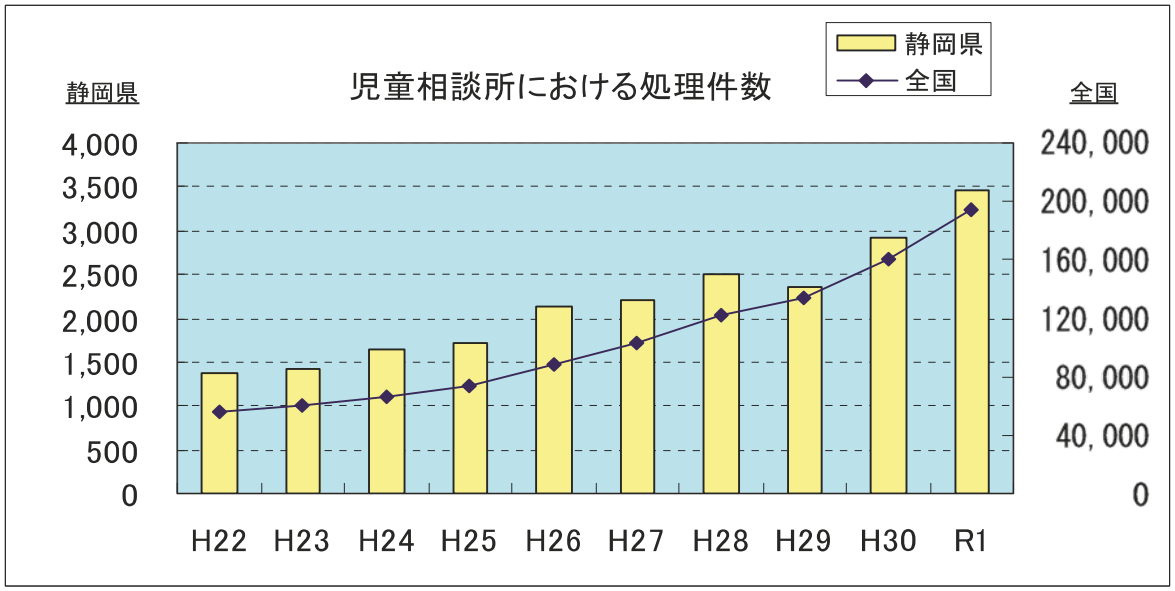
また、麻薬、覚醒剤、大麻等の薬物乱用による検挙補導人数は高水準で推移しており、大麻にあっては本県の令和元年の検挙者数は147人で、このうち、少年及び20歳代の検挙者数は62人と全検挙者数の約42％を占めています。依然として若者への広がりが継続しており、青少年の薬物に対する警戒感・抵抗感の希薄化、規範意識の低下とともに、携帯電話やインターネットの普及により容易に薬物を入手できる環境が形成され、薬物乱用の低年齢化や更なる拡大が懸念される状況です。

子どもをめぐる人権問題

児童虐待の定義（児童虐待防止法）

1　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
（身体的虐待）
2　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
（性的虐待）
3　児童に対する著しく拒絶的な対応、心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
（養育の放棄又は怠慢）
4　児童に対する著しい暴言その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
（心理的虐待）
＊児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力を目撃等させることを含む。
5　保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待の保護者による放置

児童相談所における虐待相談件数の推移



（単位：件）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
県内	1,383	1,435	1,641	1,725	2,132	2,205	2,496	2,368	2,911	3,461
全国	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780

＊H22 全国値は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

＊県内の数値は政令市を含む。

(2)　施策の方向

○子どもの人権を尊重する意識の啓発を促す施策を推進するとともに、「児童虐待防止法」等を踏まえ、子どもの人権が十分に擁護されるよう、児童虐待を防止するための相談体制や施策を充実します。また、いじめ、不登校や非行等を防止するための施策を充実します。
○自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる態度や行動力を育成するため、学校教育全体を通じて人権教育の充実に努めます。

(3)　主要施策

ア　人権を大切にする心の育成

（取組内容）

○人々がお互いを理解し認め合い、誰もが自由で快適に活動できる、思いやりあふれる共生社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践の促進を図ります。（くらし・環境部県民生活課・再掲）

○子どもの基本的な生活習慣を確立し、偏見や差別等を持たない公正で豊かな人間性の芽生えを育み、人に対する愛情や信頼感、人権を大切にする心を育むための実践的な職員研修を行うよう、私立幼稚園、私立学校、認定こども園、保育所、児童館等に対し働きかけます。（スポーツ・文化観光部私学振興課、健康福祉部こども未来課）

○学校教育については、教育活動全般にわたり人権尊重の教育を基盤とした学校運営を行うとともに、人権教育の充実に向けた指導方法の研究・工夫に取り組み、一人ひとりを大切にした教育活動の実践に努めます。（教育委員会教育政策課）

○幼稚園においては、基本的な生活習慣の育成とともに、一人ひとりの特性に応じて、自立心を育て、人やものとかかわる力、思いやりの心等、偏見や差別を持たない公正で豊かな人間性の芽生えを育む教育活動を展開します。特に、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の連携を促進し、就学前の子どもに対する人権教育の充実に努めます。（教育委員会義務教育課・再掲）

○青少年に対して、社会の一員として自他の正しい権利の主張や社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努め、青少年が日常生活の中で考えていることを広く県民に訴えていきます。（教育委員会社会教育課）

○地域の人々の参画を得て、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を提供することにより、子どもが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。（教育委員会社会教育課・再掲）

イ　子どもの人権が尊重されるための教育・啓発の推進

（取組内容）

○児童福祉週間（５月５日から５月11日）等を通じて「子どもの権利条約」の趣旨を県民に一層周知し、子どもが基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるように努めるとともに、その趣旨を児童福祉行政、教育行政等に生かしていきます。（健康福祉部こども未来課）

○地域子育て支援拠点や関係団体との連携等により、地域住民の子育て支援への参加を促進し、地域社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。（健康福祉部こども未来課）

○学校においては、子どもが基本的人権の享有主体として最大限に尊重されなければならないことの理解と浸透を図るため、日常的、直接的に対応にあたる教職員の人権感覚の育成を意図した研修の推進と充実を図ります。（教育委員会教育政策課）

ウ　児童虐待防止等の取組

（取組内容）

○虐待を発見したり、又はそのおそれがあると認めた場合は、すべての国民に市町や福祉事務所、児童相談所に通報する義務があることを一層周知徹底します。（健康福祉部こども家庭課）

○児童相談所の専門性を確保するとともに、相談・通報・通告への迅速な対応や相談体制の整備等による要保護児童の保護体制の強化を図るほか、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証、再発防止策の検討により、児童相談体制の強化を図ります。（健康福祉部こども家庭課）

○児童相談所においては、虐待された子どもと虐待をしてしまった保護者に対して家庭機能を回復させるために、カウンセリング等の心のケアを強化

します。（健康福祉部こども家庭課）

○令和元年(2019年)の児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律により、親権者等による体罰の禁止が明記されたことから、リーフレットの配布による普及啓発を図ります。（健康福祉部こども家庭課）

○子どもの悩みや保護者等の教育上の悩みに対応するための相談体制の充実を図ります。（教育委員会教育政策課）

○県警察においては、児童相談所と児童虐待に関する情報を相互に共有し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。（警察本部人身安全対策課）

エ　いじめ、不登校や非行等の防止対策

（取組内容）

○学校、教育委員会等が連携し、生徒指導上の情報の共有や課題の解決に向けた協議を行い、生徒指導の一層の充実を図ります。（教育委員会義務教育課）

○学校全体でいじめは許されないという指導を徹底するとともに、組織的に未然防止・早期発見・早期対応を図ります。（教育委員会義務教育課、高校教育課）

○いじめ、不登校や非行等の解決に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。また、学校や市町教育委員会からの法的相談に対応するため、スクールロイヤーによる法律相談を行います。（教育委員会義務教育課、高校教育課）

○非行等の問題を抱える少年やその保護者等の相談に応じる少年サポートセンターの専門性を強化し、カウンセリング等による被害少年への支援の拡大に努めます。（警察本部少年課）

オ　障害のある子どもに関する施策の充実

（取組内容）

○市町に設置された「地域自立支援協議会」において、保健、福祉、医療、教育等関係機関の連携を促進します。（健康福祉部障害者政策課）

○静岡県発達障害者支援センターにおいて、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害等の発達障害のある子どもとその家族への相談・支援を行うとともに、地域の支援機関への研修・人材育成等を実施します。（健康福祉部障害福祉課）

○特別支援学校等の生徒の就労の促進を図るため、ジョブコーチを派遣し、就職や職場定着を支援します。（経済産業部労働雇用政策課）

○教職員等のための指導資料の作成・配布並びに学校教育関係者及び保護者等に対する人権教育を推進します。さらに、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動といった学校教育活動全体を通じて障害のある児童生徒に対する理解を深める教育を推進します。（教育委員会教育政策課）

○静岡県総合教育センターにおける教育相談機能の強化により、児童生徒の就学、進路、生活全般の支援を充実します。（教育委員会教育政策課）

○発達障害のある子どもに対する教員の指導力を高めるため、研修会の充実を図ります。（教育委員会義務教育課）

○発達障害のある子どもが多数在籍する学校を中心に非常勤講師を配置し、きめ細かな教育を支援します。（教育委員会義務教育課）

○各学校における個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率を高め、個に応じた支援を促進します。（教育委員会義務教育課、高校教育課）

○教員の人事交流の促進による、発達障害のある子どもに対する教員の指導力の向上を図ります。（教育委員会義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

○学校支援心理アドバイザーによる巡回相談の実施により、教員の指導内容・方法への専門的見地に立った指導助言を行います。（教育委員会高校教育課）

○「共生・共育」の社会を目指し、障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学習する機会と場を提供します。（教育委員会特別支援教育課）

○特別支援学校の教員の専門性向上のための研修会を開催します。（教育委員会特別支援教育課）

○地域の行事や、学校行事等をとおして地域の人々や幼稚園児、小中高校生との活動を共にする機会を充実させます。（教育委員会特別支援教育課）

○特別支援教育コーディネーター等を対象とした、障害についての理解や、障害のある子どもに対する指導方法に関する研修を実施します。（教育委員会特別支援教育課）

○特別支援学校がセンター的機能を発揮し、地域での支援システムの構築とその機能の向上に向けた支援を促進します。（教育委員会特別支援教育課）

カ　外国人児童生徒への学習支援

（取組内容）

○外国人児童生徒等が日常生活や学習に必要な日本語を習得することができるよう、教職員に対し、日本語指導や適応指導等のあり方について理解を深め、指導力の向上を図るための研修を行います。（教育委員会義務教育課）

○「外国人の子どもの就学実態状況調査」を実施するとともに、各市町と連携し、就学支援の充実を図ります。（教育委員会義務教育課）

○外国人児童生徒、教員、保護者等への支援の充実を図ります。（教育委員会義務教育課、高校教育課）

○一部の高等学校において、入学者選抜における外国人生徒選抜を実施します。（教育委員会高校教育課）

キ　児童福祉施設等に入所している子どもたちの人権の尊重

（取組内容）

○児童福祉施設等の入所（契約）児童に「児童の権利ノート」等を配布するとともに、児童福祉施設職員に対する施設外研修への参加の促進、施設内研修の実施を指導するほか、一時保護所の職員等に対しても研修への参加促進を図ります。（健康福祉部こども家庭課、障害福祉課）

○児童福祉施設に対し、子どもの権利擁護を含めた福祉サービスの評価を行う「福祉サービス第三者評価事業」の受審を指導し、子どもの人権の一層の確保を図ります。（健康福祉部こども家庭課）

○子どもの最善の利益を実現する社会的養護を推進するため、令和元年度に新たに策定した「静岡県社会的養育推進計画」に基づき、平成28年（2016年）の児童福祉法改正の理念である「家庭養育優先原則」を具体化するため、児童福祉施設等の小規模かつ地域分散化及び高機能化等の促進や里親等委託率の向上に取り組みます。（健康福祉部こども家庭課）

ク　健全育成のための環境づくり

（取組内容）

○優良図書類の推奨、有害図書類の指定、キャンプ禁止区域の指定等を適切に行うため、静岡県青少年環境整備審議会の効果的運営を図るとともに、青少年を取り巻く環境の実態を把握し、市町や関係団体と連携して、関係業者団体による自主的規制に向けた指導を進める等、地域の実態に即した有害環境の改善に向けた適切な対応を図ります。（教育委員会社会教育課）

ケ　子どもの安心・安全対策

（取組内容）

○登下校時の子どもの安全確保のため、通学路の防犯カメラ設置を支援します。（くらし・環境部くらし交通安全課）

○地域における自主的防犯活動を活性化させるため、「地区安全会議」等の組織への支援を行うとともに、活動を担う人材を育成します。（くらし・環境部くらし交通安全課）

○子どもを犯罪被害から守るため、「子どもの体験型防犯講座」を開催することのできる人材を育成します。（くらし・環境部くらし交通安全課）

○児童生徒を対象とした「薬学講座」や、大学生等を対象とした「薬物乱用防止講習会」を開催し、薬物の危険性・有害性を周知し、薬物乱用防止を推進します。（健康福祉部薬事課）

○子どもが判断力、自己責任能力、自制力等を備えることができるように、情報活用能力を育成するための教育や、金融教育等を推進します。（教育委員会義務教育課）

○子どもが犯罪の被害に遭わないようにするため、小中学校の防犯教育指導者を対象とした学校安全教育指導者研修会を実施します。（教育委員会健康体育課）

○学校における、子ども自身の危険察知能力、危機回避能力を高める防犯教室・防犯訓練等の実施を推進します。（教育委員会健康体育課）

○「親子で話そう!!わが家のケータイ・スマホルール」カレンダーの作成・配布により、フィルタリングサービス利用の啓発及びマナー・モラルの普及を推進します。（教育委員会社会教育課）

○「小中学校ネット安全・安心講座」を開催し、インターネットの利用に際し、子どもの情報モラルの向上を図ります。（教育委員会社会教育課）

○「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座を開催し、子どもたちの携帯電話やスマートフォン、家庭用ゲーム機等の使用に関して、保護者が責任を持って子どもと話し合い、具体的なルールを守って使うことの大切さを伝えるアドバイザーを養成します。（教育委員会社会教育課）

○学校付近や通学路等において、ＰＴＡ等の学校関係者、自治会、防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。（警察本部生活安全企画課）

○子どもの見守り空白地帯の解消と、声掛け等の不審者事案発生地域における抑止を目的に移設可能な可搬式街頭防犯カメラ事業を展開します。（警察本部生活安全企画課）

○各警察署が認知した、性犯罪の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の不審者情報を、保護者や地域ボランティアの携帯電話等にメール配信し、情報の共有化を図ります。（警察本部人身安全対策課）

コ　ひきこもり青少年の社会復帰支援

（取組内容）

○「静岡県ひきこもり支援センター」において、第一次相談窓口として相談支援を行うほか、県内５か所に居場所を設置して運営する事業者と協働で対応するとともに、関係機関との連携を強化し、ひきこもり状態にある人やその家族を支援します。（健康福祉部障害福祉課）

○社会的ひきこもりの傾向にある青少年の社会復帰を支援するために、カウンセリングや自由に使える場所の提供等を行うとともに、保護者や家族に対して相談対応や交流会等を実施します。（教育委員会社会教育課）

サ　ひとり親家庭への支援

（取組内容）

○ひとり親家庭の子どもの福祉の増進を図るため、経済的な支援として児童扶養手当の支給や医療費の助成のほか、母子父子寡婦福祉資金貸付事業による高校や大学の修学資金等の各種資金の貸付けを行います。また、ひとり親サポートセンター等において生活相談や就業支援を行うとともに、各種支援制度について周知を図ります。（健康福祉部こども家庭課）

シ　子どもの貧困対策

（取組内容）

○貧困の連鎖を防止するため、「静岡県子どもの貧困対策計画」に基づき、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援の取組を推進するほか、生活保護世帯やひとり親家庭等の生活基盤の安定を図るため、保護者に対する就業支援等を実施します。（健康福祉部地域福祉課、こども家庭課）

○学校や家庭以外で、子どもが安心して過ごすことができる、子ども食堂な

どの様々な居場所づくりの取組を促進するため、円滑な立上げや持続的な活動に向けた支援に取り組みます。（健康福祉部こども家庭課）

○小・中学校においては、スクールソーシャルワーカーの配置を推進し、関係機関等と連携した課題解決への対応を図ります。（教育委員会義務教育課・再掲）

○地域の人々の参画を得て、様々な体験活動や地域住民との交流活動を提供することにより、子どもが社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。（教育委員会社会教育課・再掲）

３　高齢者をめぐる人権問題

(1)　これまでの取組と現状・課題

ア　これまでの取組

国連では、平成３年(1991年)に、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳を内容とする「高齢者のための国連原則」が採択され、平成11年(1999年)には、同原則を促進することを目的として「国際高齢者年」とする決議が採択される等、様々な取組がされてきました。

我が国では、昭和61年(1986年)６月に、「長寿社会対策大綱」が閣議決定され、長寿社会に向けた総合的な対策が実施されてきました。平成7年(1995年)12月には、「高齢社会対策基本法」が施行され、翌年７月に、同法に基づく「高齢社会対策大綱」が制定されました。平成13年(2001年)には、高齢社会対策の一層の推進を図るため、同大綱が改定され、多様なライフスタイルを可能にする高齢期の自立支援、年齢だけで高齢者を別扱いする制度や慣行等の見直し、世代間の連携強化、地域社会への参画促進が取り組むべき課題として設定されました。

平成12年(2000年)４月には、高齢者介護を社会が連帯して支える総合的なシステムとして、介護保険制度が始まりました。制度の開始以来、要介護認定者は年々増加を続けています。

平成18年(2006年)４月には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行され、在宅や施設における高齢者虐待の早期発見や通報等について、国民・国・地方公共団体の責務等が定められるとともに、「介護保険法」の改正により、各市町村において高齢者の虐待防止や権利擁護の相談・支援等の業務を行う総合窓口として「地域包括支援センター」を設置することとされました。併せて、「高齢者虐待防止法」に基づき、全国の市町村を対象に、「高齢者虐待状況調査」が毎年実施され、虐待状況の把握と体制整備が図られています。

高齢者雇用の確保については、平成16年(2004年)６月に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)が改正され、65歳までの安定した雇用を確保するため、定年年齢の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定めの廃止のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講ずることが事業主に対して義務付けられました。平成25年(2013年)４月には、定年を迎えた者のうち、希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入が義務付けられました。

高齢者をめぐる人権問題

平成28年(2016年)４月、高齢者のニーズを踏まえた多様な就業機会を確保する観点から、シルバー人材センターにおける業務について、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業が可能となりました。また、臨時的かつ短期的又は軽易な業務に限定されているシルバー人材センターの取り扱う業務の要件が緩和されました。

平成28年(2016年)５月には、高齢化や家族形態の多様化の進行により、身寄りのない人や判断能力が不十分な人の財産管理や日常生活等を援助するための手段として、「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、利用者がメリットを実感できる制度の運用や体制整備を推進しています。

本県では、平成６年(1994年)３月に「第１次静岡県高齢者保健福祉計画（ふじのくに高齢者プラン21)」を策定後、３年毎に計画の見直しを行い、平成30年(2018年)３月には、団塊の世代が75歳に到達する2025年を見据え、「第８次静岡県長寿社会保健福祉計画（ふじのくに長寿社会安心プラン)」(計画期間：平成30年度～令和２年度）を策定しました。

当該計画では、地域で支え合い、安心して暮らせる長寿社会の実現を目指し、「健康づくり、社会参加の促進」「共に支え合う地域社会の実現」「認知症にやさしい地域づくり」「自立と尊厳のある暮らしを支える長寿社会づくり」「誰もが暮らしやすい長寿社会の環境整備」の５つの柱を立て、施策を展開しています。

そして、令和３年（2021年）３月に策定した「静岡県地域福祉支援計画（第４期)」において、一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる孤立しない地域共生社会を目指します。

イ　現状と課題

我が国では、少子高齢化が進行し、令和元年(2019年)10月１日現在の高齢化率は28.4％であり、令和18年(2036年)には約３人に１人が65歳以上の高齢者となることが予測されています。

本県においても、高齢化は着実に進行しており、高齢化率は29.9％となりました。また、後期高齢者率（総人口に占める75歳以上人口の割合）も15.4％と過去最高となっています。

高齢になると判断力の低下や認知症などといった理由から人権や権利が侵害されやすい状況となることから、権利擁護を必要とする人の増加が見込ま

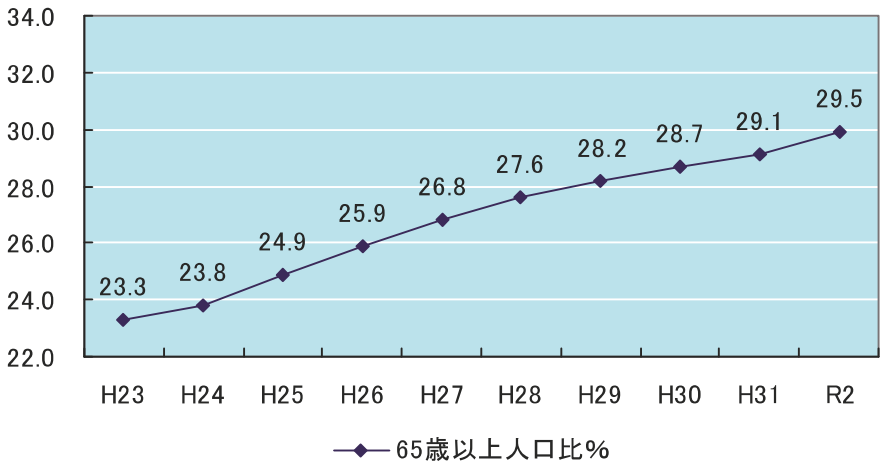
れます。

厚生労働省が実施した「高齢者虐待防止法に基づく調査」によると、令和元年度に全国の市町村へ高齢者虐待の相談・通報があったものは36,324件で、平成30年度と比べ1,906件（5.5%）増加しています。本県では令和元年度に相談・通報があったものは850件で、前年度と比べ111件（15.0%）増加しています。

また、内閣府の実施した「高齢者の経済生活に関する調査（2019年度）」では、65歳を超えても収入の伴う仕事をしたいと回答した人は59.0%と過半数に達していますが、ハローワークにおける65歳以上の求職者の就職率は22.6%に留まっています。

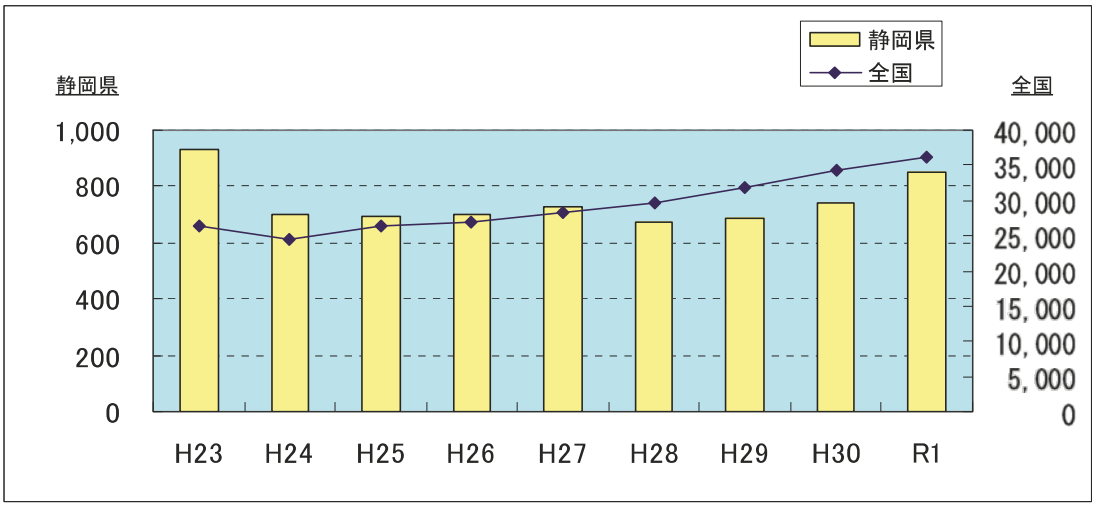
高齢者人口の更なる増加が見込まれる中、高齢者が生きがいと尊厳をもって安心して暮らしていける豊かな社会を実現するには、高齢者の人権について理解を深めるための教育・啓発や関係機関のネットワークづくり、高齢者の社会参加の促進、質の高い福祉サービスの提供等、課題の解決に向けた多様な取組を推進していく必要があります。

静岡県の高齢化率の推移



「高齢者福祉行政の基礎調査」（毎年４月１日現在 長寿政策課）

高齢者虐待の状況(相談・通報件数)（高齢者虐待防止法に基づく調査）



（単位:件）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
県内	934	698	693	698	726	675	688	739	850
全国	26,323	24,579	26,272	26,911	28,328	29,663	31,938	34,418	36,324

(2)　施策の方向

○高齢者の人権が尊重され、地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう地域で支え合うなど、高齢者が暮らしやすい地域づくりを推進します。
○高齢者の虐待を防止し、権利が擁護される体制の充実を図るとともに、市町における体制の充実も働きかけます。

(3)　主要施策

ア　高齢者が暮らしやすい地域づくり

（取組内容）

○人々がお互いを理解し認め合い、誰もが自由で快適に活動できる、思いやりあふれる共生社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの理念の普及と実

践の促進を図ります。（くらし・環境部県民生活課・再掲）

○老人の日、老人週間の行事等を通じて、高齢者を地域全体で敬愛し、その長寿を祝い、県民の高齢者への敬愛精神の高揚を図り、高齢者の福祉の増進を図ります。（健康福祉部長寿政策課）

○高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らしていけるよう、地域の中で互いに支え合うシステムの構築を目指します。（健康福祉部健康増進課）

○日常生活にちょっとした困りごとを抱える高齢者を支援するため、見守り活動や生活援助等、住民主体の支え合い活動を促進します。（健康福祉部健康増進課）

○老人クラブの活動やすこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会の開催等を通じて、世代間交流や高齢者の社会参加、社会貢献を促進します。（健康福祉部長寿政策課）

○高齢者が意欲と能力に応じて年齢に関係なく働き続けることができる社会の実現に向け、高齢者雇用推進コーディネーターが高齢者と企業のマッチング・定着支援等を行います。（経済産業部労働雇用政策課）

○地域社会に密着した臨時的、短期的で簡易な就業機会を高齢者に提供するシルバー人材センターの健全な運営のための支援を行います。（経済産業部労働雇用政策課）

○老人クラブ活動への支援や、特別養護老人ホームでの介護実習、訪問介護実習等、高校生による高齢者に対するボランティア活動を推進します。（教育委員会高校教育課）

○高齢者との交流活動の推進や、地域の人たちに学ぶ学習活動への講師としての招請を通して、生きがいづくりを支援します。（教育委員会高校教育課）

イ　質の高い介護サービスの提供

（取組内容）

○介護保険利用者やその家族からの相談に応じ、利用者がその心身の状況に応じた適切な介護サービスが利用できるように調整する介護支援専門員への研修を充実し、資質の向上を図ります。（健康福祉部介護保険課）

○介護保険サービスの利用者等が質の高いサービスを提供している事業者を選択するため、介護サービスの情報の公表制度について、事業者及び利用者等に周知・徹底します。（健康福祉部福祉指導課）

○高齢者の人権を尊重した質の高いサービスを実施するため、身体拘束をしな

いケアを実現するための研修会や相談体制の整備などの幅広い取組を、関係者と連携を図りながら推進します。（健康福祉部福祉指導課）

○介護サービス事業者に対する指導監督により、適切なサービスの確保を図ります。（健康福祉部福祉指導課）

ウ　高齢者虐待等の防止

（取組内容）

○福祉サービス運営適正化委員会において、福祉施設等を利用している高齢者の人権が侵害されることがないよう、相談、助言、調査、あっせん等を行っていきます。（健康福祉部地域福祉課）

○地域包括支援センターにおいて、高齢者及び家族等が抱える様々な相談に応じるとともに、市町等の相談体制の充実を支援します。（健康福祉部健康増進課）

○高齢者虐待の予防及び早期発見・対応のため、県民への広報による意識啓発を図るとともに、市町に対して高齢者虐待相談・対応体制の充実を働きかけます。（健康福祉部健康増進課）

エ　高齢者の権利擁護

（取組内容）

○認知症や障害等により判断能力が十分でない人の権利を擁護し、地域において自立した生活が送れるよう、静岡県社会福祉協議会と連携して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の活用等、適正な財産管理と身上保護のための成年後見制度の利用促進を図ります。（健康福祉部地域福祉課）

○地域包括支援センターにおいて実施する権利擁護事業への情報提供や助言、援助を行うとともに、研修等を通じて、市町、社会福祉協議会、県弁護士会、県社会福祉士会との連携を図ります。（健康福祉部健康増進課）

オ　高齢者の安心・安全対策等

（取組内容）

○高齢者が被害に遭いやすい悪質商法や特殊詐欺などの被害を未然に防止するための対策を推進します。（くらし・環境部県民生活課、くらし交通安全課）

４　障害のある人をめぐる人権問題

(1)　これまでの取組と現状・課題

ア　これまでの取組

国連では、昭和56年(1981年)を「障害者の社会への完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」とする決議を採択し、翌年には、その趣旨をより具体的なものとするために、「障害者に関する世界行動計画」が採択されました。そして、昭和58年(1983年)から平成４年(1992年)までの10年間を「国連障害者の10年」とし、各国に対し障害福祉の増進が奨励されました。平成18年(2006年)には、障害者の人権及び基本的自由の共有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択されました。

我が国では、昭和45年（1970年）に、「心身障害者対策基本法」（平成５年(1993年)に「障害者基本法」に名称変更）が制定されました。昭和57年(1982年)には、「障害者対策に関する長期計画」が策定され、平成７年(1995年)には、新長期計画の重点施策実施計画として、「障害者プラン～ノーマライゼーション７か年戦略～」が策定されました。

平成６年(1994年)９月には、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）、平成12年(2000年)11月には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が施行され、平成18年(2006年)12月には、一体的・総合的なバリアフリー施策の推進のため、これらを統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行されました。

平成11年(1999年)６月には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）が改正され、福祉サービスの利用に関する相談・助言と精神障害者保健福祉手帳、通院医療費公費負担の申請窓口を市町村が担うこととなり、障害のある人を身近な地域社会全体で支えていく体制の確立が必要であることが認識されました。

平成12年(2000年)５月には、人権の尊重を理念とする社会福祉基礎構造改革に沿って、利用者主体、自己決定・選択を尊重する「社会福祉法」が制定されました。

平成14年(2002年)５月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害

者雇用促進法）が改正され、精神障害のある人に係る定義規定が置かれるとともに、障害のある人への就業支援や就業に伴う生活支援を行う障害者就業・生活支援センターの制度等が創設され、障害のある人の雇用促進が図られることとなりました。平成17年(2005年)６月の改正では、精神障害者の雇用の強化、在宅就業障害者への支援等、障害のある人の就業機会の拡大が図られています。

平成15年(2003年)10月には、身体に障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、「身体障害者補助犬法」が完全施行されました。

平成16年(2004年)６月には、「障害者基本法」が改正され、障害を理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことが加えられました。

平成17年(2005年)４月には、「発達障害者支援法」が施行され、国及び地方公共団体の責務として、発達障害のある人が、その発達障害のために差別される等で権利・利益を害されることがないよう、権利擁護のために必要な支援を行うことが規定されました。

平成18年(2006年)４月には、障害のある人の地域における自立した生活を支援することを目的とした、「障害者自立支援法」が施行されました。

また、「障害者権利条約」の批准に向け、平成23年(2011年)８月には、障害者の定義の拡大と、合理的配慮の概念の導入を目的とした「障害者基本法」が改正され、平成24年(2012年)10月には、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等により、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。

これらに加え、平成25年(2013年)４月には、「障害者自立支援法」が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を支援することを目的として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）へと改正され、同年６月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定されるなど、国内法の整備が行われ、平成26年(2014年)１月に「障害者権利条約」が批准されました。

平成25年(2013年)６月には、「精神保健福祉法」が改正され、精神科病院の長期入院者の地域移行を推進するための取組が始まっています。

そして、「障害者差別解消法」が平成28年(2016年)４月に施行され、障害を

疾病、外傷等により直接生じた個人的な問題と捉えた概念（医学モデル）から、社会によって作られた問題と捉えた概念（社会モデル）に視点を変え、それ（社会的障壁）を除去していくために必要な「合理的配慮」を行っていく取組も始まっています。

また、平成28年（2016年）５月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、高齢化や家族形態の多様化の進行により、身寄りのない人や判断能力が不十分な人の財産管理や日常生活等を援助するための手段として、利用者がメリットを実感できる制度の運用や体制整備を推進しています。

さらに、平成30年（2018年）６月には、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

本県では、平成29年（2017年）、「障害者差別解消法」の理念を具現化し、実効性のある仕組みを規定した「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定・施行し、これに基づき、周囲の方々が自ら進んで援助や気配りを行い、障害のある人の不便さを取り除く「合理的な配慮の提供」の徹底を図る取組を進めてきました。

平成30年（2018年）に策定した「ふじのくに障害者しあわせプラン」は、本県における障害者施策の基本的方向性を示す「第４次静岡県障害者計画」（計画期間：平成30～令和３年度）と、その目標を実現するための実施計画である「第５期静岡県障害福祉計画」（計画期間：平成30～令和２年度）及び「第１期静岡県障害児福祉計画」（計画期間：平成30～令和２年度）により構成され、障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指しています。

イ　現状と課題

ノーマライゼーションの考え方が徐々に浸透し、公共的な施設等における障害のある人への配慮がされるようになってきましたが、依然として障害のある人に不利な社会の仕組みが存在します。

また、家族などの養護者や障害者施設職員等による虐待、さらに、障害者の雇用率、精神障害や発達障害に対する理解不足等も問題となっています。

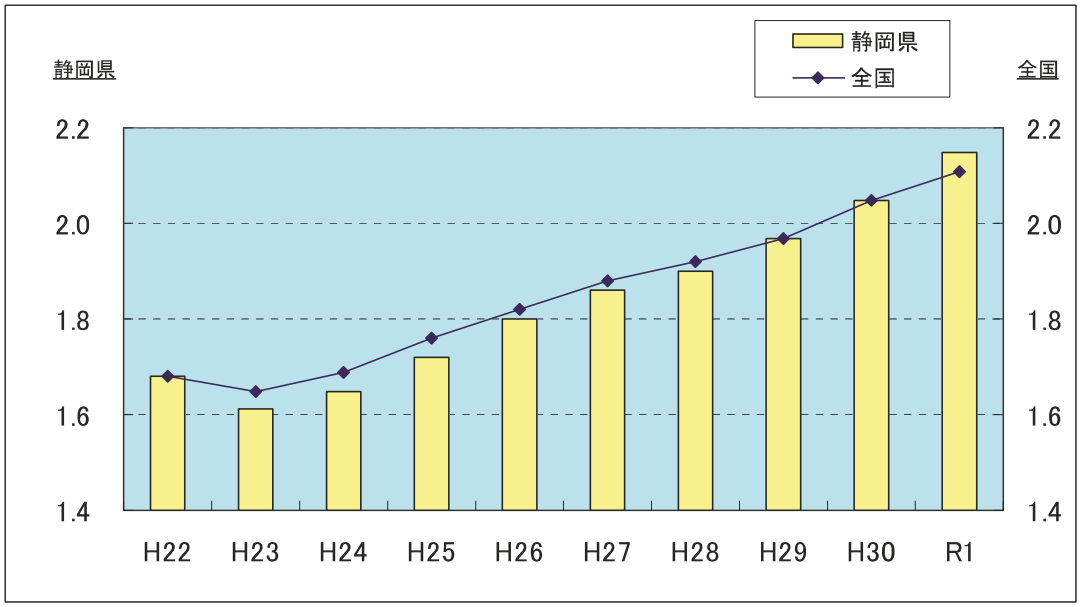
こうした問題を解決し、障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができる豊かな社会を実現するには、障害のある人について理解

を深めるための教育・啓発や社会参加の促進、質の高い福祉サービスの提供、権利の擁護など取り組まなければならない多くの課題があります。

障害者権利条約

障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会等への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

障害者実雇用率（出典：厚生労働省）



（単位：%）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
県内	1.68	1.61	1.65	1.72	1.80	1.86	1.90	1.97	2.05	2.15
全国	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11

※従業員45.5人以上の企業の障害者実雇用率（令和元年６月１日現在）
（平成24年調査までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年からは45.5人以上規模の企業）

(2)　施策の方向

○障害のある人が正しく理解され、住み慣れた地域においてその人らしい自立生活を送ることができる暮らしやすい地域づくりを推進します。
○社会的障壁を除去していくために必要な合理的配慮を行うとともに、障害のある人の権利が侵害されないための体制を充実させます。

(3)　主要施策

ア　障害のある人が暮らしやすい地域づくり

（取組内容）

○人々がお互いを理解し認め合い、誰もが自由で快適に活動できる、思いやりあふれる共生社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践の促進を図ります。（くらし・環境部県民生活課・再掲）

○障害について理解を深めるため、障害のある人のスポーツや文化芸術に関する情報提供を行うとともに、障害者スポーツの振興や障害者芸術祭等を通じて、障害のある人とない人との交流を図り、県民の障害のある人に対する理解を促進します。（スポーツ・文化観光部スポーツ振興課、文化政策課）

○「障害者働く幸せ創出センター」を拠点として、障害のある人の一般就労への移行、経済的自立の支援、工賃水準の向上に向けた福祉と企業、地域との連携強化を図ります。（健康福祉部障害者政策課）

○障害者週間や愛の援聴週間を中心に、県内各地で関係団体、市町等と連携・協働して街頭キャンペーンやイベントを実施して啓発活動を行います。（健康福祉部障害者政策課、障害福祉課）

○障害のある人の自立を図るため、静岡県視覚障害者情報支援センターや静岡県聴覚障害者情報センターにおいて、利用者のニーズに応じて内容の充実を図り、利用を促進します。（健康福祉部障害福祉課）

○企業等に対し、セミナーや職場見学会により障害者雇用の気運醸成を図るとともに、企業等及び障害のある人に対し、障害者雇用推進コーディネーターやジョブコーチ等による段階に応じたきめ細かな支援を行い、障害のある人の就労を促進します。（経済産業部労働雇用政策課）

○障害のある人が、農業分野で活躍することにより、自信や生きがいを創出し、

社会参画を促す農福連携の取組を推進します。（経済産業部地域農業課）

イ　障害のある人の自立・社会参加

（取組内容）

○障害のある人の社会参加を一層促進するため、障害者スポーツの振興や障害者芸術祭等を通じて交流の促進を図ります。（スポーツ・文化観光部スポーツ振興課、文化政策課）

○静岡県発達障害者支援センターにおいて自閉症やアスペルガー症候群、学習障害等の発達障害児・者に関する相談・助言を行います。（健康福祉部障害福祉課）

ウ　共に生きる地域づくり

（取組内容）

○「障害者差別解消法」及び「静岡県障害者差別解消条例」を周知するとともに、差別に関する相談体制の構築や、周囲の人に配慮を必要とすることを知らせるヘルプマークの配布・普及等を進め、障害のある人への差別のない社会の実現を目指します。（健康福祉部障害者政策課）

○県民の手話への理解促進により、手話を使いやすい環境の整備を図り、手話を言語として日常生活や社会生活を営む「ろう者」を含む、誰もが地域の一員として生活できる社会の実現を目指します。（健康福祉部障害福祉課）

○病院や福祉施設等との連携により、精神障害のある人が地域への生活に移行（退院）し、安心して生活し続けることができるよう、支援を推進します。（健康福祉部障害福祉課）

エ　質の高いサービスの提供

（取組内容）

○福祉サービス運営適正化委員会においては、福祉施設等を利用している障害のある人たちの人権が侵害されることがないよう、相談、助言、調査、あっせん等を行っていきます。（健康福祉部地域福祉課）

○県自立支援協議会人材養成部会において、障害福祉の基礎を担う相談支援従事者を育成するための研修体系（静岡県障害福祉人材育成ビジョン）を構築し、効果的な研修を実施することにより、相談支援専門員の質の向上と量の確保を図ります。（健康福祉部障害者政策課）

○障害のある人の地域生活支援の中核を担う相談支援事業所及び市町自立支援協議会に対し、技術的助言を行う圏域スーパーバイザーを配置し、市町の相談支援体制整備を支援するとともに、各障害保健福祉圏域に設置した圏域自立支援協議会において専門部会を設置し、障害のある人の一般就労や地域移行、障害児支援といった特定の専門的課題への対応を図っていきます。（健康福祉部障害者政策課）

オ　障害のある人の権利擁護

（取組内容）

○認知症や障害等により判断能力が十分でない人の権利を擁護し、地域において自立した生活を送ることができるよう、静岡県社会福祉協議会と連携して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の活用、適正な財産管理や身上保護のための成年後見制度の利用促進等を図ります。（健康福祉部地域福祉課・再掲）

○県障害者虐待防止支援センターを設置し、障害のある人に対し虐待をしてはならないことを周知していくとともに、通報・届出の窓口となり、権利擁護等の支援を担う市町障害者虐待防止センターの活動を支援します。（健康福祉部障害者政策課）

５　同和問題

(1) これまでの取組と現状・課題

ア　これまでの取組

昭和40年(1965年)の同和対策審議会答申（同対審答申）では、同和問題は、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的･文化的に低位におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と記述されており、日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる重大な課題となっています。このため、「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識を示しています。

これを受けて国では、昭和44年(1969年) ７月に同和対策の初めての法的根拠となる「同和対策事業特別措置法」を施行し、以来、昭和57年(1982年)には、「地域改善対策特別措置法」、昭和62年(1987年)には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）と、三度にわたる特別措置法の施行により同和対策事業を進めました。

この間、本県においても、関係市町村と連携して、同和地区の生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実に関する事業や心理的差別を解消するための啓発事業等の同和対策事業を推進してきました。

平成８年(1996年)の地域改善対策協議会意見具申(地対協意見具申)では、これまでの対策について「生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備はおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。」としているが、「差別意識は着実に解消に向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。」としています。

また、同意見具申では、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を

人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである。」としています。

この結果、一部の事業について特別対策を継続するため、「地対財特法」の効力が延長されましたが、最終的には平成14年(2002年)３月31日をもって同法は失効しました。

このように同和対策は特別対策から一般対策（同和地区・同和関係者に対象を限定しない通常の施策）に移行しましたが、同和問題への取組の放棄を意味するものではなく、県としては、引き続き同和問題の解決、特に差別意識の解消を図るための教育･啓発活動を中心に施策を展開しています。

そして、平成28年(2016年)12月には、現在なお部落差別が存在することや、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。

イ　現状と課題

本県においても、同和地区における生活環境をはじめ様々な面で存在していた実態的較差は大幅に改善されましたが、依然として、結婚やつきあいなどにおいて差別や偏見が根深く存在し、差別意識の解消には至っていません。

令和元年度の「人権問題に関する県民意識調査」において、「関心のある人権問題は」という問いに対して、同和問題に関心のある人の割合は44.0％と、子ども、高齢者、障害のある人や女性をめぐる人権問題の約半分にとどまっているものの、「自分の子どもの結婚相手が同和地区出身者であることが分かった場合にどうするか」という問いに対しては、「本人の意志を尊重する」と回答している人は65.6％となっています。平成26年度の調査結果(49.5％)と比較して改善している状況ではありますが、まだ結婚を認めないと考える人(11.3％）もおり、依然根深いものがあります。

特に、近年は、匿名性を悪用し、インターネットの掲示板サイト等への差別助長的な情報の書込み・流布が発生するといった問題も起きています。

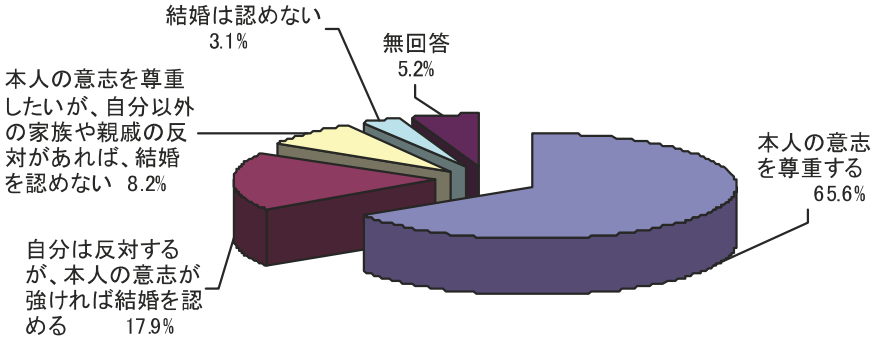
また、同和問題に対する誤った認識を植え付けるなどの同和問題解決の大

きな阻害要因となる「えせ同和行為」については、(公財)人権教育啓発推進センターが行った、「平成30年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査」によれば、近年、その被害件数は減少傾向にありますが、依然として発生しています。

こうしたことから、「部落差別解消推進法」の趣旨に沿って、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、今後も、人権教育・人権啓発に取り組んでいく必要があります。

同和問題（自分の子どもの結婚にかかわる意識）

あなたのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区出身者であることがわかったとき、あなたはどうされますか。



令和元年度人権問題に関する県民意識調査

(2)　施策の方向

○「部落差別解消推進法」の目的及び基本理念に基づき、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるため、偏見や差別意識の解消に向けて人権教育・啓発を推進するとともに、児童生徒が同和問題を正しく理解するための学校教育の充実を図ります。

○地域における人権啓発や住民交流の拠点となる隣保館の活動支援を行うほか、企業や行政において、同和問題の解決を阻む「えせ同和行為」の排除に向けた取組を引き続き推進します。

(3)　主要施策

ア　同和問題についての正しい理解を深めるための教育・啓発の推進

（取組内容）

○平成28年(2016年) 12月に施行された「部落差別解消推進法」について、県民への周知を図ります。(健康福祉部人権同和対策室)

○同和問題についての正しい理解と認識を深めるため、人権週間(12月４日～10日)を中心に、講演会等の開催や、マスメディア（インターネット広告等を含む。）を活用した啓発活動等を行います。(健康福祉部人権同和対策室)

○静岡県人権啓発センターにおいては、県民による自発的学習を支援するため、ビデオ、ＤＶＤ、図書等の充実に努めるとともに、啓発用資料の作成・配布、マスメディアの活用やホームページでの情報発信等により効果的な啓発を行います。また、同和問題についての正しい理解と認識を深めるため、学校、企業、団体等へ講師を派遣する出前人権講座を実施します。(健康福祉部人権同和対策室)

○就職の機会均等が確保されるための公正な採用選考システムの確立が図られるよう、国と連携して、公正採用選考人権啓発推進員等に対する研修を実施します。(健康福祉部人権同和対策室・再掲)

○講師の派遣やビデオなどの啓発教材の貸出し等を通じて、企業等が実施する研修会等を支援します。また、人権啓発指導者養成講座等への参加を働きかけます。(健康福祉部人権同和対策室)

同和問題

○市町・団体等へ人権担当部署の明確化や設置の働きかけを行うとともに、市町が実施する研修等へ支援していきます。（健康福祉部人権同和対策室）

○同和問題に関する差別や偏見を引き起こすインターネットに書き込まれた人権侵害情報等については、関係機関と連携し、必要に応じて法務局等への削除要請等を行います。（健康福祉部人権同和対策室）

○児童生徒が同和問題を正しく理解するために、教職員が同和問題に関する正しい理解と認識を深められるよう、各種教職員研修会や教職員向け人権教育の手引き（指導資料）等に同和問題を題材とした内容を取り上げるなど、様々な場面での教職員等指導者への研修を充実させます。（教育委員会教育政策課）

イ　地域における教育・啓発への支援

（取組内容）

○老人クラブ等の地域の団体が実施する研修会等へ講師を派遣するなど、地域住民等に対する啓発活動を支援します。（健康福祉部人権同和対策室）

○市町が住民に身近な場や機会を利用して実施する啓発活動を支援します。（健康福祉部人権同和対策室）

○人権啓発指導者養成講座等の開催により、地域における人権問題の理解者、指導者を養成します。（健康福祉部人権同和対策室）

○地域の人権問題と直接向き合い、人権尊重のまちづくりを進めるために、地域において指導的立場にある人や行政担当者向けの研修会を開催します。（健康福祉部人権同和対策室、教育委員会教育政策課）

○地域における人権教育推進の拠点、情報発信基地としての社会教育施設との積極的な連携を図ります。（教育委員会教育政策課）

○研修会等を通じた啓発を行うことにより、家庭や地域社会での理解を深めます。（教育委員会教育政策課）

ウ　隣保館の地域における取組への支援

（取組内容）

○地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となり、開かれたコミュニティーセンターとしての役割を担う隣保館が行う、相談事業

や啓発・交流事業等の取組に対し支援していきます。（健康福祉部人権同和対策室）

○隣保館が地域における人権啓発センター的な役割を担えるよう、静岡県人権啓発センターとの連携を含め、その取組を支援します。（健康福祉部人権同和対策室）

○静岡県隣保館連絡協議会と連携し、隣保館職員や市町担当職員への研修を実施します。（健康福祉部人権同和対策室）

エ　えせ同和行為の排除

（取組内容）

○えせ同和行為は、その行為自体が許されないものであるだけでなく、同和問題の解消を阻む大きな要因であることから、関係機関との緊密な連携による情報交換や講演会の開催、「えせ同和行為対応の手引」等の啓発資料を企業、団体等への関係機関に提供するなど、えせ同和行為の排除に向けた取組を一層強化します。（健康福祉部人権同和対策室）

○えせ同和行為は、同和問題を口実として行われる不当要求、不当行為であることから、取締りを強化するとともに、県から（公財）静岡県暴力追放運動推進センターに業務委託されている不当要求防止責任者講習において、被害防止に向けた講習の他、各種広報活動や相談活動を推進します。（警察本部組織犯罪対策課）

オ　相談体制の充実

（取組内容）

○同和問題の適切な解決が図られるよう、部落差別解消推進法の基本理念に基づき、隣保館が行う相談活動を支援するとともに、関係機関と連携して静岡県人権啓発センターにおいても人権相談を実施します。（健康福祉部人権同和対策室）

６　外国人県民等をめぐる人権問題

(1) これまでの取組と現状・課題

ア　これまでの取組

我が国は、昭和54年(1979年)に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約、国際人権Ａ規約)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約、国際人権Ｂ規約) を批准したほか、平成７年(1995年)に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約) に加入し、人種、民族等も含めいかなる差別もない社会の実現に努めています。

また、日本国憲法では、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても基本的人権の保障が等しく及ぶものと解されています。

しかし、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、国内各地で発生し、マスメディアやインターネット等で大きく報道されています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねないことから、ヘイトスピーチの防止を目的として、平成28年(2016年) ６月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) が施行されました。

本県では、平成20年(2008年)12月に、外国人県民の人権尊重の趣旨に合致する多文化共生の推進に関し、「静岡県多文化共生推進基本条例」を公布、施行しました。

また、平成30年(2018年) ３月に「ふじのくに多文化共生推進基本計画」(計画期間：平成30～令和３年度) を策定し、「やさしい日本語」の普及等、県内に在住する外国人県民と日本人県民が相互の理解・協調の下に安心して快適に暮らすことのできる多文化共生施策に取り組んでいます。

そして、令和元年(2019年) ７月には、外国人県民等が生活上の困りごとを多言語で相談できる「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」を開設、令和３年(2021年) ２月には、日本語に不慣れな外国人県民も等しく必要な情報が得られるよう、「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」を策定しました。

外国人県民等をめぐる人権問題

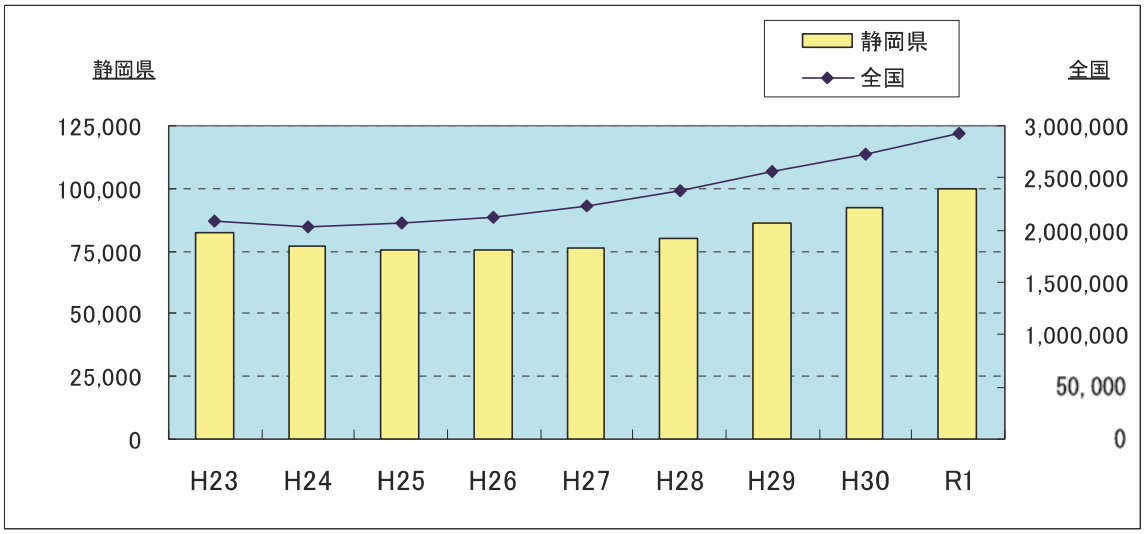
イ　現状と課題

平成29年(2017年)に行われた国の「人権擁護に関する世論調査」によると、日本に居住している外国人に関し、現在起きていると思われる問題は、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」が41.3%となっており、そのほか「就職・職場で不利な扱いを受けること」が30.9%、「アパート等への入居を拒否されること」が24.6%などとなっています。

また、大都市を中心に起きている特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして、社会的関心を集めています。

外国人県民の数は、平成27年(2015年)から再び増加傾向にあり、定住化も進んでいることから、「外国人県民」＝「生活者や地域住民」という視点で、外国人県民も地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築し、国籍や文化の違いを越えた、誰にとっても暮らしやすい「多文化共生の地域づくり」を進める必要があります。

在留外国人数の推移(法務省在留外国人統計)



(単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
県内	82,184	77,353	75,467	75,115	76,081	79,836	85,998	92,459	100,148
全国	2,078,508	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822	2,561,848	2,731,093	2,933,137

※各年12月末現在

(2)　施策の方向

○外国人県民と日本人県民が、お互いに文化的背景や生活習慣等を理解し合うとともに、お互いの人権が尊重される、誰もが理解し合える地域づくりを推進します。
○日本語能力が不足する外国人県民への多言語情報の提供等のコミュニケーション支援により、外国人県民の地域社会への適応を促進し、共生を推進します。

(3)　主要施策

ア　誰もが理解し合い安心して暮らせる多文化共生の地域づくり

（取組内容）

○人々がお互いを理解し認め合い、誰もが自由で快適に活動できる、思いやりあふれる共生社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践の促進を図ります。（くらし・環境部県民生活課・再掲）

○文化や生活習慣の違いを認識し理解を深めることを目的に、世界の文化と暮らしの出前教室を実施するなど、日本人県民への啓発活動を実施します。（くらし・環境部多文化共生課）

○「静岡県地域日本語教育推進方針」に基づき、外国人県民の日本語・日本文化の学習機会の増加に努めるとともに、地域日本語教室と行政が連携し、多文化共生の課題解決の場として地域日本語教室を活用できる仕組みづくりを推進します。また、「やさしい日本語」の活用に取り組み、外国人県民と日本人県民のコミュニケーションを促進します。（くらし・環境部多文化共生課）

○外国の文化・歴史・習慣等を理解し、お互いの人権を尊重できる人材を育成するため、多文化共生の視点に立った国際理解教育と、外国人の人権に関する人権教育・啓発を充実させます。また、家庭、地域、企業等を対象にした講座の開催により、社会生活のあらゆる場において、外国人の人権について学習する場を設置し、特定の民族や国籍の人々を排斥する運動（ヘイトスピーチ）が起きることがないよう人権教育・啓発に努めます。（健康福祉部人権同和対策室、教育委員会教育政策課）

イ　外国人県民への情報提供の強化

（取組内容）

○「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」に基づき、全庁で多言語や「やさしい日本語」による情報提供の充実を図ります。（関係各部局）

○外国人県民が的確な判断に基づき行動できるよう、各種生活情報、ＤＶ・虐待の相談先等について、多言語や「やさしい日本語」を使用して発信するよう努めます。（くらし・環境部県民生活課、男女共同参画課、多文化共生課、健康福祉部こども家庭課）

○「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」において、外国人県民の各種相談に多言語で対応します。（くらし・環境部多文化共生課）

○行政職員及び県民への「やさしい日本語」の普及活用を推進します。（くらし・環境部多文化共生課）

○外国人県民の学齢期の児童生徒が等しく教育を受けることができるよう、各市町教育委員会と連携して、就学情報の提供や不就学の子どもへの支援等を行います。（くらし・環境部多文化共生課、教育委員会義務教育課）

7　感染症患者等をめぐる人権問題

(1) これまでの取組と現状・課題

ア　ＨＩＶ感染者等

（ア）これまでの取組

ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）に感染することによって引き起こされた後天性免疫不全症候群をエイズ（ＡＩＤＳ）と呼びます。（「ＨＩＶ感染者」とは、ＨＩＶに感染していてもエイズを発症していない者、「エイズ患者」とは、エイズを発症している者。）

国際的には、国連合同エイズ計画（ＵＮＡＩＤＳ）において、エイズのまん延防止及びＨＩＶ感染者やエイズ患者に対する偏見・差別の解消を図るための対策を行っています。

我が国のエイズ対策は、平成11年(1999年)４月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)と同法に基づき策定された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を中心に進められています。平成30年(2018年)１月、同指針が改正され、効果的な普及啓発、発生動向調査、医療機関等での検査拡大、予後改善に伴う新たな課題に対応するための医療の提供等の施策に取り組むこととしています。

（イ）現状と課題

ＵＮＡＩＤＳによると、世界のＨＩＶ感染者やエイズ患者は平成 30 年(2018 年)末現在 3,790 万人、年間の新規ＨＩＶ感染者数は 170 万人、エイズによる死亡者は 77 万人となっています。

また、わが国の新規のＨＩＶ感染者やエイズ患者は、厚生労働省エイズ動向委員会の発表によると、令和元年(2019 年)末で 1,236 人であり、平成 25 年の 1,590 人をピークとして、減少傾向となっています。

一方、本県におけるＨＩＶ感染者やエイズ患者は、令和元年(2019 年)末で合わせて 21 人となっています。

本県では、ＨＩＶ検査普及週間（６月１日～７日）や世界エイズデー（12月１日）等における街頭キャンペーン、エイズ予防展、中高生を対象とした思春期講座、地域の関係者を対象としたエイズ普及啓発講演会等の実施によりエイズに関する正しい知識の普及啓発を行っていますが、引き続き、ＨＩＶ感染者やエイズ患者に対する地域社会の偏見や差別の解消に取り組

んでいく必要があります。

イ　ハンセン病回復者等

（ア）これまでの取組

ハンセン病はらい菌による感染症ですが、らい菌は極めて感染力が弱く、生活環境等が改善された現在の日本では感染することはほとんどありません。また、感染しても発症することはまれで、たとえ発症したとしても、有効な治療薬により治癒します。早期発見・早期治療をすれば、後遺症による障害も残りません。

かつて栄養状態や生活環境等が悪く、有効な治療薬のなかった時代にハンセン病に感染・発症した人は、後遺症のため外見に障害が残ることも多く、回復した後も偏見や差別を受けてきました。

ハンセン病の歴史は、偏見と差別の歴史でもありました。平成13年(2001年)５月に熊本地裁において、合理的理由がなくなった以後も、ハンセン病患者を強制的に入所させる政策を継続させた「らい予防法」と、これに基づくハンセン病政策が違憲であるとして、ハンセン病元患者が国を相手に起こした国家賠償請求訴訟の判決があり、裁判所は昭和35年(1960年)以降の国の責任を認め、原告勝訴の判決となりました。国はその責任を認め、謝罪しました。

しかし、平成15年(2003年) 11月には、熊本県内のホテルで入所者の宿泊拒否問題が起こり、ハンセン病に対する社会の理解が進んでいないことが改めて明らかになりました。

平成21年(2009年)４月には、ハンセン病問題に対する国・地方公共団体の責務を明らかにし、ハンセン病回復者の福祉の増進や名誉の回復等を図るため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が施行されました。

令和元年(2019年)には、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の一部が改正されました。

感染症患者等をめぐる人権問題

（イ）現状と課題

令和２年（2020年）５月現在、全国には国立と私立を合わせて14か所の療養所があり、1,094人が入所しています。県内には２か所の療養所があり、50人が入所しています。

入所者の平均年齢は80歳を超えており、重い障害を抱えている人も多く、未だに社会に偏見や差別が残っていること等から、療養所の外で暮らすことに不安があるため、安心して退所することができないという人もいます。

本県では、県民にハンセン病に対する正しい知識を普及していくため、講演会やパネル展等を開催するとともに、療養所入所者に対する里帰り事業や療養所退所者に対する県営住宅への優先入居の実施、学校や住民と療養所との交流等を行っていますが、ハンセン病回復者に対する地域社会の偏見や差別の解消に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。

ウ　新型コロナウイルス感染症患者等

人と物の輸送が国際規模になったことに伴い、新型インフルエンザなど国外からの病原体の侵入による感染症が発生して、人々に脅威を与えています。

令和２年１月頃から世界的に新型コロナウイルス（ＣＯＶＩＤ－19）がまん延し、我が国でも、大都市圏を中心に全国規模で感染が拡大しています。令和３年３月15日現在で全国では感染者数が44万人を超え、死亡者数も8,000人を超えています。本県においては、同日現在、感染者数は5,404人、死亡者数は104人と警戒を要する状況となっています。

こうした中、感染に対する不安から、感染症患者だけでなく、治療に当たっている医療従事者やその家族に対して、ＳＮＳ等での個人情報の特定や拡散、誹謗中傷等の差別行為や不当な対応が発生しています。

また、行政からの自粛要請に協力できない人や店舗、他県からの来訪者等に対して、自らの誤った正義感に基づく自粛の強要を行うなど、人権侵害となる行き過ぎた行動も発生しています。

誹謗中傷等は、当事者を深く傷つけ、平穏な社会生活を送る妨げになるだけでなく、積極的疫学調査をはじめ、感染症拡大防止への協力が得にくくなるなどの悪影響が生じるため、根絶に向け、引き続き取組を推進する必要があります。

このため、本県では、庁内関係各課室で構成する『静岡県新型コロナウイルスに係る「ＳＴＯＰ！誹謗中傷」アクション』推進チームを立ち上げ、アクションとして、「誹謗中傷の未然防止」「被害の拡大防止」「被害者の救済」の３つの柱を掲げて、相談窓口の周知のほか、知事からの県民へのメッセージの発信や啓発動画の配信等を行い、県民一人ひとりが新型コロナウイルスに対する不安な気持ちに負けず、思いやりを持った行動が取れるよう対策に取り組んでいます。

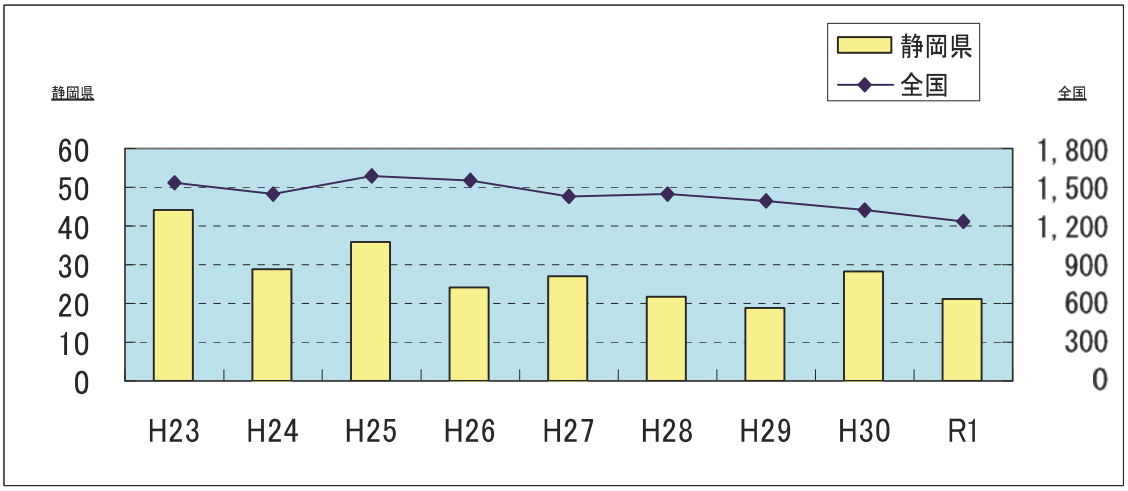
エ　その他

医療を提供するに当たっては、医師、看護師等の医療関係者は、患者の自己決定権を重視するインフォームドコンセント(納得診療)の理念に基づく医療を推進するため、患者へ適切な診療情報の提供を行うとともに、患者からの相談・苦情には適切に対応し、患者との信頼関係を構築する必要があります。

このため、本県では、人権相談窓口や医療安全相談窓口を設置して、患者・家族からの病気や健康、医療におけるトラブル、職員の対応等の各種相談・苦情に対応するとともに、医療機関に対する情報提供や助言を行うことにより医療安全の推進を図っています。

県立病院機構の県立総合病院、県立こころの医療センター及び県立こども病院と、県立静岡がんセンターでは、各病院ごとに「基本方針」、「患者権利宣言」を作成し、院内に掲示して周知を図るほか、医療相談窓口を設置して患者や患者家族の相談に対応する等、患者の立場に立った医療を推進しています。

HIV感染者・エイズ患者新規報告数の推移



（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
県内	44	29	36	24	27	22	19	28	21
全国	1,529	1,449	1,590	1,546	1,434	1,448	1,389	1,317	1,236

感染症法に基づくエイズ患者・感染者情報（厚生労働省）

(2)　施策の方向

○感染症患者や医療従事者、又はその家族等に対する誹謗中傷やデマの拡散、差別等の人権侵害を防止するため、県民に対して感染症に関する正しい知識の普及を図るとともに、人権を尊重し、差別をなくすための周知・啓発を推進します。

○感染症患者個人等の意思や人権に配慮し、安心して社会活動を続けながら良質かつ適切な医療を受けられるような環境の整備を図ります。

○医療従事者に対し、患者の権利に関する理解の促進を図るほか、患者本位の医療の提供を促進します。

○差別の解消に向けた相談体制の充実を図ります。

(3)　主要施策

ア　感染症患者等についての正しい理解の促進及び差別の防止

（取組内容）

○エイズやハンセン病、新型コロナウイルス感染症等の患者や医療従事者、又はその家族等に対する誹謗中傷、不当な差別が行われることがないよう、各種メディアや県民だより等を通じて、県民に向けた人権配慮のメッセージを発信します。（健康福祉部人権同和対策室）

○人権啓発指導者養成講座での研修や、会社や学校における出前人権講座の開催を通じて、感染症患者等に対する差別防止の啓発を推進します。（健康福祉部人権同和対策室）

○ＨＩＶ感染者等やハンセン病回復者等に対する偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の普及を図りその理解を深めます。主に、講演会や研修会の開催、キャンペーンの実施、パンフレットの配布等の啓発活動を推進していきます。（健康福祉部疾病対策課）

○エイズに対する正しい理解と予防啓発をするため、高校生等を対象とした思春期講座やエイズピアカウンセラー養成講座を実施します。（健康福祉部疾病対策課）

○学校において、エイズ等について学習するセミナーの紹介や、保健教育を担当する保健主事や養護教諭等の研修を充実する等、感染症への理解の促進を図ります。（教育委員会健康体育課）

イ　患者・感染者等への支援

（取組内容）

○ＳＮＳを活用し、新型コロナウイルス感染症患者等への誹謗中傷の防止を呼び掛けるほか、ＹｏｕＴｕｂｅの「ふじのくに静岡県庁チャンネル」から新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者への応援や、誹謗中傷防止のメッセージ、動画を配信します。（健康福祉部人権同和対策室）

○インターネットに書き込まれた誹謗中傷等に対し、人権関係団体と連携したネットパトロールを行い、必要に応じて法務局等へ情報提供します。（健康福祉部人権同和対策室）

○医師からの要請に基づき、エイズカウンセラーや、外国人患者等に対する通訳者の派遣（「エイズカウンセラー派遣事業」、「外国人患者支援事業」）をす

るとともに、当事業の周知及び利用促進を図ります。（健康福祉部疾病対策課）

○ハンセン病療養所入所者の福祉の増進を図るため、「療養所入所者厚生事業」を実施します。（健康福祉部疾病対策課）

ウ　患者の権利に関する理解の促進

（取組内容）

○患者の立場を考えた医療が一層行われるために、県立病院機構の本部・３病院及び県立静岡がんセンターの新規採用職員研修において患者の権利に関する理解の促進を図ります。（健康福祉部人権同和対策室、医療政策課、がんセンター局）

○医療関係者に対して、患者の同意を得た治療、患者への診療情報の提供等患者本位の医療の提供について働きかけていきます。（健康福祉部医療政策課、がんセンター局）

○疾病の症状や内容にかかわらず、すべての患者の生活の質の向上を目指し、療養支援の専門家として高度な知識と技能を持ち、的確な医療・看護の技術を提供できる医療関係者の養成に努めるとともに、養成機関等に働きかけます。（健康福祉部地域医療課）

エ　相談体制の充実

（取組内容）

○県民生活センターにおいては、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷や嫌がらせ、不当な差別といった様々な相談内容に応じ、相談者が求める解決方法を持つ専門の相談機関を紹介するとともに、法的な助言が必要な場合は、弁護士等による法律相談を行います。（くらし・環境部県民生活課）

○感染症患者等への誹謗中傷に関する静岡県人権啓発センターなどの相談窓口の案内を県公式ホームページや県民だより等を通して紹介します。（健康福祉部人権同和対策室）

○静岡県人権啓発センターにおいては、エイズやハンセン病、新型コロナウイルス感染症等の患者や医療従事者、又はその家族等に対する誹謗中傷や嫌がらせ、不当な差別といった様々な人権相談に関し、関係する専門機関と連携しながら対応します。（健康福祉部人権同和対策室）

感染症患者等をめぐる人権問題

○患者・家族からの医療に関する相談に適切に対応することで、医療機関と患者・家族との信頼関係構築の支援を行います。（健康福祉部医療政策課）

○エイズやハンセン病に対する、各種相談を行う等の取組を進めます。（健康福祉部疾病対策課）

○県立静岡がんセンターにおいては、気軽に相談できる医療相談窓口となるよう取組を進めます。（がんセンター局）

○来所による相談窓口の利用が難しい地域に居住する住民の利便性の向上を図るため、専門スタッフが地域に出向く「出張がんよろず相談」を実施します。（がんセンター局）

○病気の治療と仕事が両立できるよう、関係機関と連携を取りながら、がん患者への就労支援等の相談を実施します。（がんセンター局）

8　犯罪被害者等をめぐる人権問題

(1) これまでの取組と現状・課題

ア　これまでの取組

我が国では、昭和56年(1981年)１月に、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」(犯罪被害者等給付金支給法)が施行され、犯罪被害者等に対する経済的援助が始まりました。

その後、国連において、昭和60年(1985年)に、「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択され、犯罪被害者支援が国際的な潮流となる中で、平成３年(1991年)に開催された「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」において、特に精神的援助の必要性が犯罪被害者自身によって指摘され、これを契機として、更なる犯罪被害者支援の施策のための検討が始まりました。

こうした中、平成８年(1996年)２月には、警察庁において「被害者対策要綱」が策定され、警察における犯罪被害者支援が本格的に始まりました。

また、平成12年(2000年)５月には、いわゆる「犯罪被害者保護のための二法」(刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律)が公布され、刑事裁判における犯罪被害者等の権利保護を図るための制度が導入されました。

さらに、平成16年(2004年)12月には、犯罪被害者等への支援体制を整える「犯罪被害者等基本法」が成立し、翌年には同法に基づき、政府が総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱などを定めた「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、以後、５年毎に更新される同計画に沿って犯罪被害者等のための施策が推進されてきました。

本県では、こうした国の動きに合わせ、平成15年(2003年)９月に犯罪被害者等の立ち直り支援等を掲げた「防犯まちづくり行動計画」を策定しました。

平成19年(2007年)10月には、関連部局における各種支援情報を犯罪被害者等に情報提供するため、「犯罪被害者等支援総合調整窓口」を設置しました。

また、平成27年(2015年)４月には、犯罪被害者等の権利利益の保護及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を目的として「静岡県犯罪被害者等支援条例」を施行し、同条例に基づき翌年10月に「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

平成30年(2018年)７月には、性暴力被害者の心身の健康の回復を図るため、行政、医療機関、カウンセラー、弁護士、警察等が連携して、身体的、心理

的ケアや法律相談を行う「静岡県性暴力被害者支援センターＳＯＲＡ（そら）」を開設しました。

イ　現状と課題

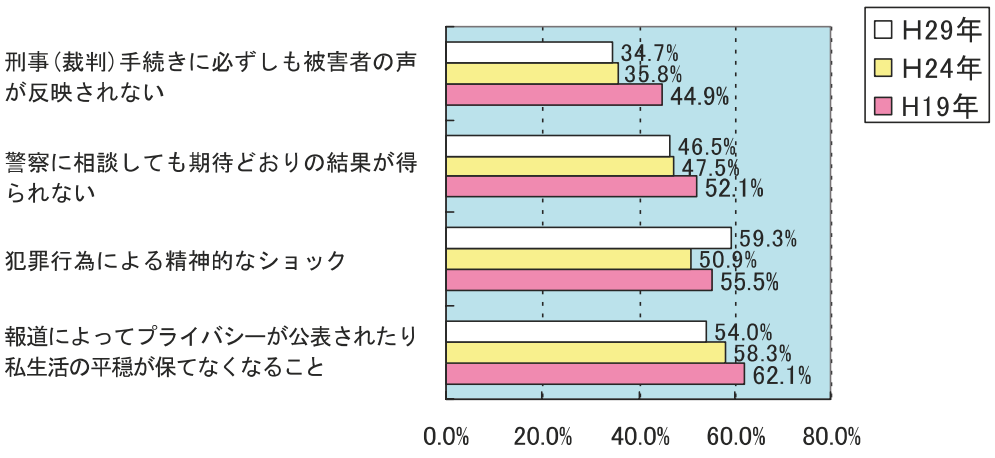
犯罪被害者等は、事件による直接的被害だけではなく、被害に遭ったことによる精神的な苦痛や身体の不調、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材等によるストレスなど、被害後に生じる様々な問題（二次的被害）に長期間、苦しめられています。

平成29年の「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）では、「犯罪被害者等に関して起きている問題」として、「犯罪行為による精神的なショック」が59.3%、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、私生活の平穏が保てなくなること」が54.0%となっています。

そこで、各種支援制度を適切に運用していくとともに、関係機関が連携し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、途切れることなく支援を行っていくことが重要です。

また、県民全体で犯罪被害者等を支える地域社会を形成するため、犯罪被害者等の状況やその心情に対する理解を深めることも重要です。

犯罪被害者等に関して起きている問題
（内閣府　人権擁護に関する世論調査）（複数回答）



(2) 施策の方向

○犯罪被害者等を支援する各種制度を適切に運用するとともに、関係機関の連携強化を図ります。
○県民全体で支える地域社会をつくるため、犯罪被害者等に対する県民の理解の促進を図ります。

(3) 主要施策

ア　犯罪被害者等に対する支援制度の適切な運用及び理解の促進

（取組内容）

○「犯罪被害者等支援総合調整窓口」において、犯罪被害者等が必要とする支援情報を提供します。（くらし・環境部くらし交通安全課）

○「静岡県性暴力被害者支援センターＳＯＲＡ（そら）」において、関係機関と連携してワンストップで性暴力被害者の心身の健康の回復を図ります。（くらし・環境部くらし交通安全課・再掲）

○犯罪被害者等が安心して援助を求められる環境を醸成するため、犯罪被害者等の講演会開催及び犯罪被害者週間キャンペーンによる広報・啓発活動等を推進し、犯罪被害者等の状況や心情に対する県民の理解の促進を図ります。（くらし・環境部くらし交通安全課）

○高校生を対象とした「生命のメッセージ展」を開催し、犯罪被害者の等身大パネルや生前写真等の展示及び講演を通じ、遺族の悲しみや犯罪被害者支援の重要性を知ってもらう等、将来の社会を担う若者の犯罪被害者等に対する理解の増進を図ります。（くらし・環境部くらし交通安全課）

○市町や静岡県内犯罪被害者等支援関係機関・団体などを対象とした犯罪被害者の講演会開催等により、犯罪被害者等の状況や心情に対する県民の理解の増進を図ります。（くらし・環境部くらし交通安全課、警察本部警察相談課）

○犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携により、県民の犯罪被害者等支援意識の高揚を図ります。（くらし・環境部くらし交通安全課、警察本部警察相談課）

○刑事手続や支援内容等を犯罪被害者等向けにわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成し、活用を図ります。（警察本部警察相談課）

○静岡県警察被害者支援カウンセラーやカウンセリング等費用の公費負担制度を活用し、犯罪被害者等の精神的被害の軽減を図ります。（警察本部警察相談課）

○犯罪被害給付制度や各種公費負担制度を活用し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。（警察本部警察相談課）

○中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、将来の社会を担う若者の犯罪被害者等に対する理解の増進を図ります。（警察本部警察相談課）

イ　関係機関の連携強化

（取組内容）

○犯罪被害者支援に関する研修会の開催等により、県、市町、県警察の担当者間の連携強化を図ります。（くらし・環境部くらし交通安全課、警察本部警察相談課）

○静岡県犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、被害者支援に関する関係機関の理解を深め、連携強化を図ります。（警察本部警察相談課）

○犯罪被害者等の同意を得て、被害の概要に関する情報を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、協力して支援活動を進めることで、同団体との連携強化を図ります。（警察本部警察相談課）

ウ　相談体制の充実

（取組内容）

○総合的な相談窓口である「犯罪被害者等支援総合調整窓口」をはじめ、「静岡県性暴力被害者支援センターＳＯＲＡ（そら）」等被害の態様に応じた各種相談窓口の案内、犯罪被害者等から寄せられる各種相談や要望に対しては、各関係機関と連携し被害者特有の不安感等に配慮した適切な対応を図るため、支援体制の充実に努めます。（くらし・環境部くらし交通安全課）

○犯罪被害者等がどの窓口に相談をしても、必要な支援にたどり着くことを目的として令和元年度に改訂した犯罪被害者支援ツール「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の普及や県・市町担当職員研修の実施により相談体制の充実を図ります。（くらし・環境部くらし交通安全課）

９　刑を終えて出所した人をめぐる人権問題

(1) これまでの取組と現状・課題

ア　これまでの取組

現在、罪を犯した人の多くが、定職や住居を確保できないため、社会復帰が困難となっている状況があります。国は、こうした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援するため、平成28年(2016年)に「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、平成29年(2017年)には、「再犯防止推進計画」を閣議決定しています。

そして、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進するとともに、広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきました。

本県では、令和２年(2020年)３月に、国の「再犯防止推進計画」が示す５つの基本方針及び７つの重点課題を勘案して「静岡県再犯防止推進計画」を策定し、広報・啓発活動の推進の一つとして、県民に向け、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深める「社会を明るくする運動」に、国、市町、民間団体等と協力して取り組んでいます。

イ　現状と課題

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は、根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人にとって、極めて厳しい状況にあります。

令和元年版犯罪白書によると、再犯者率は、平成９年(1997年)以降一貫して上昇を続け、平成30年(2018年)の再犯者率は、48.8％となっています。県内の再犯者率は、平成30年(2018年)で47.1％となっています。

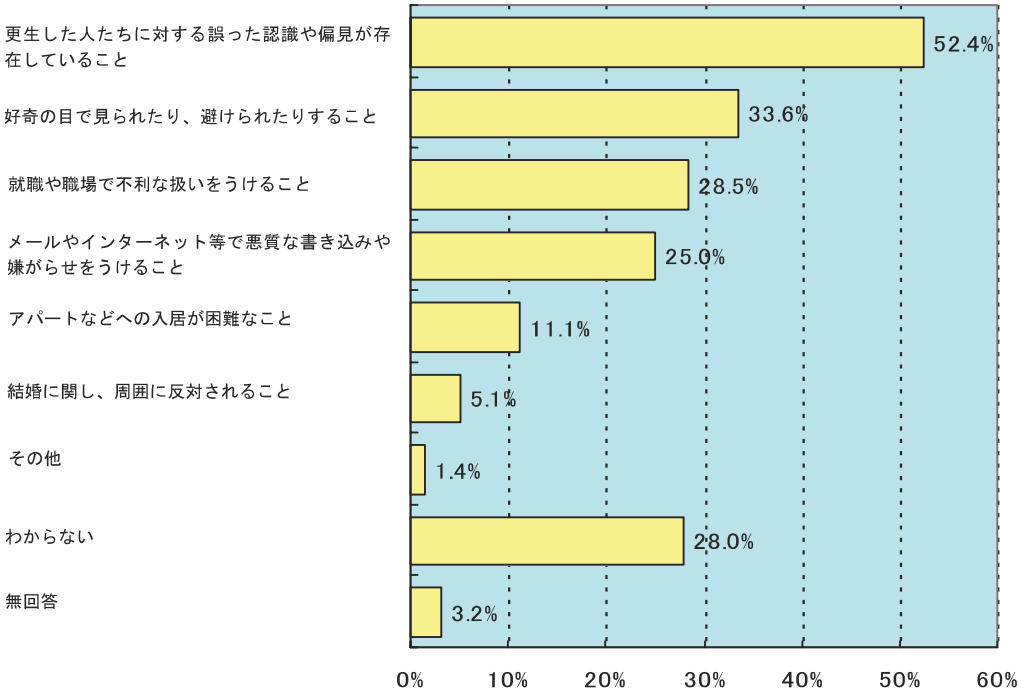
令和元年度に県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」によると、刑を終えて出所した人の人権に関し、特に問題があると思われるものとして、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」(52.4％)が最も高く、次いで「好奇の目で見られたり、避けられたりすること」(33.6％)が挙がっています。

刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として、円滑な社会生活を送る

ためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人に関する人権上の問題点

刑を終えて出所した人の人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（複数回答）



令和元年度人権問題に関する県民意識調査

(2) 施策の方向

○刑を終えて出所した人々に対する差別や偏見をなくし、社会において孤立することのないよう、国や更生保護団体等と連携し、広報・啓発活動を行います。

○保護観察を受けている人への指導や助言、地域社会における更生支援活動や犯罪予防のための啓発活動を行う保護司や更生保護女性会といった更生保護団体等の活動の支援を行います。

(3) 主要施策

ア 広報・啓発活動の推進

（取組内容）

○再犯防止推進法第６条に規定されている再犯防止啓発月間（７月）において、犯罪をした者等の再犯防止等について県民の理解と協力を得るため、犯罪被害者の心情を考慮しつつ、広報・啓発活動を行います。（くらし・環境部くらし交通安全課）

○犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について、県民の理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域を築くことを目的とした「社会を明るくする運動」を、国や市町、更生保護団体等と協働して推進します。（健康福祉部人権同和対策室）

○刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくすため、各種人権啓発事業により、地域や企業等への周知・啓発に努めます。（健康福祉部人権同和対策室）

イ 民間協力者の活動の促進等

（取組内容）

○保護観察所と連携して、地域で更生保護活動を行うための拠点である更生保護サポートセンターの設置・運営について、市町に対し、協力を呼び掛けます。（くらし・環境部くらし交通安全課、健康福祉部人権同和対策室）

○犯罪や非行のない安全・安心な地域づくりを目指す更生保護団体等と協力して、更生保護事業の周知・啓発に努めます。（健康福祉部人権同和対策室）

10　性的指向・性自認をめぐる人権問題

(1) これまでの取組と現状・課題

ア　これまでの取組

心の性と体の性が一致しない性同一性障害や同性愛(レズビアン、ゲイ)、両性愛(バイセクシュアル)など、性的指向や性自認を理由として、周囲の偏見や差別、生活の不便さ等により、精神的苦痛や不利益を受けている性的マイノリティ(性的少数者)の人々がいます。

我が国では、平成16年(2004年)７月に、一定の条件を満たせば裁判所の審判により戸籍上の性の変更を認める「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)が施行されました(平成20年(2008年)の改正により条件が緩和)。

平成24年(2012年)に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、自殺の恐れが高い層として性的マイノリティが言及され、平成29年(2017年)の「自殺総合対策大綱」において、性的マイノリティの人々に対する無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進することが重点施策に盛り込まれました。

また、平成27年(2015年)12月に閣議決定された「第４次男女共同参画基本計画」では、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々への対応として、人権教育・啓発活動の促進や利用しやすい人権相談体制の充実等が盛り込まれました。

本県では、平成30年(2018)３月に策定した「第２次静岡県男女共同参画基本計画・第３期実践計画」において、性的指向を理由として困難な状況に置かれている人々や性同一性障害などを有する人に関する人権尊重の啓発を計画に位置付けました。

さらに、文部科学省からは、心と体の性が一致しない児童や生徒への対応について、教育相談の徹底や、医療機関との連携を求める通知(平成27年(2015年)４月:性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について)が発せられています。

こうした動きを受けて、一部自治体や企業では、同性カップルを婚姻に相当するパートナーとして認める制度の創設をはじめとした、性的マイノリティの人々の権利を保障する様々な取組を推進しています。

性的指向・性自認をめぐる人権問題

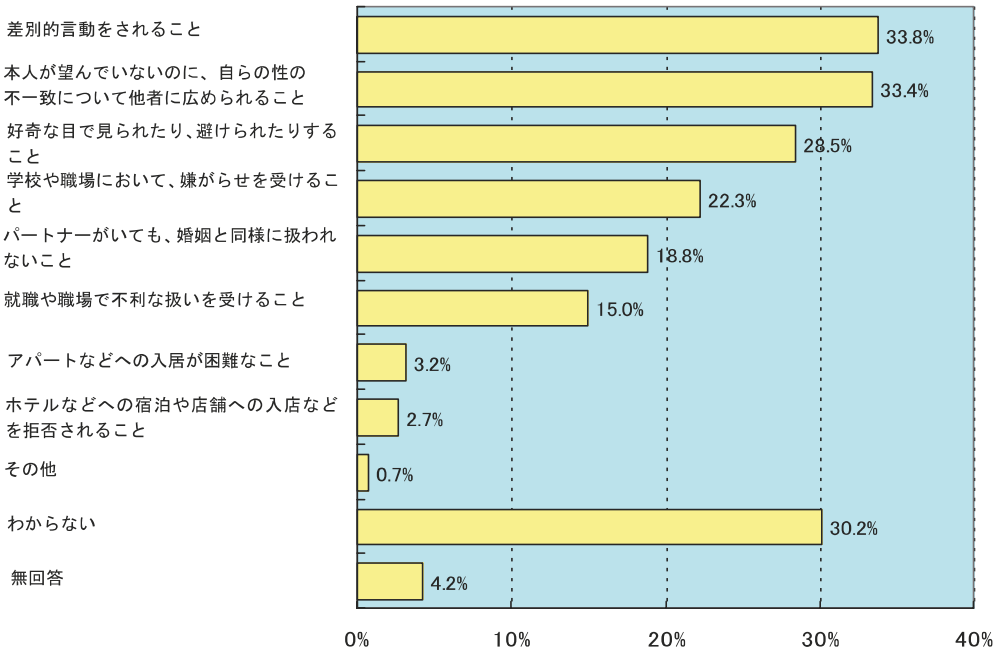
イ　現状と課題

令和元年度に県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」によると、性的指向や性自認をめぐる人権に関し、特に問題があると思われるものとして、「本人が望んでいないのに、自らの性の不一致について他者に広められること」（性的指向：33.4%、性自認：37.5%）、「差別的な言動をされること」（性的指向：33.8%、性自認：35.1%）が挙がっています。

本県では、学校や企業、一般県民向けに性的マイノリティの人々の人権に関する講演会や講座の実施、啓発資料の配付等、性の多様性について理解促進を図る取組を行ってきましたが、偏見や差別解消に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。

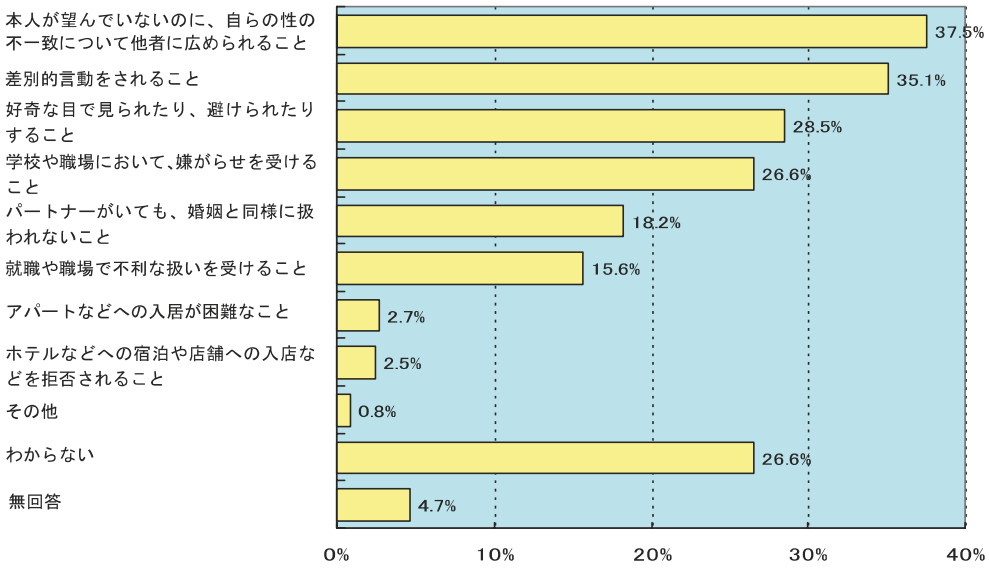
加えて、性的マイノリティの人々は、周囲の無理解や偏見等により、人間関係や学校、職場などの様々な場面で、生活する上での困り事に直面している現状があるため、これらを解決し安心して暮らせる環境整備を図るために必要な施策を検討し、取り組んでいく必要があります。

同性愛、両性愛等の性的指向に関する人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（複数回答）



性的指向・性自認をめぐる人権問題

自分の心と体の性別が一致しない等の性自認に関する人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（複数回答）



令和元年度人権問題に関する県民意識調査

(2)　施策の方向

○性的指向や性自認に関する偏見や差別をなくすため、性の多様性について理解促進を図る教育・啓発を推進します。
○誰もが活躍できる共生社会の実現を目指し、行政サービスの見直しや相談・支援等の充実を図ります。

(3)　主要施策

ア　性の多様性について理解促進を図る教育・啓発の推進

（取組内容）

○人々がお互いを理解し認め合い、誰もが自由で快適に活動できる、思いやりあふれる共生社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践の促進を図ります。（くらし・環境部県民生活課・再掲）

○性の多様性に関する理解を促進するため、市町と連携しながら、広く県民に対し、シンポジウムや研修会等を開催します。（くらし・環境部男女共同参画課）

○県職員が、性の多様性を理解し業務に取り組むことができるよう、職員向けガイドブックを作成し、研修等での活用を図ります。（くらし・環境部男女共同参画課）

○県ホームページ等を通じて、性の多様性に関する総合的な情報提供を行います。（くらし・環境部男女共同参画課）

○性的マイノリティの人々に対する偏見や差別を解消するため、講演会や学校、企業、団体等へ講師を派遣する出前人権講座を実施します。（健康福祉部人権同和対策室）

○人権啓発指導者養成講座等の開催により、地域における性的マイノリティの問題に関する理解者、指導者を養成します。（健康福祉部人権同和対策室）

○静岡県人権啓発センターにおいては、県民による自発的学習を支援するため、ビデオ、ＤＶＤ、図書等の充実させるとともに、啓発用資料の作成・配布等により、性の多様性に関する理解促進に努めます。（健康福祉部人権同和対策室）

イ　行政サービスの検討・見直し

（取組内容）

○性の多様性を尊重するため、行政手続等における性別欄の見直しや新たな行政サービスの実施など、様々な行政分野における施策や行政サービスでの配慮・工夫などを個別に検討し、実施します。（くらし・環境部男女共同参画課）

ウ　関係機関との連携

（取組内容）

○市町における取組を支援するため、市町職員との情報交換や研修会を開催

します。（くらし・環境部男女共同参画課）

○性的マイノリティの人々に対する支援や相談を実施しているＮＰＯ法人等の関係団体と連携して、性の多様性に関する周知・啓発を実施します。（健康福祉部人権同和対策室）

11　インターネットによる人権侵害

(1) これまでの取組と現状・課題

ア　これまでの取組

高度情報化社会の進展により、パソコン、携帯電話、スマートフォン等によるインターネットの利用者数は近年急速に増加し、総務省の令和元年版情報通信白書によると、我が国の世帯におけるスマートフォンの保有率は約８割となり、13歳から19歳の年齢層でのインターネット利用が９割を超えている状況となっています。

我が国では、平成14年(2002)年５月、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダー責任制限法）が施行され、インターネットでのウェブページや電子掲示板による情報の流通によって権利の侵害があった場合の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限、発信者情報の開示を請求する権利について規定されました。

また、平成21年(2009年)４月に「青少年が安全に安心して利用できる環境の整備などに関する法律」（青少年ネット規制法）が施行され、有害情報については、「フィルタリング」により遮断する形で、各携帯電話会社、インターネット事業者やサイト管理者には、青少年の有害情報閲覧を防ぐよう、対応ソフトやサービスを提供する義務が課されることとなりました。

平成25年(2013年）に施行された「いじめ防止対策推進法」では、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進や、いじめ防止等のための対策の調査研究の推進等について定められました。

イ　現状と課題

インターネットにおいては、匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現が流布したりと、人権にかかわる問題が発生しています。令和元年(2019年）における県内の人権侵犯事件新規救済手続開始件数をみると、インターネット上の人権侵害に関する事件数が、過去５年において最も多い件数（27件）を記録しています。

令和元年度に県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」によると、インターネットに関する人権侵害に関し、特に問題があると思われるものとして、「他人を誹謗中傷する表現が掲載されること」(59.8%)、「携帯電話やスマートフォンなどのメール、ソーシャルネットワーキングサービスがいじ

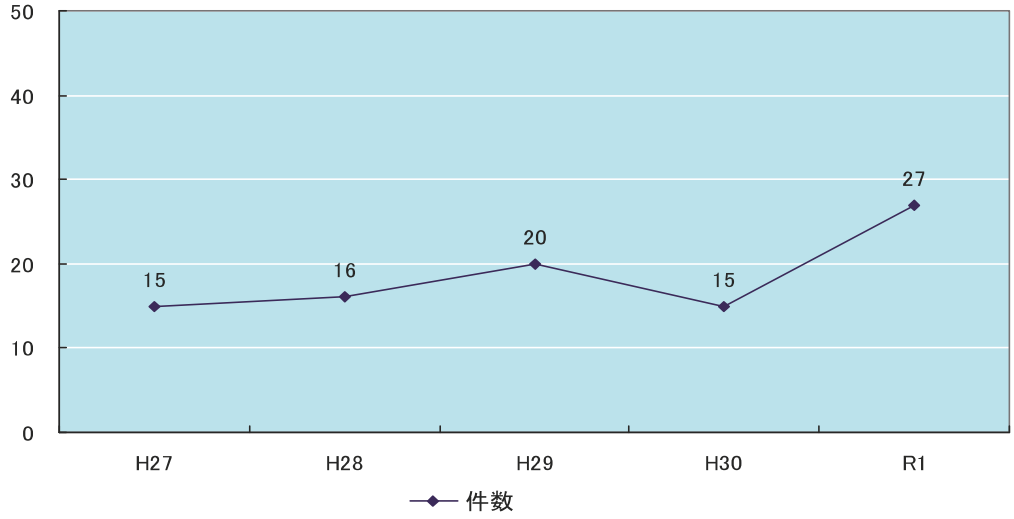
めの手段となっていること」（41.0%）が挙がっています。

また、「コミュニティサイト」による児童買春や児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪を引き起こす原因になっていると考えられ、有害な情報から子どもたちを守るために「フィルタリング」サービスの利用が必要です。内閣府が令和２年(2020年)４月に公表した「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査」のスマートフォンにおけるフィルタリング(保護者の取組）利用率は、小学生が23.9%、中学生が45.7%、高校生が36.2%となっています。

さらに、近年では、学術目的と称して、被差別部落の地名や写真等を投稿したり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、好ましくない言動や行動をとった人物を特定して、その個人情報をＳＮＳで拡散し、その人に対して集中的に誹謗中傷を行うなど、人権侵害ともなる行き過ぎた行動が発生しています。

これらのことから、県民一人ひとりがインターネットの利便性と問題点を正しく理解し、インターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう啓発していくことが必要です。

インターネットを利用した人権侵犯事件の推移（静岡県）



静岡地方法務局「人権侵犯事件」の状況について

(2)　施策の方向

○個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解の促進を図ります。
○情報収集発信における個人責任や情報モラル理解のための教育の充実を図るほか、インターネットに書き込まれた人権侵害情報等に関する相談等を実施します。

(3)　主要施策

ア　インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進

（取組内容）

○インターネット上での人権侵害を防止するため、講演会や学校、企業、団体等へ講師を派遣する出前人権講座を実施します。（健康福祉部人権同和対策室）

○人権啓発指導者養成講座等の開催により、インターネットによる人権侵害の問題に関する指導者、理解者を養成します。（健康福祉部人権同和対策室）

○静岡県人権啓発センターにおいては、県民による自発的学習を支援するため、ビデオ、ＤＶＤ、図書等の充実させるとともに、啓発用資料の作成・配布等によりインターネットと人権に関する理解促進に努めます。（健康福祉部人権同和対策室）

イ　情報モラル理解のための教育の充実

（取組内容）

○情報化の進展（インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含む。）が社会にもたらす影響や、情報の収集・発信における個人の責任及び情報モラル等について、理解を促進するための教育の充実に努めます。（教育委員会社会教育課）

○「小中学校ネット安全・安心講座」を開催し、インターネットの利用に際し、子どもの情報モラルの向上を図ります。（教育委員会社会教育課・再掲）

○「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座を開催し、子どもたちの携帯電話やスマートフォン、家庭用ゲーム機等の使用に関して、保護者が責任を持って子どもと話し合い、具体的なルールを守って使うことの大切さを伝えるアドバイザーを養成します。（教育委員会社会教育課・再掲）

ウ　企業や事業者等への個人情報管理・安全対策の啓発

（取組内容）

○インターネット上での人権侵害を防止するため、講演会や学校、企業、団体等へ講師を派遣する出前人権講座を実施します。（健康福祉部人権同和対策室・再掲）

○携帯電話事業者において、フィルタリングサービスの利用を保護者に適切に説明してもらえるよう、啓発物等を作成し、普及促進していきます。（教育委員会社会教育課）

エ　インターネットに書き込まれた人権侵害への対応

（取組内容）

○インターネットに書き込まれた誹謗中傷等に対し、人権関係団体と連携したネットパトロールを行い、必要に応じて法務局等へ情報提供します。（健康福祉部人権同和対策室・再掲）

○人権相談において、法的なアドバイスが必要な案件に対して、弁護士による法律相談を行います。（健康福祉部人権同和対策室）

12　災害に起因する人権問題

(1) これまでの取組と現状・課題

ア　これまでの取組

我が国は、平成25年(2013年)に災害対策基本法を改正し、災害時の避難に特に配慮を要する者の名簿を作成し、関係者間で情報を共有することや、生活環境が整った施設を避難所としてあらかじめ指定することとしました。

本県は、第４次地震被害想定で、南海トラフ巨大地震が発生した場合、もし何も対策を取らなければ、建物の全壊・消失が最大で約30万棟、死者数が最大で約10万5千人と、多くの県民の生命・身体や財産が危険にさらされることを示しました。

そして、静岡県民の生命、身体や財産を災害から保護するため、静岡県地域防災計画を策定し、計画に沿った取組を進めています。その中で、支援が必要な県民に対し、迅速で的確な支援を実施するため、「要配慮者への支援計画」について定めています。

イ　現状と課題

災害の発生により、多くの人々の生活が困難になることが予想され、高齢者や病気の人、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の支援が必要な住民は、より厳しい状況に陥りやすくなります。

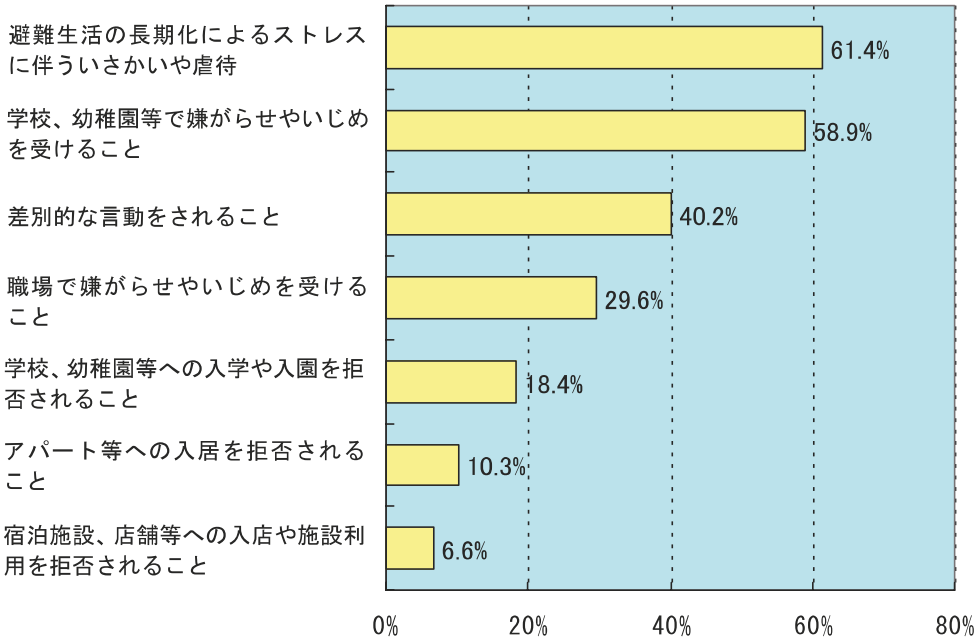
避難所では、プライバシーが確保されない場合や、治安が悪化した場合など、女性や子どもの安心や安全が脅かされることがあります。

また、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難では、被災者に対する誤った思い込みや偏見、根拠のない流言等により、被災者が避難先で差別的な扱いを受けたり、避難先の学校でいじめの被害に遭うといった問題が発生しています。

平時から、避難所生活の検討をはじめとして、体制の整備を進め、災害という非常時においても全ての人のプライバシーが守られ、人権に配慮した対応が確保されるよう、人権尊重を第一とする姿勢で対策に取り組むことが必要です。

災害に起因する人権問題

災害に起因する人権問題（東日本大震災に伴う人権問題）
（内閣府 人権擁護に関する世論調査（平成29年度））（複数回答）



(2) 施策の方向

○県民の生命、身体や財産を災害から保護するため、災害時の被害を減少させる取組を推進します。
○災害時においても、要配慮者や女性、子どもを含むすべての被災者の人権が尊重されるよう、体制の整備等の取組を進めます。
○誤った認識に基づき被災者が差別やいじめを受けないよう、正しい情報を発信します。

(3)　主要施策

ア　災害による生命・身体・財産の被害減少

（取組内容）

○第４次地震被害想定を踏まえ、想定される犠牲者を令和４年(2022年)度までに８割減少させることを目標に、187のアクションを実施します。（危機管理部危機政策課）

○市町の地震・津波対策を促進するため、交付金による市町の支援を行います。（危機管理部危機政策課）

○防災訓練を実施し、地域の防災力を高めます。（危機管理部危機対策課）

イ　要配慮者等に対する支援

（取組内容）

○避難所運営に要配慮者への対応や男女共同参画等の視点を取り入れるよう、市町向け研修会の場で啓発を行います。（危機管理部危機情報課、くらし・環境部男女共同参画課、多文化共生課、健康福祉部地域福祉課、人権同和対策室）

○防災訓練の際、要配慮者が参加する訓練を開催することで、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めます。（危機管理部危機対策課、くらし・環境部多文化共生課、健康福祉部人権同和対策室）

○福祉避難所の指定について、説明会等を通じ市町担当者に必要性を十分説明し、各市町の実情に応じた体制を整備するよう働きかけます。また、平成25年度に作成した「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル)」（平成30年５月改訂）を活用し、各市町におけるマニュアル整備を支援します。（健康福祉部健康福祉政策課）

ウ　災害に関する情報発信・人権啓発

（取組内容）

○災害に関する情報については、言語や文化の違い、障害の有無等に配慮した発信に努めます。（危機管理部危機情報課、くらし・環境部多文化共生課、健康福祉部障害者政策課、交通基盤部建設政策課）

○避難所等における人権に配慮した対応や誤った認識に基づく差別やいじめの防止について、各種人権啓発事業を通じ、周知･啓発に努めます。（健康福祉部人権同和対策室）

13　その他の人権問題

(1) 個人情報保護

ＵＳＢメモリーなどのデータ記録媒体の紛失だけでなく、標的型メール等のサイバー攻撃などによる個人情報の流失・漏えいによって、個人のプライバシーが侵害される事象が発生しています。

本県では、平成15年(2003年)４月から「静岡県個人情報保護条例」が施行され、県が個人情報を取り扱う際に守るべき規律が設けられるとともに、県民は県に対して県が保有する自己の個人情報の開示等を請求できるようになりました。その後、罰則規定を設ける等の見直しを行い、平成27年(2015年)には、マイナンバー制度の導入に伴い、個人番号を含む個人情報について厳格な取扱いを定めました。さらに、平成30年（2018年）には、人種、信条、病歴等、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう、その取扱いに特に配慮を要するものが含まれる個人情報（要配慮個人情報）の取得制限に関する規定を設ける等、個人情報の保護の強化を図るための改正を行いました。今後もこの条例に基づき、県の保有する個人情報が適切に取り扱われるよう努めます。

また、平成17年(2005年)４月から施行された「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）では、取り扱う個人データの量が少ない小規模事業者は、個人情報の利用目的の特定等の義務が課される主体から除かれていましたが、平成29年（2017年）５月からは、個人データを取り扱うすべての事業者に義務が課されることになりました。今後も、この法律に基づいて民間事業者が保有する個人情報の取扱いが適切に行われるように、事業者への支援、苦情の処理、広報・啓発等を行っていきます。（経営管理部法務文書課）

(2) 自殺対策

厚生労働省の「人口動態統計」によると、全国の自殺者数は近年減少傾向にあり、令和元年(2019年)は、およそ２万人となっています。同年における本県の自殺者数は564人となっており、平成22年(2010年)の854人をピークに減少しているものの、依然として深刻な状況が続いています。

我が国では、平成18年(2006年)６月に「自殺対策基本法」が制定され、自殺予防を社会全体の問題としてとらえ、個人、社会、民間、行政が協力して取り組むべき課題であることが宣言されました。また、平成28年(20016年)の自殺対

策基本法改正や自殺の実態を踏まえ、平成29年(2017年)７月、「自殺総合対策大綱」が見直され、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指すこととしました。

本県では、平成30年(2018年)３月、「第２次いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進するとともに、市町や関係機関、ＮＰＯ等の民間団体とも連携して、生きるための包括的な支援体制づくりを進めています。(健康福祉部障害福祉課)

(3) ホームレスの自立支援

自立の意思がありながら、健康や経済的事情で仕事ができなくなるなどといった原因により、住むところがなくなり、公園、河川敷、道路、駅舎などを起居の場所とすることを余儀なくされ、差別や偏見から自立の意思を失わせてしまうというホームレスの方をめぐる人権問題があります。

「令和元年度ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査)」によると、令和２年(2020年)１月における全国のホームレス数は3,992人(前年比▲563人)、県内のホームレス数は62人（前年比▲５人）で、13市町で確認されています。

令和元年度に県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」では、ホームレスに関する人権上の問題としては「経済的に自立が困難なこと」が34.3%、「近隣住民や通行人から嫌がらせを受けたり、暴力を振るわれたりすること」が28.7%、「社会保障が受けにくいこと」が24.2%となっています。

本県では、平成17年(2005年)に「静岡県におけるホームレスの自立支援等に関する推進方針」を策定し、「県ホームレス自立支援等推進協議会」と、ホームレスの多い地域ごとに「ホームレス自立支援等地域推進会議」を設置して、人権の擁護に配慮しながら、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施し、自立に向けた支援を行っています。

また、平成27年(2015年)に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、住居のない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行う支援事業も実施しています。(健康福祉部地域福祉課)

(4) その他

その他、人身取引やアイヌの人々の問題、北朝鮮当局による拉致被害者等の人権問題があります。こうした様々な人権問題の解決に向けた取組を進めると

その他の人権問題

ともに、人権は、社会の変化等に伴い、多様な広がりを持つことから、新たな動きにも目を向けていく必要があります。

第５章　相談・支援体制等の充実

１　相談・支援体制等の充実

(1)　これまでの取組と現状・課題

ア　これまでの取組と現状

国、県、市町や社会福祉関係などの各種団体では、配偶者等からの暴力、児童虐待、障害のある人や高齢者の権利擁護等に関する様々な相談窓口を設置し、住民からの相談に対応しています。また、人権問題は、内容が複雑多岐にわたることから、人権全般の相談窓口として設置している静岡県人権啓発センターにおける電話・面接による人権相談を充実させるとともに、相談者側において適切な相談機関が良く分からないといった場合に、迅速かつ的確に対応できる機関につなぐことができるように努めています。

第４章にあるように、様々な人権問題に加えて、新たな人権問題も発生している現状や人権尊重の意識の高まり等から、相談窓口がこれからも重要な役割を担っていくものと考えられます。

人権侵害に対する被害者の救済は、地方法務局、人権擁護委員による人権侵犯事件の調査処理や、最終的な紛争処理手段としての裁判制度等があるほか、様々な分野で、行政機関や民間団体等による被害者保護の取組がされています。

イ　課題

依然として様々な人権問題が生じていること、特に、虐待など自らの人権を守ることが困難な場合もあることから、その取組を一層推進していく必要があります。令和元年度「人権問題に関する県民意識調査」によると、自分の人権を侵害されたと思ったときに「役所、警察など公的な機関に通報、相談した」と回答した人は8.3％（複数回答）となり、平成27年度の前回調査に比べ、1.3ポイント減少しています。被害者の早期支援、早期救済を図るためには、相談機関等の情報提供や広報をさらに進めていく必要があります。各相談機関においては、複雑化・多様化する人権問題に係る相談への迅速・的確な対応のため、相談職員等の資質や専門性を高めていく必要があります。

相談・支援体制等の充実

(2)　施策の方向

○相談者が迅速かつ的確な対応を受けることができるよう、相談・支援体制の充実を図るとともに、複合する人権問題に対して早期に対応できるよう各相談機関相互の連携を図ります。

○また、配偶者等からの暴力や児童虐待などに対して、関係機関と連携を図り、早期発見、早期対応等ができるよう救済体制の充実を図ります。

○県民が必要な時に必要な相談等を受けることができるよう、相談機関等の情報の周知を図ります。

(3)　主要施策

ア　相談・支援・救済体制の充実

（取組内容）

○静岡県人権啓発センターにおいては、問題の適切な解決が図られるよう、関係機関と連携して人権相談を行います。また、相談に従事する職員の資質向上を図るため、講座等を通じて各相談機関における研修を支援します。（健康福祉部人権同和対策室）

○配偶者等からの暴力、児童虐待、高齢者虐待、いじめ、不登校や非行等様々な問題に対応するため、各相談機関の相談・支援機能を充実するとともに、市町の相談支援体制の整備を支援します。（関係各部局）

○複合する人権問題に対応するために、意見交換の機会を設ける等により、分野の異なる相談支援機関の相互理解を促進します。（関係各部局）

イ　相談機関等の情報提供の充実

（取組内容）

○人権全般の相談窓口である静岡県人権啓発センターの周知を一層図ります。また、県ホームページや啓発冊子等により、民間、国、県、市町における各種相談窓口一覧の情報を提供します。（健康福祉部人権同和対策室）

○関係部局は、それぞれの人権にかかわる分野について、相談･支援体制等の周知を一層図っていきます。（関係各部局）

第６章　計画の推進

人権施策を着実に推進するため、県は、副知事を本部長とする「静岡県人権施策推進本部」により全庁的な取組を進めるほか、国、市町、民間団体などの関係機関等と緊密な連携を図るとともに、県民の積極的な参加を得て、総合的かつ着実にこの計画を推進します。

また、人権が尊重される社会の実現には、社会の構成員すべてが人権尊重の意識を持ち、人権に配慮した行動をしていくことが求められることから、それぞれが自覚し、人権尊重の精神の涵養を図るとともに、その実現に向けて自主的に取り組むことが期待されます。

１　県の取組

・副知事を本部長とする「静岡県人権施策推進本部」（全庁体制）を中心に、総合的、効果的に人権施策を推進します。

・人権が尊重される社会を構築するには、県民一人ひとりの取組が必要なことから、静岡県人権啓発センターを中心とした人権啓発等のほか、人権尊重の精神の涵養を図るための人権教育を推進するとともに、県民、民間団体、市町等の取組に対して支援を行い、人権が尊重される社会の実現に向けた取組がされるよう、あらゆる機会を通じてこの計画の周知を図るとともに、静岡県人権会議などの協力を得て、計画の着実な推進に努めます。

・静岡県人権啓発活動ネットワーク協議会や静岡県人権問題啓発推進協議会などにおける人権教育・啓発活動の充実に努めるとともに、静岡地方法務局、静岡労働局、市町、静岡県人権擁護委員連合会や人権問題に取り組む民間団体等と連携して、効果的に人権施策を推進します。

２　市町との連携

住民に身近な立場にある市町は、人権尊重理念の普及等に果たす役割が大きいと言えます。また、「人権教育・啓発推進法」第５条においては、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

このため、各市町がこの計画の趣旨に沿って、人権施策の自主的な取組を展開

するとともに、各種の地域住民組織等の代表者などからなる人権教育・啓発に関する推進協議組織を設置するなど、地域の実情に沿った取組を継続的に推進することを期待します。

３　県民との協働

人権が尊重される静岡県を実現するためには、県民一人ひとりが、様々な人権問題を自分のこととして考え、人権に配慮した行動をしていく必要があります。

また、「人権教育・啓発推進法」第６条においては、国民の責務として、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」とされています。

このため、県民一人ひとりが、この計画の推進に積極的に協力するとともに、人権について、自主的に学び、自己の意識を高め、日常生活の中で人権が尊重される社会の実現に向けた取組を実践することを期待します。

４　人権問題に取り組む民間団体との連携

人権問題に取り組む民間団体には、それぞれの自主性を生かしながら、県民、県、市町とともに、人権が尊重される社会の実現に向けた活動を充実することを期待し、連携を図っていきます。

５　企業等との連携

企業は、従業員をはじめ、消費者、地域社会など広範囲にかかわりを持ち、社会に対し大きな影響力を持っていることから、社会の構成員として、環境への配慮、社会的公正・倫理にかなった活動など、企業の社会的責任（ＣＳＲ）を果たすことが求められています。

そうしたことから、社内等における人権啓発や人権に配慮した企業活動など、人権が尊重される社会の実現に向けた自主的な取組がされるよう期待します。

６　進行管理

計画の着実な推進を図るため、実施状況について把握し、毎年度、静岡県人権会議等に報告し、効果的な人権施策の推進に努めます。

また、国内外の状況や社会的状況を踏まえ、県民、静岡県人権会議、民間団体などの意見を考慮しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

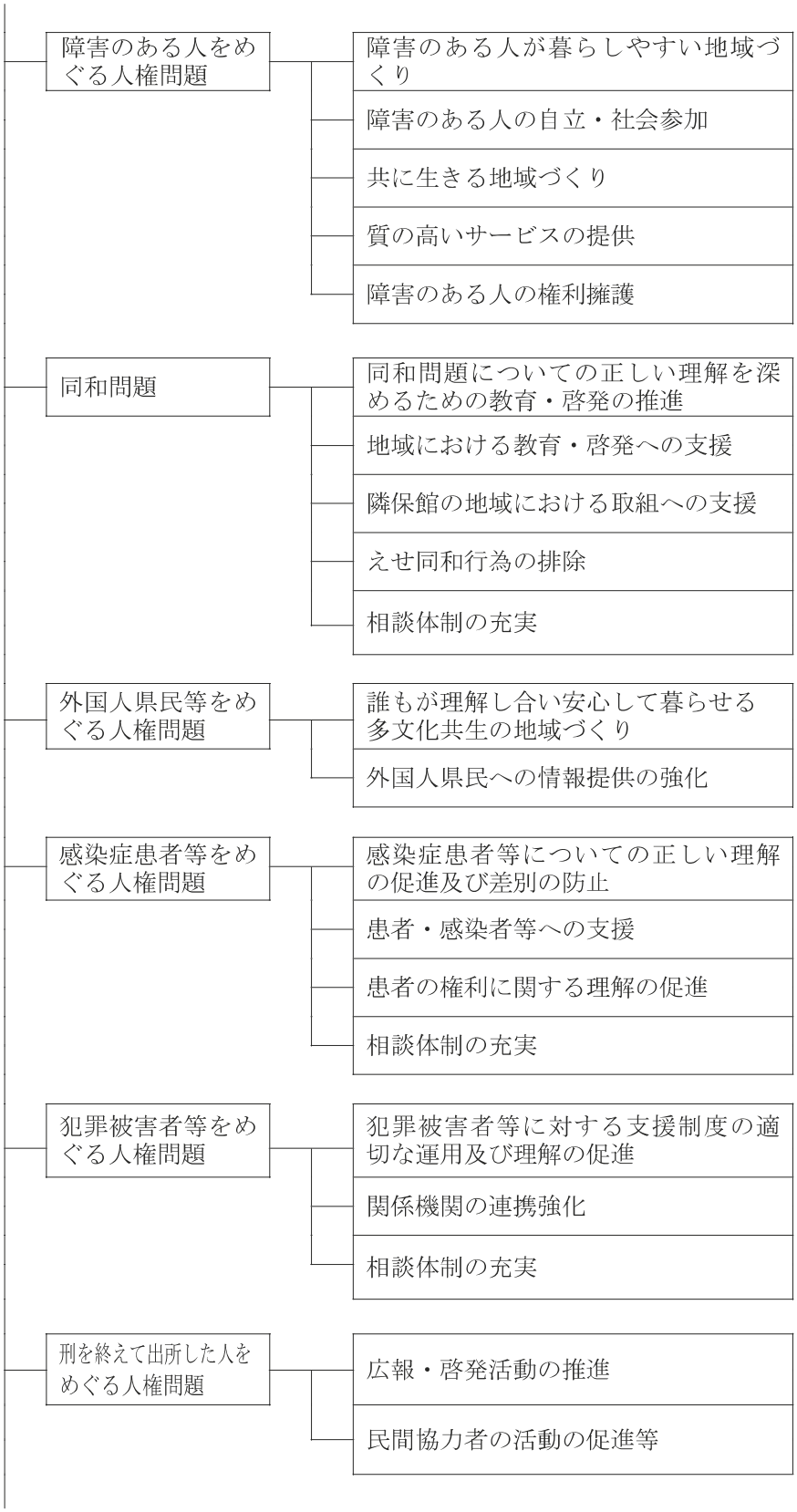
人権施策推進計画（第３次改定版）施策体系

- 人権教育・啓発の推進
  - 家庭における人権教育
    - 学習機会等の充実
    - 相談体制の充実
  - 学校における人権教育
    - 推進体制の充実
    - 発達段階に応じた人権教育の推進
      - ア 幼稚園、保育所等における人権教育
      - イ 小学校における人権教育
      - ウ 中学校における人権教育
      - エ 高等学校における人権教育
      - オ 特別支援学校における人権教育
    - 指導方法の充実等
    - 家庭・地域等との連携
    - 私立の小・中・高等学校における人権教育・啓発への支援
    - 大学等における人権教育・啓発の推進
    - 教職員に対する研修
    - 相談体制の充実
  - 地域社会における人権教育
    - 指導者の養成
    - 学習機会等の充実
  - 企業における人権啓発
    - 企業における人権啓発の支援
  - 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等
    - 教職員等
    - 医療関係者
    - 福祉関係者
    - 消防職員
    - 警察職員
    - 公務員（行政職員）
    - マスメディア関係者

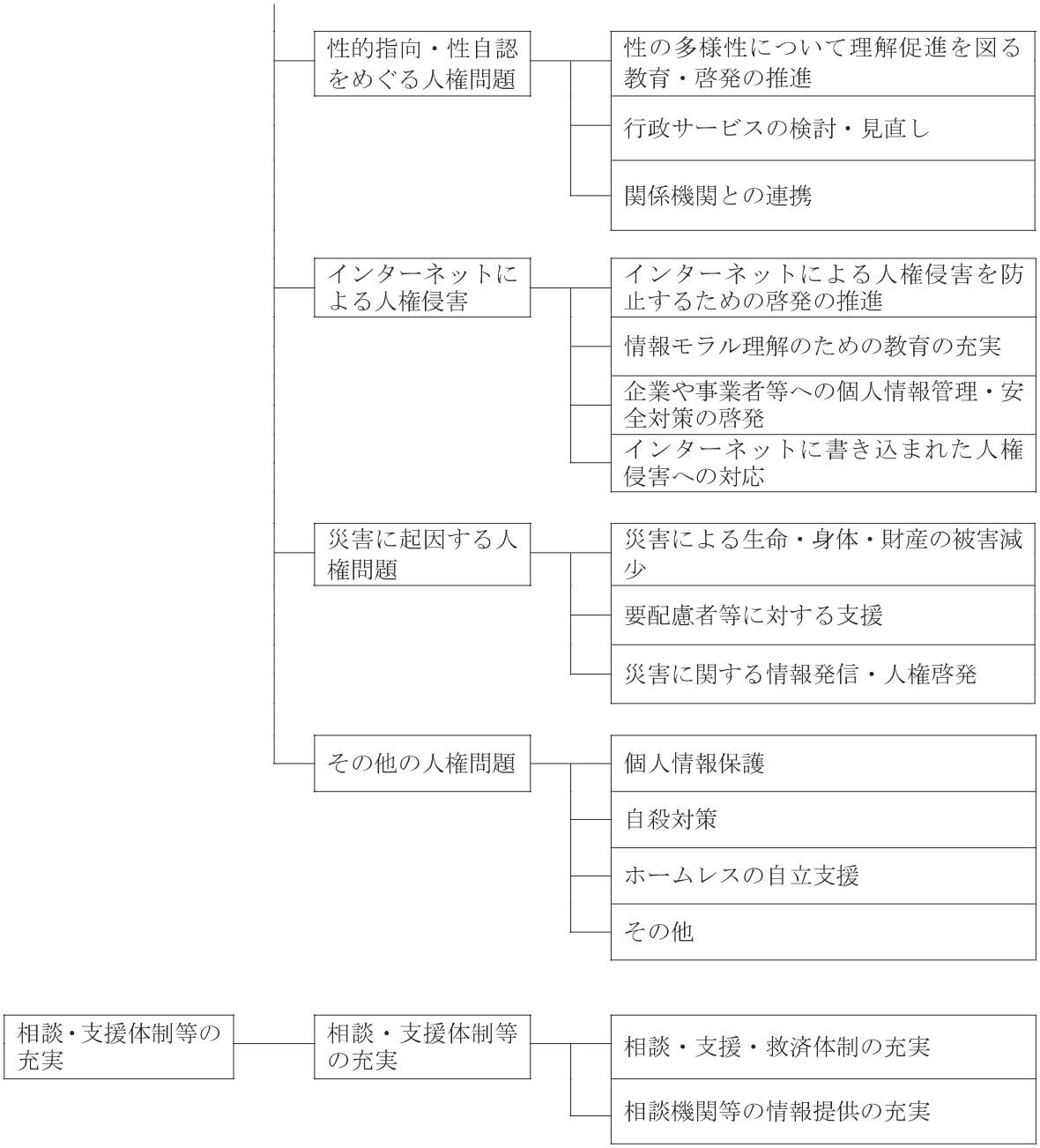
施策体系

- 県民への人権啓発
  - 県民への人権啓発の推進
- 分野別施策の推進
  - 女性をめぐる人権問題
    - 男女共同参画社会に向けた教育・啓発の推進
    - 政策方針決定過程への女性の参画の拡大
    - 社会のあらゆる場における男女共同参画社会に向けた環境づくり
    - ＤＶやセクシュアル・ハラスメント等の根絶及び相談体制の充実
  - 子どもをめぐる人権問題
    - 人権を大切にする心の育成
    - 子どもの人権が尊重されるための教育・啓発の推進
    - 児童虐待防止等の取組
    - いじめ、不登校や非行等の防止対策
    - 障害のある子どもに関する施策の充実
    - 外国人児童生徒への学習支援
    - 児童福祉施設等に入所している子どもたちの人権の尊重
    - 健全育成のための環境づくり
    - 子どもの安心・安全対策
    - ひきこもり青少年の社会復帰支援
    - ひとり親家庭への支援
    - 子どもの貧困対策
  - 高齢者をめぐる人権問題
    - 高齢者が暮らしやすい地域づくり
    - 質の高い介護サービスの提供
    - 高齢者虐待等の防止
    - 高齢者の権利擁護
    - 高齢者の安心・安全対策等

施策体系


障害のある人をめぐる人権問題
障害のある人が暮らしやすい地域づくり
障害のある人の自立・社会参加
共に生きる地域づくり
質の高いサービスの提供
障害のある人の権利擁護
同和問題
同和問題についての正しい理解を深めるための教育・啓発の推進
地域における教育・啓発への支援
隣保館の地域における取組への支援
えせ同和行為の排除
相談体制の充実
外国人県民等をめぐる人権問題
誰もが理解し合い安心して暮らせる多文化共生の地域づくり
外国人県民への情報提供の強化
感染症患者等をめぐる人権問題
感染症患者等についての正しい理解の促進及び差別の防止
患者・感染者等への支援
患者の権利に関する理解の促進
相談体制の充実
犯罪被害者等をめぐる人権問題
犯罪被害者等に対する支援制度の適切な運用及び理解の促進
関係機関の連携強化
相談体制の充実
刑を終えて出所した人をめぐる人権問題
広報・啓発活動の推進
民間協力者の活動の促進等

施策体系


性的指向・性自認をめぐる人権問題
性の多様性について理解促進を図る教育・啓発の推進
行政サービスの検討・見直し
関係機関との連携
インターネットによる人権侵害
インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進
情報モラル理解のための教育の充実
企業や事業者等への個人情報管理・安全対策の啓発
インターネットに書き込まれた人権侵害への対応
災害に起因する人権問題
災害による生命・身体・財産の被害減少
要配慮者等に対する支援
災害に関する情報発信・人権啓発
その他の人権問題
個人情報保護
自殺対策
ホームレスの自立支援
その他
相談・支援体制等の充実
相談・支援体制等の充実
相談・支援・救済体制の充実
相談機関等の情報提供の充実

指標一覧

人権施策推進計画指標一覧（第３次改定版）

推進計画の基本理念

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合	48.2% (参考値)	50%以上	地域福祉課 人権同和対策室

家庭における人権教育

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
保護者向けの家庭教育支援活動を実施した園・学校	89.2% (R1)	毎年90%	社会教育課

学校における人権教育

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合	97.0% (R1)	100%	教育政策課
学校が楽しいと答える児童生徒の割合	小87.3% 中86.3% 高84.9% (R1)	小90%以上 中90%以上 高85%以上	義務教育課 高校教育課

地域社会における人権教育

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合	10.5%	13.0%	社会教育課

企業における人権啓発

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
企業向け人権啓発講座受講者数	1,042人 (R1)	毎年度 1,500人以上	地域福祉課 人権同和対策室

県民への人権啓発

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
人権啓発講座等参加人数	29,320人 (R1)	毎年度3万人	地域福祉課 人権同和対策室

指標一覧

女性をめぐる人権問題

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
「男は仕事、女は家事・育児」という役割分担意識にとらわれない男性の割合	59.1% (R1)	65%	男女共同参画課
市町におけるＤＶ基本計画の策定	22市町 (R1)	全市町	こども家庭課

子どもをめぐる人権問題

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
自分には、よいところがあると答える児童生徒の割合	小76.1% 中70.5% 高70.5% (H29)	小79% 中74% 高74%	教育政策課
困っている人がいる時は、手助けをすると答える児童生徒の割合	小91.1% 中92.4% 高91.7% (R1)	小　毎年90%以上 中　毎年90%以上 高　92.2%以上	義務教育課 高校教育課
学校が楽しいと答える児童生徒の割合（再掲）	小87.3% 中86.3% 高84.9% (R1)	小90%以上 中90%以上 高85%以上	義務教育課 高校教育課
虐待による死亡児童数	０人 (R1)	毎年度０人	こども家庭課

高齢者をめぐる人権問題

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
介護保険サービス施設等の身体拘束ゼロ宣言実施率	93% (R1)	95% (R5)	福祉指導課
権利擁護の地域連携ネットワークの中核となる機関の設置市町数	４市町 (R2)	全市町 (R5)	地域福祉課
包括的相談支援体制の整備を行った市町数	11 市町 (H30)	全市町 (R6)	地域福祉課

指標一覧

障害のある人をめぐる人権問題

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
障害者雇用率	2.15% (R1)	2.3% (R5)	労働雇用政策課
ゆずりあい駐車場制度の民間協力施設数	1,125施設 (R1)	1,200施設 (R6)	地域福祉課
自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合	51.3% (H29)	70% (R3)	障害者政策課

同和問題

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合（再掲）	97.0% (R1)	100%	教育政策課
人権啓発講座等参加人数（再掲）	29,320人 (R1)	毎年度3万人	地域福祉課 人権同和対策室

外国人県民等をめぐる人権問題

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
「やさしい日本語」の使用に取り組む市町数	24 市町	全市町	多文化共生課

感染症患者等をめぐる人権問題

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
エイズカウンセラー派遣回数 （平成16年度からの累計）	32回	47回	疾病対策課
看護教員養成講習会等の参加人数（累計）	463人 (R1)	538人	地域医療課

犯罪被害者等をめぐる人権問題

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
犯罪被害者支援に関する講演会等開催回数	３回	３回	くらし 交通安全課

指標一覧

刑を終えて出所した人をめぐる人権問題

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
静岡県内の再犯者率	47.1% (H30)	45%以下 (R3)	くらし 交通安全課

性的指向・性自認をめぐる人権問題

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
性の多様性の理解を促進する事業・研修会等を実施する市町の割合	51.4% (R1)	継続的に増加	男女共同参画課

インターネットによる人権侵害

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
ふじのくに『ケータイ・スマホルール』アドバイザー登録者数	355人 (R1)	680人	社会教育課

災害に起因する人権問題

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
地震・津波対策アクションプログラムにおける目標を達成したアクションの割合	39% (R1)	100% (R4)	危機政策課
要配慮者が参加する総合防災訓練の実施	毎年度実施	毎年度実施	危機対策課

相談・支援体制の充実

指　　標	令和２年度	令和７年度	担当課(室)
人権啓発指導者養成講座受講者数	146人 (R1)	毎年度125人	地域福祉課 人権同和対策室

用語の解説

英数

(1) ＡＤＨＤ
(Attention Deficit/Hyperactivity Disorder)
＝注意欠陥／多動性障害

年齢あるいは発達に不釣合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、７歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。(平成15年(2003年)３月「今後の特別支援教育の在り方について」最終報告の「参考資料」より)

(2)
ＣＳＲ（Corporate Social Responsibility）
＝「企業の社会的責任」

一般的には、「企業が法律遵守にとどまらず、市民、地域及び社会等の企業を取り巻くステークホルダー（利害関係者）に利するような形で、自ら、経済、環境、社会問題においてバランスの取れたアプローチを行うことにより事業を成功させること」等ととらえられている。具体的には、経済的利益の追求と両立しつつ、法令遵守、企業理念とコーポレートガバナンス、説明責任と情報開示、顧客への誠実さ、人材への育成や支援、公正な競争条件の確保、人権尊重、環境への配慮、地域社会への貢献等を達成することが、ＣＳＲを果たすものであるととらえられている。(「通商白書2004」から)

(3) ＤＶ（Domestic Violence）**＝配偶者等からの暴力**

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から相手方に振われる暴力で女性が被害者になることが多い。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。配偶者からの暴力は家庭という密室の中で起こるため表面化しにくく、表面化したときは死亡事件など重大化していることもまれではない。

(4) ＬＤ(Learning Disabilities) **＝学習障害**

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。原因として中枢神経に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害・聴覚障害・知的障害・情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。（平成11年（1999年）７月文部科学省「学習障害児に対する指導について」報告より）

あ

(5) **愛の援聴週間**

３月３日(耳の日)から９日まで。聴覚に障害のある人に対する県民の理解を深めることを目的に街頭キャンペーンなどを実施している。昭和57年(1982年)９月県議会において採択された。

(6) **アスペルガー症候群** (Asperger Syndrome)

社会性・興味・コミュニケーションについて特異性が認められる広汎性発達障害。対人関係の障害や、他者の気持ちの推測力など、心の理論の障害が原因の一つという説もある。

(7) **あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）**

昭和40年(1965年)12月21日の第20回国連総会で採択。締結国が人権及び基本的自由の享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを内容としている。我が国は平成７年(1995年)に加入。

い

(8) **インフォームドコンセント（納得診療）**

医療の内容や治療法について、医師から十分な説明を受けた上で、患者本人が納得できる治療法を選択し、同意すること。

え

(9)えせ同和行為
何らかの利益を得るため、同和団体を名乗り、又は同和問題を口実にして、企業等に対し、不当な申し入れや義務なきことを強要する行為。反社会的な行為であり、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっている。

か

(10)学習障害
「ＬＤ」の項を参照。

(11)学校支援心理アドバイザー
高等学校に在籍する発達障害等、特別な教育的支援を要する生徒への教育効果等を向上させる目的で、教職員に対して専門的見地から指導・助言、理解・啓発を促進するため、県立高等学校へ配置した臨床心理士。

(12)家庭教育支援員
保護者等に対して家庭教育の重要性についての認識を促すとともに、子育てについての不安や悩みを解消するため、学習機会の提供、保護者の居場所作り、相談体制の充実等、家庭教育支援の取組の充実を図る地域のボランティア。

き

(13)企業の社会的責任
「ＣＳＲ」の項を参照。

け

(14)経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、国際人権Ａ規約）
労働の権利や社会保障についての権利、教育及び文化活動に関する権利などいわゆる社会権を主として規定したもの。昭和41年(1966年）に第21回国連総会で採択。我が国は昭和54年(1979年)批准。

こ

(15)更生保護サポートセンター
保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点をいう。主に市町村や公的機関の施設の一部を借用し、経験豊富な保護司が常駐して活動を行う。

(16)合理的配慮
障害のある人が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされているものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

(17)高齢化率
高齢者人口(65歳以上人口)が総人口に占める割合をいう。

(18)高齢者雇用推進コーディネーター
高齢者と企業のマッチング支援を一元的に行う者。企業訪問による高齢者の就労の場の開拓、就労条件等の職場環境改善のための助言、高齢者雇用にかかる助成金情報の提供等を行う。

(19)高齢者のための国連原則
平成３年(1991年)に国連総会で採択された原則。自立・参加・ケア・自己実現・尊厳からなる。

(20)国際高齢者年
高齢者の人権を確立し、高齢を理由にした差別や不利益、権利侵害をなくすことをめざし、平成４年(1992年)の国連総会において平成11年(1999年)を「国際高齢者年」とすることを決議。具体的には「高齢者のための国連原則」を促進し、政策や計画・活動を具体化することを目的としている。

(21)国際児童年
児童に対する社会の関心の喚起を図るため、国際連合が児童権利宣言採択20周年に当たる昭和54年(1979年)を「国際児童年」とすることを決議。多くの国でキャンペーン活動や記念事業が展開され、我が国では国立総合児童センター「こどもの城」なども建設された。

(22)国際障害者年
昭和51年(1976年)の第31回国連総会で、昭和56年(1981年)を「国際障害者年」とすることを決議。目標テーマである「完全参加と平等」に向け、世界各国で障害者問題への認識と取組が強化された。

(23)国際人権規約
国連が世界人権宣言の内容に法的拘束力をもたせるために昭和41年(1966年)、国連総会において採択した条約。
①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約②市民的及び政治的権利に関する国際規約③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書④市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書の四つの条約からなる。我が国においては、①及び②が、昭和54年(1979年)９月に効力を生じた（一部留保及び解釈宣言）が、③、④の選択議定書については批准していない。

(24)国際婦人年
昭和47年(1972年)の第27回国連総会において、昭和50年(1975)年を「国際婦人年」とすることを決議。女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱された。

(25)国連障害者の10年
「国際障害者年」(昭和56年(1981年))の取組を経て、翌年の第37回国連総会において昭和58年(1983年)から平成４年(1992年)までを「国連障害者の10年」とすることを決議。この間、障害福祉の増進が奨励された。

(26)国連婦人の10年
昭和50年(1975年)の第30回国連総会において「国連婦人の10年 平等・発展・平和」として宣言された昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までの10年間。

(27)国連婦人の地位委員会
経済社会理事会の機能委員会の一つで、昭和21年(1946年)６月に設置された。
政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、総会に対して勧告を行う。

(28)子どもの権利条約
「児童の権利に関する条約」の項を参照。

(29)コミュニティサイト
ブログや掲示板、チャットなどを利用し、利用者同士がメッセージの交流を楽しむサイトの総称。Twitter、LINEなどが有名。

し

〔しず〕
(30)静岡県人権会議
平成９年(1997年)９月10日に人権に関する施策の推進及び県民の人権意識の高揚のため、設置。学識経験者15人以内で構成。人権に関する施策の基本的方向についての意見及び提言に関すること、県民に向けた人権に関するメッセージの発信に関すること、人権に関する情報交換及び研究に関することを所掌。

(31)静岡県人権啓発活動ネットワーク協議会
静岡地方法務局、静岡県、静岡県教育委員会、静岡市、静岡市教育委員会、浜松市、浜松市教育委員会、静岡県人権擁護委員連合会で構成し、各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

(32)静岡県人権施策推進本部
平成16年(2004年)６月に設置した、副知事を本部長とする県庁内の推進組織であり、人権施策の総合的、効果的な推進を図ることを

目的としている。

(33)静岡県人権問題啓発推進協議会

民間団体、行政、学識経験者等で構成。広く県民が人権問題を正しく理解し、人権意識の高揚を図ることにより人権問題を解決するため、より効果的な啓発活動等について研究、協議するとともに、これらの事業の推進を図ることを目的としている。

(34)静岡県青少年環境整備審議会

青少年の健全な育成を図るための良好な環境整備に関する重要事項及びキャンプの禁止区域の指定に関する重要事項の調査審議並びに知事からの諮問に対する意見の答申を行う附属機関として設置。県知事が、優良図書類等の推奨、有害図書類等の指定、キャンプ禁止区域の指定等を行う場合は、原則的に審議会の意見を聴かなければならないこととなっている。

(35)静岡県性暴力被害者支援センター　ＳＯＲＡ（そら）

性暴力被害者の心身の健康の回復を図るため、行政、医療機関、カウンセラー、弁護士、警察などの関係機関が連携し、身体的、心理的ケアや法律相談などをワンストップで行うセンター。

(36)静岡県多文化共生総合相談センター「かめりあ」

在留資格・労働・医療・福祉に関することなど、外国人県民の方々の生活上の相談に多言語で対応するセンター。

(37)静岡県男女共同参画センター「あざれあ」

参画の拠点、県民との協働の拠点、自立の拠点として位置付けられた県の男女共同参画の推進拠点。愛称あざれあ。「学習・研修・実習」、「調査・研究・情報発信」、「相談」、「交流・協働」の４つの機能がある。

(38)静岡県ひきこもり支援センター

平成25年(2013年)４月８日に、静岡県精神保健福祉センターに設置。ひきこもりに関する第一次相談窓口として、電話、来所による相談対応や必要に応じて訪問支援を行うほか、知識の普及啓発、支援に係る情報発信、支援者向けの研修等を行っている。

(39)しずおか男女共同参画推進会議

地域・家庭、教育、産業の社会のあらゆる分野における男女共同参画推進の取組を進めていくことを目的に、平成15年(2003年)８月26日に設立された男女共同参画の推進に賛同する79(Ｒ２．４．１現在）の県域組織の民間団体からなるネットワーク組織。

〔じそ〕

(40)自尊感情

自分に対する誇りをもち、自分を価値ある存在だと思う気持ち、つまり、「私の価値を認めること」「私が好きだと感じること」「私を大切にすること」という自分の存在を肯定する意識のことをいう。

（じど）

(41)児童憲章

国民全体の責任ですべての子どもたちが健やかに育ち、幸せに生きていくことができるようにという趣旨から生まれた憲章。子どもの持つ権利を宣言し、それに対する社会の責任と義務をうたっている。子どもの福祉を願う国民の道徳的規範を示すものとして、全国の各界を代表する協議員236人が参集した児童憲章制定会議で制定。

(42)児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成元年(1989年)11月20日の第44回国際連合総会で採択。我が国は平成６年(1994年)に批准。18歳未満の子どもに大人と同じ市民的権利を与え、その権利行使を認めている。内容は、飢餓や貧困にあえぐ途上国の子どもたちの救済を視野に入れた生存権や健康権、教育権をはじめ、思想、信条、集会、結社、表現の自由、意思表明権、プライバシーの保護等で、世界中の子どもに基本的人権を保障。

用語の解説

(43)児童の権利ノート

施設に入所措置された児童の権利保護のため、児童相談所から児童に配布される冊子。施設での生活における児童の権利についての説明や相談先が記載されている。

(44)児童福祉週間

「児童福祉法」第１条にうたわれている児童福祉の理念の周知・普及を図るため、昭和22年(1947年)から毎年全国的に実施されている。５月５日の「子どもの日」からの１週間がこれにあたり、児童福祉の理念の一層の周知と、児童問題に対する社会的関心の喚起を図るための普及啓発活動が行われている。

（しみ）

(45)市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、国際人権Ｂ規約）

人は生まれながらに自由であるという基本的考えのもとで、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するという観点に立った権利、いわゆる自由権を中心に規定したもの。昭和41年(1966年)に第21回国連総会で採択。我が国は昭和54年(1979年)批准。

（しょ）

(46)障害者虐待防止支援センター

市町障害者虐待防止センターは、障害のある人に対する虐待に関する通報・届出窓口となるほか、相談、指導助言等を行う機関。県障害者虐待防止支援センターは、使用者による虐待の通報・届出窓口となるほか、権利擁護等の専門的な事項に関し市町障害者虐待防止センターに助言等を行う機関(法律上の「都道府県権利擁護センター」にあたる）。

(47)障害者雇用推進コーディネーター

企業等を訪問し、障害のある人の求人開拓からマッチング、定着までの支援を行う者。

なお、活動時には支援機関（公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、ジョブコーチ等）と連携して行う。

(48)障害者実雇用率

企業における常用労働者の中で、障害のある人の実際の割合を示す数値。なお、令和３年(2021年)3月1日現在の法定雇用率は一般の民間企業（常用労働者数43.5人以上規模の企業）では2.3%、国・地方公共団体では2.6%、都道府県等の教育委員会では2.5%などとなっている。

(49)障害者週間

国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意識を高めることを目的とした週間。12月３日から９日まで、障害のある人に関する啓発活動等を実施している。

(50)障害者就業・生活支援センター

障害があるため、就職や職場への定着が困難である人や就職経験のない人を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、職業生活における自立を図るために必要な支援を行う施設。

(51)障害者に関する世界行動計画

昭和56年(1981年)の国際障害者年の成果をもとに検討されたがガイドラインで、昭和57年(1982年)12月の第37回国連総会で採択された。「障害者の予防」、「リハビリテーション」、「機会均等化」の概念が整理され、世界各国の今後なすべき課題についての具体的な提案が201項目にまとめられている。我が国は昭和57年(1982年)３月、これに並行し、国際障害者年推進本部が「障害者に関する長期計画」を策定している。

(52)障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

あらゆる障害（身体障害、精神障害、知的障害）のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。平成18年(2006年)12月13日に第61回国連総会において採択され、我が国は平成19年(2007)年署名、平成26年(2014年)１月20日批准書を寄託、同年2月19日効力発生。

用語の解説

(53)障害者働く幸せ創出センター
障害のある人が一般企業や障害者就労施設等で就労するかを問わず、働くことを総合的に支援する目的で平成22年５月に県が静岡市葵区呉服町に開設した拠点施設。総合相談窓口の開設や県下に500か所以上ある就労系サービス事業所等や障害のある人に係る情報収集・発信、授産事業の支援など、福祉と産業界をつなぐ取組を行っている。

(54)少年警察ボランティア
街頭補導、少年に有害な環境浄化等の少年非行防止・健全育成活動に当たる民間のボランティア。警察本部長委嘱の「少年警察協助員」、公安委員会委嘱の「少年指導委員」が活動を行っている。

(55)少年サポートセンター
少年警察補導員等を配置し、非行等の問題を抱えた少年に対する継続的な助言・指導や被害少年に対する継続的な支援、その他少年の非行防止・健全育成活動について、中心的な役割を果たす。警察本部少年課に本部少年サポートセンター、県内10警察署に地区少年サポートセンター及び同分室を設置している。

(56)女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
女子に対する差別が権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもとに、各締約国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃すること基本理念としている。昭和54年(1979年)の第34回国連総会において採択され、昭和56年(1981年)に発効した。我が国は昭和55年(1980年)署名、昭和60年(1985年) 批准。

(57)女性2000年会議
第４回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、平成12年(2000年)にニューヨークで開催。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(「成果文書」) が採択された。

(58)ジョブコーチ
障害のある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫などきめ細かな配慮や通勤時、就労時などのサポートをする就労支援者。

(59)新型コロナウイルス感染症
人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)」による感染症。この感染症を「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)」という。

（じん）
(60)人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）
（平成12年(2000年)12月６日法律第147号）
人権教育及び人権啓発のより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定等、所要の措置を法定することが不可欠として、平成12年(2000年)11月、議員立法により法案が提出され、同年12月施行された。

(61)人権教育・啓発に関する基本計画
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年(2002年) ３月に国が策定。

(62)人権教育のための世界プログラム
1995年(平成７年)から取り組まれてきた「人権教育のための国連10年」が2004年(平成16年)末で終了することを受け、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2004年(平成16年)12月に国連総会にて採択。

(63)人権週間
「世界人権宣言」の項を参照。

(64)人権デー
「世界人権宣言」の項を参照。

(65)人種差別撤廃条約
「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の項を参照。

す

(66)スクールカウンセラー
いじめや不登校などの児童生徒の生徒指導上の諸課題の対応に当たるため、小中学校・高等学校・特別支援学校に勤務する相談業務の専門家（臨床心理士、公認心理師の資格を有するなど、児童生徒の臨床心理に関して豊かな知識・経験を有する者）。

(67)スクールソーシャルワーカー
社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識、技術を有する者で、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けにより、学校と関係機関等とのネットワークづくりなどを行う専門家。

(68)スクールロイヤー
学校現場で発生する様々な問題を法的に整理しつつ、あるべき対応について、学校や市町教育委員会に提案する弁護士。（学校等の代理人として学校等を弁護するという立場ではなく、あくまで中立的な立場として、児童生徒の最善の利益のために、法的側面から助言する役割を果たす。）

(69)すこやか長寿祭
長寿者を中心とした健康づくり・生きがいづくりを目的に、（公財）しずおか健康長寿財団が実施する事業。毎年、スポーツ大会や美術展を開催している。

せ

(70)性的指向
性欲や恋愛の方向を表す概念。自分にとって異性に向けられている場合は異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向けられている場合は同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向けられている場合は両性愛（バイセクシュアル）。

(71)性的マイノリティ（性的少数者、セクシュアル・マイノリティ）
異性愛や生まれ持った性別に違和感のないことを一般視している社会から見て少数者とされている人のこと。一般的にＬＧＢＴ（Ｌ＝レズビアン（女性同性愛者）、Ｇ＝ゲイ（主に男性同性愛者）、Ｂ＝バイセクシュアル（両性愛者）、Ｔ＝トランスジェンダー（性別越境者））などが含まれる。

(72)性同一性障害者
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年７月16日法律第111号）によると、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(73)世界人権宣言
人権及び自由を尊重し確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの。昭和23年（1948年）12月10日に第３回国連総会において採択。また、昭和25年（1950年）の第５回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことを決議。我が国では、12月10日までの１週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

(74)セクシュアル・ハラスメント

男女雇用機会均等法では、「職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、または当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されるもの」とされている。

そ

(75)相対的貧困

ＯＥＣＤ(経済協力開発機構)等では、各国の等価可処分所得の中央値の50%以下で暮らすこととされ、主に先進諸国における経済格差に基づく貧困のこと。(→絶対的貧困：2011年時点の購買力平価換算で一日当たりの生活費が1.90ドル未満の状態。)

(76)ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）

人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスをいう。

た

(77)男女共同参画の日

明治９年(1876年)７月30日、当時の浜松県榛原郡横岡村(現在の静岡県島田市)において女性が浜松県公選民会の投票を実施。これはわが国で女性が選挙をした最初で、このことにちなみ、県では７月30日を「男女共同参画の日」とした。

ち

(78)地域改善対策協議会意見具申（地対協意見具申）（平成８年）

同和対策審議会が改組され、昭和57年(1982年)に設置された地域改善対策協議会が、平成８年(1996年)５月に同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について、政府に提出したもの。その中で、同和問題に関する差別意識は「依然として根深く存在」しているとし、その解消に向けた教育及び啓発については、「引き続き積極的に推進していかなければならない」としている。

(79)地域子育て支援拠点

地域における子育て支援の拠点については、従前の「地域子育て支援センター事業」と「つどいの広場事業」を再編し、児童館の活用も図りながら、平成19年度(2007年度)から「地域子育て支援拠点事業」として、新たに「ひろば型」「センター型」「児童館型」が創設された。子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や子育て等に関する相談・援助などが基本事業とされる。

(80)地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町が共同又は単独で設置する組織。相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者などで構成されている。

(81)地域の青少年声掛け運動

地域における「人づくり」の視点から、地域の大人が青少年に関わりを持つことが、青少年の健全育成に寄与すると考え、「もっと大人が青少年にかかわろう！」を合言葉に、県民総ぐるみの運動に発展させることを目的として、全県に幅広く展開する運動。

(82)地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助（地域包括ケア）を包括的に行う中核機関として、平成18年度(2006年度)から各市町において設置されたもの。

(83)地区安全会議

中学校区程度の範囲の自治会を中心に、ＰＴＡ、民生委員・児童委員、老人会、地域安全推進員等の様々な団体・個人をメンバーと

し、連携して防犯まちづくり活動に取り組んでいる組織。

つ

(84)つながるシート

保護者等の家庭教育に関する悩みや不安を軽減するために、保護者会等の家庭教育講座で、参加者同士がグループに分かれて、家庭教育について話し合うことを支援するワークシート。乳幼児版、幼児版、小学生版、中学生版、未来の子育て世代版、シニア版がある。

て

(85)デートＤＶ

恋人など親密な関係にあるカップルの間で起きる暴力（たたく・蹴るなどの身体的なもののほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、行動の制限）。

と

(86)同和対策事業特別措置法（昭和44年(1969年)４月10日法律第60号）

同和対策審議会答申の理念に基づき、10年間の限時法として制定された法律（後に法期限を３年間延長）。同和地区に関して生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、さらに人権擁護活動の強化など必要な措置を、総合的に実施することにしたもの。これによりはじめて本格的に同和行政が推進されることとなった。

(87)同和対策審議会答申（同対審答申）

昭和35年(1960年)に公布された同和対策審議会設置法に基づき設置された同和対策審議会は、昭和36年(1961年)、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について内閣総理大臣から諮問を受け、昭和40年(1965年)に答申を提出。その前文では、同和問題を「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であるとし、その早急な解決こそ「国の責務であり、同時に国民的課題」であるとしている。

(88)特別支援教育コーディネーター

ＬＤ・ＡＤＨＤ・高機能自閉症等を含めた障害のある幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うため、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関間との連絡調整を担う者。

に

(89)認定こども園

教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設。地域の実情や保護者ニーズに応じて選択が可能となるよう、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型などがある。

の

(90)ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、共に暮らし、同等に活動できる社会づくりをめざす考え方。

は

(91)パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性（※）を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。（※上司から部下だけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものを含む。）

(92)犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言

1985年に国連総会において採択されたものであり、その中で「被害者は、その尊厳に対し共感と敬意をもって扱われるべきであること」、「被害者に対して、訴訟手続きにおける被害者の役割や訴訟の進行状況、訴訟結果等に関する情報を提供する必要があること」、「被害者が必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すべきこと」、「各国政府は、警察、裁判、医療、社会福祉等の関係機関の職員に十分な教育訓練を行い、司法上・行政上の敏速な対応を進めるため適切な制度整備等を行うこと」などが提言されている。

(93)犯罪被害者等支援総合調整窓口（総合的対応窓口）

犯罪等により被害を受けた方々を支援するために、県や市町等が設置している窓口。関係機関・団体が行っている支援などに関する情報提供を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。

ひ

(94)被害者対策要綱

警察が、被害者の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立った各種の施策を総合的に推進するに当たっての当面の基本的指針を定めたもの。(平成８年(1996年)２月１日警察庁)

(95)ひまわり窓口

県警察では、被害申告がためらいがちになる性犯罪等の被害から女性を守るため、女性警察官が配置されている交番に「ひまわり窓口」の看板を掲出し、同性の立場から被害者のプライバシー等人権の保護に配意した適切な相談業務を推進している。

ふ

(96)ファミリー・サポート・センター

仕事と子育ての両立を支援するため、地域において子供の預かり等を有償で助け合うシステム。市町が設置し相互援助活動の運営を行う。

(97)フィルタリング

インターネット上のホームページ等の不適切な情報を閲覧できなくしたり、有益な情報だけを閲覧できるようにする仕組みであり、子どもたちが有害なサイトに接続しないようにするソフトやサービス。ただし、完全に遮断できないケースもあるため、問題解決に万能ではない。

(98)福祉サービス運営適正化委員会

「社会福祉法」第83条に基づき、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保し、利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に設置された機関。主な業務は、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保のための助言、勧告、利用者等からの苦情に対する相談、助言、事情調査、あっせんなど。

(99)福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス事業者の実施するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、公表する事業。事業者自らが運営やサービス提供の課題を把握することによりサービスの質向上に向けた取組を促進するとともに、公表により利用者のサービス選択のための情報提供を目的としている。

へ

(100)ヘイトスピーチ

特定の個人や集団、団体などの人種、国籍、宗教、民族的な文化などを差別的な意図をもって攻撃、脅迫、侮辱し、さらには他人をそのように煽動する言動等を指すと一般的に言われている。

(101)北京宣言及び行動綱領

平成７年(1995年)９月に北京で開催された

第４回世界女性会議（北京会議）で採択された宣言及び行動綱領。行動綱領では、女性の地位向上、女性のエンパワーメントの視点から、緊急かつ優先的に行動をすべき問題を分析し、12の「重大問題領域」として取り上げ、これらの解決のため、政府、国際機関、民間部門、女性団体、メディア等の分野での最も重要な国際公約となっている。また、宣言は、北京会議に出席した各国政府による、世界の女性の地位向上とエンパワーメントを推進するための誓約（コミットメント）・決意等を記載したもの。行動綱領と合わせ採択された。〈行動綱領における12の重大問題領域：①女性と貧困、②女性の教育と訓練、③女性と健康、④女性に対する暴力、⑤女性と武力紛争、⑥女性と経済、⑦権力及び意思決定における女性、⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み、⑨女性の人権、⑩女性とメディア、⑪女性と環境、⑫女児〉

(102)ホームレス

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年８月７日法律第105号）によると、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

ま

(103)マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受けるいじめ、嫌がらせのこと。解雇や雇い止めといった不当な扱いだけでなく、言葉や態度による嫌がらせも含む。

み

(104)民間シェルター

民間団体によって運営されている配偶者等から暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。被害者の一時保護のほか、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を行っている。民間シェルターの所在地は被害者の安全の確保のため非公開となっている。

ゆ

(105)ゆずりあい駐車場制度

公共施設や商業施設等多くの人が利用する施設に整備されている身体障害者用駐車場の利用適正化を図るため、車椅子利用者等歩行が困難な方に「利用証」を交付し、駐車場の適正利用を図る取組。

(106)ユニバーサルデザイン

米国ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス教授が1970年代半ばに提唱した考え方で、年齢、性別、能力にかかわらず、できる限りはじめからすべての人が利用できるように製品、空間、サービスをデザインすること。

り

(107)隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした施設。

ろ

(108)老人週間

国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すことを目的として、平成13年（2001年）の「老人福祉法」の改正（施行は平成14年（2002年））により、９月15日を老人の日、同日から21日までの一週間を老人週間と定められた（老人福祉法第５条）。従来からの「敬老の日」と同趣旨。

(109)老人の日

「老人週間」の項を参照。

わ

(110)ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」という考え方。

参　考　資　料

世 界 人 権 宣 言

1948年12月10日
第３回国際連合総会　採択

前　文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

世界人権宣言

第１条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第２条

１　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

２　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第３条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第４条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第５条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第６条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第７条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第８条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有

する。

第９条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

１　犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

２　何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

１　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

２　すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

１　すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

２　この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

１　すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

２　何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1　成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2　婚姻は、両当時者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3　家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1　すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2　何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1　すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2　何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1　すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2　すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3　人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければなら

ない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1　すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2　すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3　勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4　すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1　すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2　母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1　すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2　教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3　親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1　すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2　すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1　すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2　すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

3　これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月３日公布
昭和22年５月３日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（中略）

第３章　国民の権利及び義務

第10条　日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

日本国憲法（抄）

第12条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

２　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

３　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条　公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

２　すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

３　公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

４　すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条　何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条　何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条　何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

２　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

３　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

２　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

日本国憲法（抄）

第22条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

２　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条　学問の自由は、これを保障する。

第24条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

２　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

２　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

２　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

２　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

３　児童は、これを酷使してはならない。

第28条　勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条　財産権は、これを侵してはならない。

２　財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

３　私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条　国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条　何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条　何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

日本国憲法（抄）

第33条　何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条　何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条　何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

２　捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条　公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条　すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

２　刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

３　刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条　何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

２　強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

３　何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条　何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条　何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

（中略）

日本国憲法（抄）

第10章　最高法規

第97条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

（後略）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（平成12年法律第147号）

（目的）

第１条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第３条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第６条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第９条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第８条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第２条　この法律は、この法律の施行の日から３年以内に、人権擁護施策推進法（平成８年法律第120号）第３条第２項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年３月閣議決定）の概要

１　人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）策定趣旨

わが国では、不当な差別その他の人権侵害が存在するとともに、社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

こうした中、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠である。

こうしたことを踏まえ、基本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月６日公布・施行）（以下「人権教育・啓発推進法」という。）第７条の規定に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定された。

２　基本計画策定までの経緯

・平成６年12月：　国連総会で、平成７年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を採択。

・平成７年12月：　政府は、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置。

・平成８年12月：　人権擁護施策推進法（５年間の時限立法）が制定され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会を設置。

・平成９年７月：　「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定。

・平成11年７月：　同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、答申。

・平成12年11月：　政府は、人権教育・啓発のより一層の推進を図るために、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定した、人権教育・啓発推進法を制定。

・平成14年３月：　政府は、基本計画を策定。

３　策定方針

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとされた。

① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。

② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。

③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。

④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

４　基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、位置付けている。

項　　目	内　　容
第１章「はじめに」	・人権教育・啓発推進法制定までの経緯 ・計画の策定方針及びその構成
第２章「人権教育・啓発の現状」 第３章「人権教育・啓発の基本的在り方」	・わが国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方
第４章「人権教育・啓発の推進方策」	・人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策 ・その具体的な内容 ・人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組等 ・人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等
第５章「計画の推進」	・計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等

※１　この「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定）の概要」は、静岡県人権施策推進計画の参考資料とするため、県でまとめたものである。

※２　この計画は、平成23年４月の閣議決定で一部変更された。

「人権擁護」に関する決議

人間は生まれながらにして平等であり、だれもが平和で豊かな生活を営み、幸せで健康に生きる権利を持っている。

しかしながら、今日、なお幾つかの理由により、人間の平等が軽視されたり、人権の侵害が見られる。

このため、すべての人間が差別を受けず、人権を侵されることのないよう、人権に関する教育・啓発活動に、より積極的に取り組んでいかなければならない。

本年は世界人権宣言45周年に当たるため、本議会は、改めて人間の尊厳を自覚するとともに、差別の撤廃が民主主義社会の基礎であることを認識し、「人権擁護」の基本を踏まえ、差別のない平和で明るい県づくりを期するものとする。

以上、決議する。

平成５年12月10日

静　岡　県　議　会

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の根絶に関する決議

新型コロナウイルス感染症は、本県でもクラスターが頻発、続発するなど感染拡大が続いており、県民は、先行きが見通せない不安を抱えた生活を予備なくされている。

このような中、病魔と闘う感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者並びにこれらの家族、さらには他の都道府県からの来訪者が、ＳＮＳ等の様々な媒体によって、差別や偏見、心ない誹謗中傷を受けるなど、人権を脅かす事例が多数発生している。

こうした行為は当事者を深く傷つけ、平穏な社会生活を送る妨げになるのみならず、医療従事者の疲弊にもつながり、医療体制の崩壊を招きかねない。また、誹謗中傷等を恐れて感染者等がその行動履歴や濃厚接触者等の情報提供を拒めば、さらなる感染拡大を招く要因となるなど、一刻も早く解決すべき深刻な課題となっている。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染し、誰もが気がつかないうちに他に感染させる可能性があること、誹謗中傷等は決して許されない卑劣な行為であること、そして誰もが誹謗中傷等の被害者にも加害者にもなり得ることを、報道機関等の協力を得ながら周知し、県民一人一人が正しい認識の下、思いやりを持って行動することが求められている。

よって、本県議会は、新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見、誹謗中傷を断固として許さず、その根絶に全力を挙げて取り組んでいく。

以上、決議する。

令和２年11月30日

静　岡　県　議　会

静岡県人権会議設置要綱

（設置及び目的）

第１条　人権に関する施策の推進及び県民の人権意識の高揚のため、静岡県人権会議（以下「人権会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　人権会議は次の事務を所掌する。

(1) 人権に関する施策の基本的方向についての意見及び提言に関すること。

(2) 県民に向けた人権に関するメッセージの発信に関すること。

(3) 人権に関する情報交換及び研究に関すること。

（組織）

第３条　人権会議は、15人以内の委員をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) その他知事が必要と認める者

２　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任することができる。

（会長）

第５条　人権会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は会務を総理する。

（副会長）

第６条　人権会議に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。

２　副会長は会長を補佐する。

（会議）

第７条　会議は必要に応じて会長が招集し、その進行は会長があたる。

２　会長に事故ある時は副会長がその任にあたる。

（庶務）

第８条　人権会議の庶務は健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、人権会議の活動に関し必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この要綱は平成９年９月10日から施行する。

附　則

この改正は平成11年４月１日から施行する。

附　則

この改正は平成19年４月１日から施行する。

附　則

この改正は平成19年８月１日から施行する。

附　則

この改正は平成22年４月１日から施行する。

附　則

この改正は平成24年４月１日から施行する。

附　則

この改正は平成26年４月１日から施行する。

人権会議委員名簿

令和３年３月現在（敬称略）

氏　　名	現　　職	備　考
犬　塚　協　太	静岡県立大学国際関係学部教授	
小　谷　順　子	静岡大学人文社会科学部教授	
小　林　朋　子	静岡大学教育学部教授	
佐　野　可　代　子	静岡県手をつなぐ育成会常任理事	
澤　野　文　彦	静岡県精神保健福祉士協会会長	
鈴　木　恵　子	認定NPO法人魅惑的倶楽部理事長	
角　替　弘　志	静岡大学名誉教授	
成　岡　桂　子	社会福祉法人静和会特別養護老人ホーム丸子の里 施設長	
根　本　　猛	静岡県人権啓発センター長	
藤　田　浩　之	ＮＨＫ静岡放送局放送部長	
望　月　　茂	静岡県人権擁護委員連合会会長	
本　間　肥　土　美	磐田市ふれあい交流センター指導員	
山　本　忠　広	NPO法人清水障害者サポートセンターそら理事長	
ヤマモト　ルシア　エミコ	静岡大学教育学部准教授	

静岡県人権施策推進本部設置要綱

（設置）

第１条　人権施策の総合的、効果的な推進を図るため、静岡県人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　静岡県人権施策推進計画の策定及び推進に関すること。

(2)　その他人権施策の推進に関すること。

（組織）

第３条　推進本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

２　本部長は副知事を、副本部長は健康福祉部長をもって充てる。

３　本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（運営）

第４条　本部長は、推進本部に関する事務を総理統括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　本部員は、本部長及び副本部長を補佐し、分担事務を処理する。

４　本部長は、必要に応じて本部会を招集し、これを主宰する。

（幹事会）

第５条　推進本部に幹事会を置く。

２　幹事会の長は、健康福祉部福祉長寿局長をもって充てる。

３　幹事は、人権施策推進連絡会の委員をもって充てる。

４　幹事会は、推進本部の所掌事務について協議、調整を行うとともに、推進本部の決定した施策の推進に関し必要な事項を処理する。

５　幹事会の長は、必要があると認めるときは幹事会を招集し、これを主宰する。

６　幹事会の長は、必要に応じ幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

（作業部会）

第６条　推進本部に作業部会を置く。

２　作業部会の長は、健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室長をもって充てる。

3　作業部会員は、人権施策推進連絡会の作業部会の会員をもって充てる。
4　作業部会の長は、必要があると認めるときは作業部会を招集し、これを主宰する。

（庶務）
第７条　推進本部の庶務は、健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室において処理する。

（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

1　この要綱は、平成16年６月10日から施行する。
2　静岡県人権教育のための国連10年推進本部設置要綱は廃止する。
3　この要綱は、平成19年４月１日から施行する。
4　この要綱は、平成21年４月１日から施行する。
5　この要綱は、平成22年４月１日から施行する。
6　この要綱は、平成22年５月17日から施行する。
7　この要綱は、平成22年６月７日から施行する。
8　この要綱は、平成24年４月１日から施行する。
9　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。
10　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。
11　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。
12　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表

本　　部　　員
知事戦略局理事　　危機管理部長　　経営管理部長　　くらし・環境部長 スポーツ・文化観光部長　　経済産業部長　交通基盤部長　出納局長 企業局長　　がんセンター局長　　議会事務局長　　人事委員会事務局長 監査委員事務局長　　労働委員会事務局長　　収用委員会事務局長　　教育長 警察本部総務部長